

平成 22 年度 大学機関別認証評価
自己評価報告書・本編
[日本高等教育評価機構]

平成 22(2010)年 6 月
国際大学

国際大学

目 次

I.	建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	p.1
II.	沿革と現況	p.2
III.	「基準」ごとの自己評価	p.4
	基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	p.4
	基準2. 教育研究組織	p.8
	基準3. 教育課程	p.17
	基準4. 学生	p.35
	基準5. 教員	p.54
	基準6. 職員	p.63
	基準7. 管理運営	p.68
	基準8. 財務	p.74
	基準9. 教育研究環境	p.80
	基準10. 社会連携	p.89
	基準11. 社会的責務	p.97

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の理念

国際大学（以下、「本学」という。）設立時の社会状況は、経済力の上昇とともに我が国の国際的地位が著しく高まる中であって、政治、経済、文化などの社会的諸側面においても、国際的対応を大きく変化させなければならない時期であった。このような時代の要請に応えるために、本学は、複雑化し、激動化する国際環境のなかで、公的機関の運営や民間企業の運営を安心して任せられる人材の養成を目指し、経済界、教育界、地域社会の支援により、昭和 57(1982)年、日本初の国際人養成のための大学院大学として誕生している。これは、国際人の養成は、にわか仕立ての語学教育や、断片的な国際知識の付与によって達成されるものではなく、国際人の育成にふさわしい教育環境をつくり、そこにおいて長期的視野に立ち、若い青年の成長期に国際性豊かな人間教育を行うことにより初めて可能となるとの信念に基づいている。

本学の建学の理念は基準 1 で述べるが、「国際大学大学院のありかた - 設立の趣旨と特色 - 」として本学の特色とともにそこに示されるとおり、本学はそれまでの日本の大学院とその性格を異にして、特定の社会的ニーズにこたえるための明確なる目的をもつ教育研究機関（新しいプロフェッショナル・スクール）として存在し、今日に至っている。

2. 使命・目的

本学は建学の理念を踏まえ、国際大学学則第 1 章第 1 条に本学の目的を次のとおり規定している。

「国際大学は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づいて設立された学校であり、学術の中心として広く知識を授け、深く専門の学術を教授し、研究することを目的とする」

さらに学則第 3 条では、修士課程の目的を以下のように規定している。

「修士課程は専攻分野について、精深な国際関係及び国際経営の学識を涵養するとともに、地域研究の能力を養い、高度の専門的職業人としての教育を行うものとする」

設立発起人代表であった中山素平（初代理事長、元日本興業銀行相談役）は、本学の教育理念について、設立当時次のような言葉を残している。

「国際大学大学院では、最近著しい発展をみせている国際関係学を教育研究の中心とした。しかしここで考えておきたいのは、この学問体系を単なる知識として、単なる分析の用具として活用するのではなく、現実の問題を解決するための実践的な知恵になるよういかしていくということであろう」（「学校法人国際大学概要」、昭和 57(1982)年 5 月）。

本学は、この理念に基づき国際標準の教育実践を通じ、高度の専門的職業人としての教育を授け、世界に通用する真のグローバル・リーダーを育成し、国際社会の要請に応えていくことを使命としている。

II. 国際大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 51(1976)年 3 月	財団法人国際大学設立準備財団発起人総会開催 設立発起人代表(肩書当時) 佐々木 直 (経済同友会代表幹事) 土光 敏夫 (経済団体連合会会長) 中山 素平 (日本興業銀行相談役) 永野 重雄 (日本商工会議所会頭) 水上 達三 (日本貿易会会長)
昭和 54(1979)年 3 月	財団法人国際大学設立準備財団設立認可
昭和 57(1982)年 1 月	学校法人国際大学寄附行為認可。国際大学及び大学院国際関係学研究科設置認可
昭和 57(1982)年 4 月	国際大学及び大学院国際関係学研究科開設
昭和 58(1983)年 4 月	大学院国際関係学研究科学生受入れ 第 1 回入学式挙行
昭和 60(1985)年 5 月	日米関係研究所及び中東研究所設置
昭和 63(1988)年 3 月	大学院国際経営学研究科設置認可
昭和 63(1988)年 4 月	大学院国際経営学研究科開設
昭和 63(1988)年 8 月	国際経営研究所設置
昭和 63(1988)年 9 月	大学院国際経営学研究科 MBA (経営学修士) プログラム学生受入れ
平成 3(1991)年 4 月	アジア発展研究所及び学校法人国際大学グローバル・コミュニケーション・センター設置
平成 7(1995)年 9 月	大学院国際関係学研究科の履修課程を国際関係学プログラム・国際開発学プログラムに編成
平成 9(1997)年 4 月	国際大学研究所設置 (日米関係研究所、中東研究所、国際経営研究所、アジア発展研究所を統合)
平成 13(2001)年 9 月	大学院国際経営学研究科 E ビジネス経営学プログラム (1 年制) を置く
平成 17(2005)年 9 月	大学院国際関係学研究科に国際平和学プログラムを置く
平成 21(2009)年 9 月	大学院国際関係学研究科に公共経営・政策分析プログラムを置く

2. 本学の現況

[大学名] 国際大学

[所在地] 新潟県南魚沼市国際町 777 番地

[大学院修士課程の構成]

国際関係学研究科国際関係学専攻（入学定員 75 人、収容定員 150 人）

国際経営学研究科国際経営学専攻（入学定員 75 人、収容定員 150 人）

[学生数]（平成 22(2010)年 5 月 1 日現在）

研究科	1 年次	2 年次	計
国際関係学	82	64	146
国際経営学	74	50	124
合計	156	114	270

[教員数]（平成 22(2010)年 5 月 1 日現在）

<専任>

研究科・研究所	教授	准教授	講師	助教	助手	計
国際関係学	5	10	8			23
国際経営学	4	3	4		1	12
国際大学研究所	1					1
GLOCOM		4	2	1		7
合計	10	17	14	1	1	43

GLOCOM: 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター

<兼任>

研究科	非常勤・客員
国際関係学	6
国際経営学	14
合計	20

[職員数]（平成 22(2010)年 5 月 1 日現在）

専任	嘱託・パート・派遣	合計
39	24	63

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的（教育の理念・目的・目標、大学の個性、特色等）

1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

（1） 1-1の事実の説明（現状）

本学の建学の理念は、「国際大学大学院のありかた・設立の趣旨と特色・」（国際大学規程集 第一編 基本3）として以下のようにまとめられている。

<設立の趣旨>

1. 国際大学は広くわが国の経済界、教育界並びに地域社会の強い支援を背景に誕生した私学であることに鑑み、国際的進取の精神のもとに自主独立と、自由闊達な運営を基本姿勢とする。
2. 国際大学大学院は高度に専門的且つ学際的学識を具備し、それを国際場裡で実践活用し得る人材を育成することをその主目的とする、新しいプロフェッショナル・スクールである。

<特色>

3. 本学の教学は上記趣旨に照らして学際的であることを原則とし、国際関係及び国際経営研究と地域研究を総合的に把握することを特色とする。
4. 高度に専門的な学識の具備を可能とするために、具体的なカリキュラムの内容、教育の方法の両面において独自性を創出すると共に、高度の研究活動を行うことにより社会的要請に応じてゆくことを目指す。
5. 国際的受容度の高い有為の人材を育成する観点から、本学の講義は原則として国際用語である英語で行う。
6. 本学は前記設立の趣旨に照らし、既に大学の学部課程を卒業して実務に携わっている者を教育することを主特色とする。同時に広く門戸を開き、国内及び海外から、専門の如何を問わず、多彩な背景をもつ人材を受け入れ、これらの学生間の相互交流を通じて実践的学識の充実を期する。
7. 前述の教学を強化するために、本学は全寮制を原則として経歴、国情の異なる有為の青年の共同生活を通じて、問題意識・世界観などの交流をめぐる成熟した相互刺激と切磋琢磨が行われることを目的とする。又、本学の卒業生は卒業後も、国際性豊かな友情と信頼を基盤として世界的なレベルで広く国際的な相互理解と人間関係の確立に努める。
8. 本学は広く内外からすぐれた教授陣を求めて国際的に構成し、教場内のみならず、学生との日常的な接触を通じて高度の人間形成に資することを志向する。更に学生のキャンパス生活が、地域社会との交流を通じてより多様且つ有意義なものとなるよう、あらゆる機会を活用することに努力する。

国際大学

この「国際大学大学院のあり方」は、本学が専門的職業人の養成を主目的とする新しい大学院として設置され、従来の日本の大学院とその性格を異にしていることから、十分に時間をかけて議をつくしたいとして、開学後4年を経た昭和61(1986)年に発布された。教育界・実業界などの外部有識者を中心に構成された顧問会における議論を経て、学内起草委員会により起草され、理事会承認を以て、いわば大学の憲法として発布されたものである。この理念は、本学の規程集に収められ、教職員に供されている他、大学ホームページに全文を掲載し、学内外に周知している。

(2) 1-1の自己評価

「国際大学大学院のあり方」が示す建学の理念、即ち、国際用語たる英語による教育、国内外からの多彩な学生の受け入れ、全寮制による学生たちの切磋琢磨などによる国際的専門人材の育成は、開学以来27年に亘る実践から、本学の教学及び教育環境の現実そのものとして機能している。このため、学生を含めた大学の構成員間では、建学の理念は自明のことと捉えられ、また、学外に対しても十分に浸透していると考えている。ただし、「国際大学大学院のあり方」には、目指すべき理念としての「特色」も含まれており、理念というよりも現実化している「特色」の方が入学案内などの資料で紹介されることが多かった点は改めていく必要がある。

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

本学の建学の理念は、現在行っている点検・評価活動を通じ、本学の現在を形作る基礎として改めて再評価されたところであり、現状のホームページでの公開に加え、平成23(2011)年度の大学案内や学生便覧などに掲載し、より適切に学内外に発信していく。

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

(1) 1-2の事実の説明(現状)

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

本学では、学則第1章第1条に大学の目的を、さらに学則第3条では、修士課程の目的を以下のように定めている。

国際大学学則

(目的)

第1条 国際大学(以下「本学」という。)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づいて設立された学校であり、学術の中心として広く知識を授け、深く専門の学術を教授し、研究することを目的とする。

(修士課程)

第3条 大学院に修士課程を置く。

2 修士課程は専攻分野について、精深な国際関係及び国際経営の学識を涵養するとともに、地域研究の能力を養い、高度の専門的職業人としての教育を行うものとする。

学則上に定められた目的は、学校教育法第 83 条（大学の目的）に即した表現である。修士課程の目的は、大学院設置基準第 3 条（修士課程）に定める修士課程の目的を踏まえ、本学の建学の理念を反映したものとなっている。

加えて、平成 17(2005)年から平成 18(2006)年にかけて実施された全学の自己点検・評価活動において、本学の「高度に専門的且つ学際的学識を具備し、それを国際場裡で実践活用し得る人材を育成する」という理念をもとに、これをより具体化する人材養成ビジョンとして、日本及び国際社会のニーズの変化、開学以来の経験、国際大学キャンパスの教育研究環境が持っている特徴などを踏まえ、「国際社会が直面している問題の解決」という新しい次元を加え、国際社会の問題の解決に資することのできるグローバルな人材の養成を本学の原点に据え、次のとおり新たな使命を定めた。

世界のさまざまな国や地域で暮らしている人々や活動している組織が直面している重要な政治的、経済的、社会的問題の実践的な解決に貢献することのできる専門的かつ総合的な知識と技能を持ち、異文化に対する深い理解と人間としての共感をもったグローバル・リーダーを育成する。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

学則に定める大学の目的・修士課程の目的については、本学規程集に収められ、教職員に周知されている。

上記の新たな使命とその策定に至る考え方については、「国際大学自己点検・評価報告書 2006 年」に詳しく述べられ、教職員に周知されている。

また、この使命を基によりわかりやすい表現に改め、本学ホームページ上に掲載し、学外に公表している。その内容は次のとおりである。

国際大学(IUJ)の目指す教育

国際大学(IUJ)は、世界のさまざまな国や地域の人々、あるいは、政府・企業・NGO等の組織が直面しているグローバルな問題の実践的解決に貢献することのできるリーダーを育成し、グローバルな公共の利益に貢献します。

その為に、政治、経済、経営等に関する専門的な知識と技能を習得し、かつ、異文化への深い理解と人間的な共感を培うことのできる学習と研究の場を提供します。

(2) 1-2の自己評価

本学の目的は、学則に定められており、その使命は、表現を平明にしたうえで、広報資料等に「目指す教育」という形で表現している。しかし、周知・公表内容の統一性や公表方法が十分でないなどの課題がある。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

1-1とあわせ、建学の理念に基づく目的・使命をより明確にし、内容の整合性や周知

国際大学

方法を改善するための方策を今年度中に策定し、実行する。具体的には、学則を含め、目的・使命にかかる規程改定に向け、学長の補佐機関である運営委員会での協議調整や、研究科教授会等における機関決定を経て、平成 22(2010)年度からの広報資料（大学案内・ホームページ等）及び学生便覧等へ掲載し、より適切な学内外への周知を行う。

〔基準 1 の自己評価〕

本学は、開学以来 27 年以上に亘り、建学の理念に沿ったキャンパスの教育研究環境をつくりあげ、個性と特色に溢れる教学運営を行ってきたことは評価できる。今日のキャンパスの教育研究環境は、建学時の想定を超えたスピードで国際化・多様化が進んでおり、本学の現状を説明する際、学生構成の国際性・多様性、全寮制、英語教育など、現実的な特色を強調する傾向がみられる。これらの特色が必ずしも理念との関係で述べられてこなかったことは今後改めていくべき課題である。目的・使命については、建学の理念に基づき点検・評価活動等を通じて新たな使命を定めたことなどは評価できる。表現方法・周知方法については課題が残る。

〔基準 1 の改善・向上方策（将来計画）〕

1-1、1-2 で述べたように、建学の理念に基づき、使命・目的のそれぞれの表現・周知方法を改善するため、学則を含め、使命・目的にかかる規定等の改訂に向け、自己点検・評価委員会において検討し、研究科教授会等における機関決定を経て、学内において表現の統一を図り、平成 22(2010)年度以降適切な情報発信により周知していく。

なお、大学の目的については、大学院大学としての建学の理念や使命をよりよく表していくため、次の文面に変更し、必要な機関決定等所定の手続きを経て学則第 1 条を平成 22(2010)年内に変更する予定である。

国際大学は、国際社会や国際ビジネスが直面する諸問題を実践的に解決していくために必要な学術の理論と応用の研究に取り組み、その教育を通して、高度に専門的な知識と技能及び異文化に対する深い理解と共感をもったグローバル・リーダーを育成し、もって国際社会の発展に寄与することを目的とする。

基準2. 教育研究組織 (学部、学科、大学院等の教育システム等)

2-1 教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、附属機関等)が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

2-1-② 教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、附属機関等)が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

(1) 2-1の事実の説明(現状)

本学は、高度に専門的且つ学際的学識を具備し、それを国際場裡で実践活用し得る人材を育成することをその主目的とし、大学の使命・目的を達成するための教育研究の基本組織として、次の大学院研究科を置いている。

大学院研究科 国際関係学研究科 国際関係学専攻
国際経営学研究科 国際経営学専攻

また、次の通り、大学附置研究所及び教育研究をサポートする附属施設を置いている。

附置研究所 国際大学研究所
国際大学グローバル・コミュニケーション・センター (GLOCOM)

附属施設 松下図書・情報センター (MLIC)

本学は大学院大学であり、大学院研究科が教育研究上の基本組織の根幹をなす。大学院研究科の入学・収容定員及び在籍学生数、専任教員数の概要を表2-1-1に示す。

表2-1-1 入学定員及び在籍学生数、専任教員数 (平成22(2010)年5月1日現在)

研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数	専任教員数
国際関係学研究科	国際関係学専攻	75	150	146	23
国際経営学研究科	国際経営学専攻	75	150	124	12
計		150	300	270	35

表2-1-2 大学全体の専任教員数 (平成22(2010)年5月1日現在)

所属	教授	准教授	講師	助教	助手	計
国際関係学研究科	5(2)	10(3)	8(5)	0	0	23(10)
国際経営学研究科	4(2)	3(2)	4(2)	0	1(1)	12(7)
国際大学研究所	1(0)					1(0)
GLOCOM		4(1)	2(0)	1(0)		7(1)
計	10(4)	17(6)	14(7)	1(0)	1(1)	43(18)

() 内は外国人教員で内数

<大学院研究科>

本学は、昭和 57(1982)年、日本で初めて、学部の設置に先立って大学院のみを置く大学としてスタートし、国際関係学研究科国際関係学専攻は、本学の最初の研究科・専攻として開設された。国際的な相互依存環境が急速に進展していた当時、国際社会の情勢を国際的通用語である英語を用いて学際的に理解し、国際場裡で活躍できる人材の育成を目的とした。

3つのディシプリン（国際政治、国際経済、国際経営）と4つの地域研究（日本研究、アジア研究、アメリカ研究、中東研究）の7プログラム（履修課程）からなる教育課程を通じ、学際性の高い教育課程を展開していた。

平成 5(1993)年の大学中期計画策定におけるレビュー等を経て、国際関係学研究科は、平成 7(1995)年に大きなカリキュラム改編を行い、それまでの7プログラムから、国際関係学プログラムと国際開発学プログラムの2つの履修課程に教育課程を再編した。

国際関係学プログラムは、政治・経済・歴史・文化などが絡み合う国家間あるいは地域間の国際関係、特に日本を含むアジア地域における国際関係に関する広範囲で多様な課題に対して、専門領域を横断する学際的研究と地域研究を融合するアプローチにより、長期的な展望にたちグローバルな視野から包括的に分析ができる有為の人材を養成することを目的にしている。このプログラムでは、特に問題発掘能力・分析能力・問題解決能力の養成を目指している。

国際開発学プログラムでは、環境に優しく平和で貧困と所得格差の無い持続的発展が可能な国際社会を作り上げることを目的に、そのために必要な高度な専門知識・科学的な分析手法・実践的な理論を身につけ、グローバル化が進む国際社会で幅広く活躍できる国際開発のプロフェッショナルを養成することを目的にしている。このプログラムでは、特に分析能力・問題解決能力・政策立案能力の養成を目指している。

平成 7(1995)年以降、社会的ニーズの変化に対応し、平成 17(2005)年 9月には国際平和学プログラムが、さらに平成 21(2009)年 9月には公共経営・政策分析プログラムが新たな履修課程として編成され、国際関係学研究科は現在4プログラム体制になっている。これらの4つのプログラムでは、政治学・経済学・経営学を軸に、相互に関連する学際的で有機的な教育課程を提供している。

国際平和学プログラムでは、紛争・貧困・格差・環境破壊・難民など平和と人間の安全保障を脅かす多様な地球規模の課題に対して、政治学・経済学・経営学などの社会科学分野を横断する学際的なアプローチにより、長期的な展望にたちグローバルな視野から包括的に分析ができ、かつ国際援助機関・行政・市民組織などの多様な組織の協力が必要な分野で活躍できる有為の人材を養成することを目的にしている。

最後に、平成 22(2010)年 9月より学生を受け入れる予定の公共経営・政策分析プログラムは、公共セクターにおける効率的な経営とグッド・ガバナンスの確立という時代の要請により編成された履修課程で、政治学・経済学に加えて経営学・行政学・財政学・会計学などの学問領域を強化し、分析能力・政策立案能力と共に政策実施評価能力および組織管理能力を備え、公共セクターで幅広く活躍できる人材を養成することを目的にしている。

国際関係学研究科国際関係学専攻は、昭和 57(1982)年の開設時には入学定員 50人、昭

国際大学

和 61(1986)年に入学定員を 100 人とし、その後、国際経営学研究科国際経営学専攻の設置を経て、平成 4(1992)年に入学定員 75 人・収容定員 150 人に変更され、現在に至っている。

国際経営学研究科国際経営学専攻は、加速する国際化の進展、特にプラザ合意以降の急速な円高進行に伴って我が国企業がより一層の経営の国際化に迫られる中、国際的環境における経営人材を養成するという喫緊の課題に応えるため、昭和 63(1988)年に開設された。米国最古のビジネス・スクールと言われるダートマス大学エイモス・タック経営大学院との提携と支援のもと、文部科学省認可の大学院としては初めて、英語により教育を行う経営学修士 (MBA) プログラムを開講する大学院としてスタートした。

開設当初の入学定員は 50 人であったが、平成 4(1992)年に 75 人・収容定員 150 人に増員し、現在に至っている。開設時の履修課程は MBA プログラムのみであったが、平成 13(2001)年には、急速な情報技術の進展と経営環境の変化に伴い、情報技術と企業経営を E ビジネスにより統合できる人材を短期間に育成することを目的とし、標準修業年限を 1 年とする履修課程として、E ビジネス経営学プログラムをスタートさせた。

これら 2 つの大学院研究科においては、他研究科授業科目の履修制度 (本学では、「クロス・レジストレーション」と称している) を設けている。研究科間の関連性を強め、教育研究の学際性を高めるための有意義な制度として、両研究科の学生に利用されている。また、両研究科には経済・経営分野などの共通領域があり、当該領域においては兼務で両研究科の授業科目を担当する教員もいる。

独立の教育組織としては編成していないが、本学の教育研究を支える重要な専任教員のグループとして、「語学プログラム」がある。語学プログラムには、「日本語プログラム (JLP)」及び「英語プログラム (ELP)」がある。語学プログラムの教員のうち、JLP の専任教員 4 人は全て国際関係学研究科に配属され、ELP の専任教員 4 人は、2 人ずつ各研究科に配属されている。本学における日本語教育は、創設当初は、留学生が日本研究を学ぶための地域言語という位置づけであったが、留学生数が増加し続けたことや、日本研究を専修する履修課程を廃止したことなどによりその位置づけは変化した。大学コミュニティ以外で必要とされる日本語能力や、日本での就職希望者に対するニーズもあるが、最も重要なのは、日本社会・日本文化への理解のうえに日本との懸け橋となって母国の将来を担う人材を育成するための日本語教育という観点である。現在の日本語教育はこのような趣旨から実施されている。日本語能力を持たずに入学する留学生にも対応する初級 (または基礎) から、上級レベルまでのコースを開講している。

英語プログラムでは、入学前に 8 週間に亘り行われる夏季英語集中プログラムや、入学後の「英語 (Academic English)」、「修士論文のための英語 (English for Thesis Writing)」等、英語で行う修士課程において効果的に学び、修士論文を英語で作成するために必要な専門的英語能力の向上を目的とした英語コースを開講している。

< 附置研究所及び附属施設 >

国際大学研究所は、平成 9(1997)年まで設置されていた 4 つの附置研究所 (日米関係・中東・アジア発展・国際経営の各研究所) を統合のうえ設置された。日米関係・中東・アジア発展の各研究所は、国際関係学研究科に日本研究・アメリカ研究・アジア研究・中東

研究という地域研究プログラムを置いていたことに対応しており、学生研究員という仕組みも活用し、地域の特性や諸課題に対応する国際関係学研究科のカリキュラムを豊かにする研究組織として機能していた。国際経営研究所は、経済のグローバル化のもたらすさまざまな企業経営上及び市場の問題を総合的に研究することを目的に、国際経営学研究科設置と同じく昭和 63(1988)年に設立された。これら 4 研究所の統合は、平成 7(1995)年の国際関係学研究科カリキュラム改編とも対応しているが、単一の組織とすることにより、新規研究プロジェクトの発掘に関して全学的なレベルでの努力と支援を可能にし、資源の調達・配分及びその有効利用に関して整合性のある戦略・計画を策定・実施することであった。平成 16(2004)年には、研究活動を制度化し、かつ部分的に財政支援するための仕組みとして、研究所内にリサーチセンターを設けた。リサーチセンターは、研究科に所属する専任教員を含む共同研究グループ毎に、学内の財政支援により研究プロジェクトを立ち上げ、成果をあげたうえで、外部資金の導入につなげられるような研究を狙いとした。現在、同研究所の専任所員は教授 1 人であり、その研究活動は、旧日米関係研究所から継承されている研究が中心となっている。本研究所の専任所員は国際関係学研究科を兼務し、日米関係・現代日本政治・アメリカ外交政策等の分野における授業科目及び研究指導を担当している。また、世界に開かれた研究の場を提供するという趣旨から、特任研究員・客員研究員の制度を設け、学外・海外研究機関の研究者を迎え入れ、共同研究などを行っている。世界の研究機関等で活躍する本学修了生を国際交流基金のフェローシップなどを利用し客員研究員として受け入れるケースもあり、研究科教員、修了生、在学生間の教育研究交流に資する制度としても活用されている。

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター (GLOCOM) は、情報社会および日本社会を多面的に研究することを使命とし、平成 3(1991)年に学校法人国際大学の直轄研究所として設立され、その後平成 16(2004)年に、大学附置研究所となった。専任の研究員は准教授 4 人、講師 2 人、助教 1 人で構成され、学外からも研究員を多数起用し、多くの研究プロジェクトを行っている。GLOCOM と大学院の教育研究課程の連携は、その形を変えつつも、継続的に行われている。まず、平成 8(1996)年春、平成 9(1997)年春の 2 学期に亘り、GLOCOM 研究員による講義シリーズ「情報文明論」が開講された。この講義シリーズは現在開講されていないが、平成 17(2005)年からは、国際経営学研究科の授業科目「インターネット政策とガバナンス」を開講し、3 人の GLOCOM 研究員が兼務により担当している。

松下図書・情報センター (MLIC) は昭和 63(1988)年に設置され、大学図書館としての機能と、コンピュータ等情報技術を利用した教育研究活動を支援し、かつ実践する場として機能している。MLIC は、日本では殆ど見られない全寮制を原則とする大学院大学である本学において、教員や大学院生が日夜学習・研究を進めるうえで、極めて大きな役割を担う附属施設である。図書館は学期中には夜 12 時まで、2 つの PC 教室は 24 時間いつでも利用が可能であり、論文やレポートの執筆のほか、様々な E リソースを利用することが可能になっている。また、PC 教室は授業における利用頻度が高く、様々な教育研究用ソフトを利用して、政策分析や市場分析に必要な手法・ツールを学ぶ場所として活用されている。MLIC 棟内には、1 年制 E ビジネス経営学プログラム専用のコンピュータールーム (E

ラボラトリー)も置かれている。図書館のサービスとしてはコース・リザーブ制度を完備し、授業で用いる図書・文献等について学生が授業期間中に円滑に利用できるようにしている。

(2) 2-1の自己評価

大学院国際関係学研究科、国際経営学研究科は、設置後前者は27年、後者は21年を経過し、数度に亘るカリキュラム改編や定員の変更などの変容を経つつも、「高度に専門的で学際的学識を国際場裏で実践活用する人材の育成」という建学の理念に沿って教育研究を提供するための基本組織として適切な構成を保ってきているものと評価する。

2つの研究科は、クロス・レジストレーションの実施など様々な点で関連性を深めている。途上国政府等の公共セクターからの留学生受け入れ等も多い本学のMBAプログラムは、公共性や、環境経営などの社会的責任を重視した教育課程を組み、教育研究領域としても両研究科は近づいてきている。国際関係学研究科において新たに編成した公共経営・政策分析プログラムとの共通領域においても国際経営学研究科教員の兼務担当を考えており、両研究科の連携を更に発展させるべく検討を進めている。

GLOCOMの研究は、官庁・企業等からの受託研究を主たる活動内容とし、日本語により行われるものが多い。このようなGLOCOMの性格から、大学院の教育研究課程との連携体制は、必ずしも十分に構築されているとは言えない。具体的な連携は、現在国際経営学研究科の授業科目をGLOCOM研究員が兼務により担当している他、国際経営学研究科の経営情報分野の教員との間で共同研究を行なっている程度に留まっている。情報社会におけるガバナンス、政策の研究は、現代社会において非常に重要であり、今後、情報社会、公共政策、情報とイノベーションなどの分野において、国際関係学・国際経営学研究科の教育研究プログラムとの連携強化を検討していく必要がある。

国際大学研究所は、大学院研究科の教育課程とも密接な連関を保ち、国際関係分野に欠かせない重要な研究を行い、教育課程に活かしている。また、客員研究員の受入も、修了生の受入などで教育課程との関連性を保ちながら行われている。

MLICは、大学院の専攻分野に応じ社会科学系を中心とした図書、学術誌、Eリソースが系統的に備えられ、レファレンス担当職員を配置し、閲覧席数も十分に確保(収容定員の25%以上)できており、長時間の開館やコース・リザーブ制度の運用などにより多くの学生が利用しており、極めて重要な施設として適切かつ効果的に機能している。

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

大学院の2研究科は、教育研究上の必要性や学生のニーズへの対応から、他研究科授業科目の履修制度(クロス・レジストレーション)の活用促進を進めているが、更に、2つの研究科にまたがる経済・経営の領域におけるカリキュラムの共通化や、これらの分野における研究指導について必要に応じ兼務により、2研究科をまたいでの研究指導を行う。

本学のような小規模大学において、国際的な教育研究を更に発展させていくためには、海外の研究所や、国際機関・開発援助機関等との間の連携や共同研究を積極的に行い、その成果を教育課程にも活かしていく必要があり、国際大学研究所をその受け皿として、客

員研究員の受入や、研究科教員を兼担所員として活用することなどにより、国際的な研究プロジェクトや海外研究機関等との組織的な教育研究連携を図っていく。情報社会、公共政策、経営とイノベーションなどの分野において、GLOCOM と国際関係学・国際経営学研究科の教育研究プログラムとの連携強化を図る。

2-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

(1) 2-2 の事実の説明（現状）

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(2) 2-2 の自己評価

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は学部を設置していないため、教養教育は実施していない。

2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

(1) 2-3 の事実の説明（現状）

本学の教育研究に関わる意思決定の組織としては次のものがある。

大学評議会

国際関係学研究科教授会

国際経営学研究科教授会

松下図書・情報センター運営委員会（MLIC 運営委員会）

国際大学研究所政策委員会

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター運営会（GLOCOM 運営会）

大学院大学である本学において、その使命を果たす教育研究上の基本組織は大学院研究科であり、研究科教授会（以下「教授会」という）が教育研究上重要な意思決定機関として機能している。

教授会は、研究科長が議長となり、その審議事項は、学則及び研究科教授会規程により次のように定められている。

教授会は、研究科に関する次の事項を審議する。

(1) 教員の人事に関する事項

(2) 教育・研究上の組織に関する事項

(3) 教育課程に関する事項

(4) 履修ならびに研究の指導に関する事項

- (5) 学位の審査に関する事項
- (6) 国際交流に関する事項
- (7) 予算に関する事項
- (8) 規程等の制定、改廃に関する事項
- (9) 学生の入学、再入学、留学、休学、復学、退学、除籍等の身分に関する事項
- (10) 学生の厚生補導に関する事項
- (11) 学生の賞罰に関する事項
- (12) その他、研究科の運営に関する重要事項

教授会は、原則として月一回開催され、上記の事項を審議する。

大学評議会は、学長の諮問機関として、学長、副学長、研究科長、研究科長、松下図書・情報センター長、国際大学研究所長などの役職教職員により構成され、規定の改廃、全学に係る重要事項などについて、学長の諮問に応じて開催される。

国際大学研究所政策委員会は、研究所の運営・人事について審議する。

MLIC 運営委員会は、年に 2 回開催され、全学的な観点から、予算・運営についての事項を中心に審議する。図書・教育研究用の情報設備・機器・ソフトウェア・資料などの整備購入は、予算額も大きく、また、学習者が利用する教育研究設備・環境に直接関連する事項であり、その運営は重要なものとなっている。

GLOCOM 運営会は、GLOCOM 所長を補佐する目的で設置された諮問機関であり、所長を議長として、副所長、事務局長、および、管理職レベルの所員を中心に所長が指名する数人をもって組織する。開催は月次で、GLOCOM の経営計画、研究プロジェクト、人事、組織、予算、その他の運営に関する重要事項について審議する。

(2) 2-3 の自己評価

研究科教授会の構成員は助教以上の当該研究科所属専任教員である。教授会は研究科長が招集し、議長を務める。カリキュラムの検討や学生の入学・学籍異動などほぼ毎月審議事項があり、現行の月に一度という開催頻度は、概ね適切である。

日本語を解さない相当数の外国人教員がおり、また、議長を務める研究科長に外国人教員が任用されることもあるため、教授会の運営は英語で行われており、議事録も英語で作成されている。教授会は各研究科に置かれており、教学上の意思決定は 2 つの異なる教授会で行われている。時として、研究科によって異なった意思決定がなされ、学務運営上様々な相違点が生じることもある。競争環境が急激に厳しさを増している中、大学の使命・目的に照らして大学改革を進め、研究科間の垣根をより低くし、大学の意思決定を迅速かつスムーズに行うためには、教授会の役割や全学的意思決定機関による調整などについて検討する必要がある。

国際経営学研究科では専門的な事項を検討する委員会（専門委員会）として「カリキュラム委員会」をおいている。国際関係学研究科では、専門委員会として「学生指導委員会」「入試委員会」「カリキュラム委員会」をおいていたが、平成 13(2001)年より、各プログラム（履修課程）を中心とする運営に切り替え、プログラム主任教員（プログラム・ディレクター）を中心に、プログラム所属の教員内でこれらの事項に対応することとし、専門

委員会は置いていない。ただし、平成 17(2005)年 9 月以降は、研究科長・副研究科長で構成する研究科長室 (Dean's Office) の調整機能を重視した運営を行っている。本学のような小規模の大学においては、細分化された会議体や専門委員会を設けても、教員の負担度を高めてしまったり、スムーズな意思決定を阻害してしまうことも考えられるが、現状では、研究科長を始めとする特定の教員に過度な負担がかかる傾向があり、研究科・大学の意思形成や共通理解を促進する組織運営を考える必要がある。

MLIC 運営委員会は、学長、MLIC センター長、研究科長、アドバイザー教員、事務総長、MLIC 事務室長から構成され、教育研究あるいは直接的に授業にも関連する重要な図書・情報施設・機器・資料・E リソースの拡充や運営方針などを定める会議体として、適切な運営が行われている。

大学評議会は、前述のとおり、学則上に定めのある全学的審議機関として、学長の諮問に応じ教育研究、大学運営に関する重要事項について審議する。学長は審議された結果を踏まえ、最終的に自らの判断と責任で適切に大学運営を行っている。

GLOCOM 運営会は、GLOCOM 組織規程上に定めのある運営組織として、毎月定例的に開催されている。ここで審議された結果を踏まえて、所長は必要事項を決裁し、GLOCOM の運営を適切に行っている。とくに、GLOCOM の活動の主体である研究活動については、運営会の委嘱をうけて、研究員の互選による数名の委員が組織する研究企画委員会を設置し、研究プロジェクトの企画立案および GLOCOM における研究活動全般に関する事項を審議する。そこで承認された結果は、運営会へ上程される。GLOCOM の日常的な運営は、これら二つの会議体を中心に、ある程度独立性を保って行われているが、理事長等法人決裁が必要な場合においては、別途規程が整備されており、適宜運用されている。今後、活動面において、大学本体との協働、研究の交流等をさらに高めていきたいと考えており、それに応じて、運営組織についても、大学の関連機構との連携も強化していきたい。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

大学の使命・目的遂行のための意思決定の迅速化や研究科間の連携強化のため、平成 21(2009)年 9 月より、研究科長を両研究科兼務とし、学長と共に大学改革を進める体制をとったところである。大学評議会については、同じく学則上に定めのある運営委員会との機能・役割を再検討する。国際大学研究所は、国際的教育研究のために今後益々重要になっていく海外研究機関、国際機関、開発援助機関等との連携・協力を推進していくため、このような機関からの積極的な研究員受け入れや共同研究の推進、学内の研究活動の組織化などに活用していく。GLOCOM と教育課程との間の連携を強化するための体制づくりを検討する。

〔基準 2 の自己評価〕

教育研究組織の中心となる大学院研究科は、建学の理念に則り大学の目的を達成するために適切な構成・規模となっている。大学附置研究所との教育研究上の関連性においては、今後の課題とする点もいくつかある。

教育研究組織において、学習者との係わりという点で最も重要な意思決定機関は研究科教授会であり、適切に機能しているものと評価する。組織間の連携を計る会議体や、学長が中心となって進める大学運営のための意思決定のありかたの改善については、今後の課題である。

〔基準2の改善・向上方策（将来計画）〕

2 研究科の相互連携を図り得る会議体の見直しを行い、特定領域におけるカリキュラムの共通化や研究科相互の研究指導体制をより効果的、効率的に推進できるようにする。国際大学研究所を活用して国際的な研究機関、開発援助機関等との連携・協力をより推進し、その活動成果を教育課程に反映させる。GLOCOM と2 研究科との教育研究上の連携機能を強化する。

これらを推進し、学長を中心とした全学的な意思決定と運営を図っていくため、大学評議会と運営委員会の機能・役割を明確化し、本学の目的が機能的で迅速に実現し得る組織づくりを行っていく。

基準3. 教育課程 (教育目的、教育内容、学習量、教育評価等)

3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

(1) 3-1の事実の説明(現状)

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

本学では、大学院研究科の教育研究上の目的を、「国際大学大学院の目的に関する規程」において、次のように定めている。

(国際関係学研究科における人材養成上の目的その他の教育研究上の目的)

第2条 国際関係学研究科における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

国際関係学研究科は、時代の潮流を見通す長期的なビジョンと多様な価値観を認識し理解できるグローバルな視野を有し、国際社会が抱える広範囲で多様な課題に対して高度な分析能力と問題解決能力を発揮できるプロフェッショナルを養成することを目的とする。また、相互に関連する国際関係学、国際開発学、国際平和学の各分野において、日本およびアジア地域における経験を教育課程の中で有効に活用し、教員の教授・指導能力の向上と学生の能力開発に資する学術的な研究を促進する。全ての授業を英語により行う。

(国際経営学研究科における人材養成上の目的その他の教育研究上の目的)

第3条 国際経営学研究科における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

国際経営学研究科は、明日のグローバル・リーダーとなる人材を養成する。この目的を達成するため、以下に述べる教育研究を行う。

- グローバル・ローカルを問わず、現実のビジネス社会における諸課題の解決や実践に活用しうる高度の教育機会を提供する。
- 広範で多彩な能力・視野・信念を持つ有為の学生達が相互に刺激しあい切磋琢磨する多国籍・多文化構成のグループをベースとした有為な教育環境を醸成する。
- 様々なビジネス分野において革新と創造を担う研究者や実務家とのパートナーシップによる教育研究機会を導入する。
- マネジメントの基本となるスキルと機能的な知識を鍛錬し、効果的にかつ社会的責任を担って職務を全うしうる力をつける。
- 全ての授業を英語により行う。

これらの人材養成上の目的、教育研究上の目的は、高度に専門的で且つ学際的学識を具備し、それを国際場裡で実践活用し得る人材を育成することをその主目的とすると謳う建学の理念、及び平成 17(2005)年から平成 18(2006)年にかけて実施した自己点検・自己評価活動時に策定した大学の人材養成ビジョンのもと、平成 19(2007)年度に各研究科教授会における審議承認を経たうえで、定めたものである。ここで定めた人材養成上の目的は、

大学規程集に「大学院の目的に関する規程」として掲載している他、研究科毎の人材養成上の目的については、各研究科のホームページで公表している。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

<国際関係学研究科>

国際関係学研究科においては、国際関係学専攻に、国際関係学プログラム、国際開発学プログラム、国際平和学プログラムの履修課程を置いている。また、平成 21(2009)年に学則改正を行い、公共経営・政策分析プログラムという新たな履修課程を設け、平成 22(2010)年から学生を受け入れることとしている。

国際関係学研究科では、政治学・経済学・経営学をベースとする学際的で多様なプログラムを含むため、プログラム毎に教育目的に沿った教育課程の編成方針と履修の要件を定めている。しかし、(1) 多様な価値観に対応し、またグローバルな視野を持ち、政治・経済・経営分野における広範囲な課題に対する問題発掘能力・分析能力・問題解決能力を有する有為な人材を養成すること、(2) 各プログラム固有の基礎科目を「必修科目」として位置づけたうえで、多様な専門科目を「応用科目」、「地域科目」として各プログラムで共通とし、絶えず変化する国際社会の諸課題に対し柔軟に対応すること、(3) 日本およびアジア地域における経験を有効に活用することを国際関係学研究科における共通の教育課程編成方針としている。さらに、公表に値する高度な修士論文作成を重要な柱と考えており、多様な修士研究課題に対応する研究指導評価体制の提供も教育課程編成方針の一つである。

国際関係学プログラムでは、国際関係分野における広範囲で多様な課題に対する問題発掘能力・分析能力を涵養するための基礎として、「国際関係史」、「国際政治学」、「国際政治経済論」、「国際経済システムと秩序」を1年次の基礎・必修科目として提供する。基礎・必修科目履修後は、政治学・経済学・経営学の各分野における専門的な応用科目と地域固有の特色を反映した地域科目を提供し、そのうえで、高度な修士論文の執筆により、国際関係分野における現実的な課題に対する分析能力と問題解決能力を養うことを教育課程の編成方針とする。

国際平和学プログラムでは、平和と人間の安全保障に関する基礎知識の習得と問題発掘能力・分析能力・問題解決能力を涵養するための科目、すなわち「国際紛争の解決」、「国際平和と安全保障」、リスク管理論などを1年次の基礎・必修科目として提供する。国際平和学プログラムでは平和と人間の安全保障に関する広範囲で多様な課題に対応するため、基礎・必修科目履修後は、政治学・経済学・経営学などの社会科学分野を横断する学際的で柔軟な教育課程を編成する。修士論文セミナーでは、紛争・貧困・環境・移民といった地球規模的な課題に対して学際的な研究を行い、2年間の教育課程の中で平和と人間の安全保障分野におけるリーダーに必要な多面的で幅広い視野を身につけることを教育課程の編成方針とする。

国際開発学プログラムでは、国際社会における広範囲で多様な開発課題に対する分析能力・問題解決能力・政策立案能力を涵養するための基礎として、「経済学」や「統計学」などをベースとする基礎理論と分析手法を習得する科目を1年次の必修科目として提供する。

必修科目履修後は、国際開発各分野における高度な専門知識・実践的な理論・科学的な分析手法を習得するための応用科目と現実的で具体的な開発課題に対する分析能力・問題解決能力・政策立案能力を養うための修士論文セミナーを提供することにより、国際開発各分野におけるプロフェッショナルとして多面的な能力を発揮できる有為な人材を養成することを教育課程の編成方針とする。

平成 22(2010)年 9 月より学生を受け入れる公共経営・政策分析プログラムでは、公共セクターにおける諸課題に対する分析能力・政策立案能力の涵養のために必要な「経済学」、「統計学」、「経営科学」などの科目に加え、公共セクターにおいて重要度を増している政策実施評価能力・組織管理能力の涵養に必要な「経営学」、「行政学」、「財政学」、「会計学」などの科目を 1 年次の必修・選択必修科目として提供する。1 年次後半以降は、環境・医療・教育などの公共セクター各分野における高度な専門知識や実践的な理論を習得するための応用科目と具体的な公共政策課題の中で政策実施評価能力・組織管理能力を養うための修士論文セミナーを提供することにより、公共経営・政策分野のリーダーとして多面的な能力を発揮できる有為な人材を養成することを教育課程の編成方針とする。

教育方法としては、国際関係学プログラムと国際平和学プログラムの多くの授業科目では、広範囲で多様な課題に対応するため、また学生の授業参加を促進するため、レクチャーとディスカッションの併用による双方向の授業方法を中心としている。一方、国際開発学プログラムの多くの科目ではレクチャーが中心となっているが、経済・数量分析系の授業科目については、統計・数量分析ソフトと実際のケースを用いた PC による実習形式が多く採られており、実践的な分析能力や問題解決能力の涵養を図っている。また、授業で用いられる文献やケースには、本学修了生の学位論文や、修了後に指導教員との共著により査読付の国際学術雑誌に掲載された論文等が用いられることも少なくない。これら修了生の成果物は、特にアジア地域からの多様な学生が自国においてどのような課題に直面し、現実的な問題の解決に対しどのような分析を行ってきたかを学ぶ格好の教材となっている。

<国際経営学研究科>

国際経営学研究科では、3-1-①で述べた教育研究上の目的において、教育課程の編成方針が次のとおり明示されている。

(1) グローバル・ローカルを問わず、現実のビジネス社会における諸課題の解決や実践に活用しうる高度の教育機会を提供する。(2) 広範で多彩な能力・視野・信念を持つ有為の学生達が相互に刺激しあい切磋琢磨する多国籍・多文化構成のグループをベースとした有為な教育環境を醸成する。(3) 様々なビジネス分野において革新と創造を担う研究者や実務家とのパートナーシップによる教育研究機会を導入する。(4) マネジメントの基本となるスキルと機能的な知識を鍛錬し、効果的にかつ社会的責任を担って職務を全うしうる力をつける。

経営分野の明日のグローバル・リーダーとなる人材を養成するという目的に沿い、これらの教育課程編成方針に対応する具体的な取組は次のとおりである。

- 1) プラットフォーム・プログラムと称する取組を中心に、現実の課題に対応する教育機会を提供している。

- 2) 多くの必修科目においてグループワークを採り入れている。
- 3) 授業科目毎に、実務家を中心とし、当該授業科目のトピックに即した外部講師を招へいし、多くの場合、全学公開講義として開講している。また、非常勤講師には研究者ばかりでなく、経営の第一線で活躍する多くの実務家を登用している。
- 4) 基礎必修科目を中心とし、「学生が修了までに身につけるべきスキルと知識」を獲得できるように授業科目を編成している。MBA プログラムにおいては、「マネジメント」、「マーケティング」、「ファイナンス」、「情報技術とオペレーションズマネジメント」の各分野の基礎を、E ビジネス経営学については、情報技術とマネジメントの基礎に習熟したうえ、これらを統合的かつ専門的に学べるような内容となっている。

プラットフォーム・プログラムとは、国際社会や国際ビジネスが直面する現実的な諸課題を教員・学生が共同で研究し、優れた修士論文・研究レポート作成やケース開発に生かすという取り組みである。加えて、プラットフォーム・プログラムは、40ヶ国以上からの留学生や地球規模の修了生ネットワークをも有効に活用し、企業・政府機関・国際機関等で活躍する修了生が現場で抱える課題をも取り込み、卒業後にも大学を教育研究継続可能な「場」として提供することも企図する。プラットフォーム・プログラムは、国際経営学研究科において主として修士論文あるいは研究レポート作成に活かしていくための活動として実施されている。国際関係学研究科では、地球規模の課題（グローバル・イシュー）を取り扱う授業科目として実施されている。「不平等と貧困」「国際的人口移動」といったテーマでの授業科目が開設されている。

国際経営学研究科におけるプラットフォーム・プログラムとしては、企業派遣学生や実務経験のある留学生が中心となり、企業の環境経営戦略、M & A戦略、リーダー養成などについて、教員とその指導学生が共通のテーマとして取り組み、国際比較や異業種比較により多角的な共同研究を行っている。また、民間企業や公的機関から研究プロジェクトを受託し、当該企業・公的機関と学生、教員の共同研究としても機能している。一例として、新潟県が県内大学の魅力アッププロジェクトの一環として導入した「知の活用事業」を挙げることができる。また、留学生の視点を活用し、分野の教員が指導した「新潟県の観光振興」に関する調査研究や、金融工学の技術等を応用した「天候デリバティブ」による豪雪リスクヘッジの研究などが、国際経営学研究科における教育内容の向上や学位論文の作成に繋がるプラットフォーム・プログラムとして実施されている。このような一連の活動などにより、国際社会が抱える現実的な課題解決に貢献できる人材養成を組織的・継続的に取り組んでいる。

(2) 3-1の自己評価

<国際関係学研究科>

国際関係学研究科の人材養成・教育研究上の目的及び教育課程の編成方針は、開学以来の、専門的かつ学際的学識を具備した学生を育てるという国際大学の建学の理念を実現するためにある。国際関係学、国際開発学、国際平和学、公共経営・政策分析という研究分野を深く、かつ領域相互の関連も視野に入れながら、日本とアジア地域における経験を教育課程に活かすため、当該地域に関連する授業科目を設定し、広く学際的に学ぶというも

のである。各履修プログラムにおいては、必修科目や履修推奨科目に加え、研究科共通の応用科目・地域科目から幅広い履修が可能であり、学際性に富んだ教育課程を適切に確保している。

<国際経営学研究科>

国際経営学研究科の人材養成・教育研究上の目的は、教育課程の編成方針も同時に示すものであり、本学の理念に基づく教育研究環境を活かして適切に定められている。経営リーダーとして修了までに身につけるべきスキルをベースに、教育目的・編成方針を授業科目の配置、教育方法、諸活動において具体的に展開し、多様な学生が経営学の諸分野を総合的且つ専門的に学ぶことを可能にしている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

両研究科の人材養成目標は、時代の求めるニーズや環境変化に過度にとらわれることなく、大きな目標として、国際社会に貢献できる「グローバル・リーダー」、「プロフェッショナル」を育成するという趣旨から設けられている。逆に言えば、育成すべき人材像が明確であるとは言い切れない。また、研究科毎の表現が統一されていないので、今後、教授会や全学の運営委員会等における議論を経て、より適切な表現にあらためていくことを検討する。また、教育目的が学生便覧に適切に掲載されていないので、平成 22 (2010)年度内に対応する。

3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

(1) 3-2の事実の説明（現状）

<国際関係学研究科>

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

国際関係学研究科国際関係学専攻においては、4つのプログラム（履修課程）に即した教育課程が編成されている。

研究科授業科目編成の共通の枠組みとして、開講科目を基礎科目・特別演習科目・応用科目・地域科目・外国語科目に区分し、各プログラムにおいて、必修・選択必修・自由選択の履修区分毎に指定科目と必要単位数を定めている。

国際関係学プログラムは、日本とアジア太平洋地域の国際関係に特に焦点を置き、この地域における政治・経済・社会の動向を包括的・学際的に理解する教育課程を編成している。教育課程はコースワークと高度な修士論文作成からなる。コースワークでは、国際関係分野における広範囲で多様な課題に対する問題発掘能力・分析能力を涵養するための必修基礎科目として「国際政治経済論」、「国際政治学」、「国際関係史」、「国際経済システムと秩序」を、また選択必修科目として「現代政治経済と地域主義」、「比較政治文化論」、「国連とグローバルガバナンス」などの応用科目と、「アセアンのガバナンスと発展」、「戦前の日本とアジア」、「中国政治外交政策論」、「現代日本政治論」、「日本政治文化・外交政策論」などの地域科目を履修する。2年次では、これらの科目で習得した分析能力と問題解決能

力をベースに国際関係分野における現実的な課題に沿った高度な修士論文を作成する。

国際平和学プログラムでは、平和と人間の安全保障に関する広範囲で多様な課題に対応するため、政治学・経済学・経営学などの社会科学分野を横断する学際的で柔軟な教育課程を編成している。教育課程はコースワークと高度な修士論文作成からなる。コースワークでは、平和と人間の安全保障に関する基礎知識の習得と問題発掘能力・分析能力・問題解決能力を涵養するための科目、すなわち「国際紛争の解決」、「国際平和と安全保障」、「平和と開発」、「グローバル市民社会論」、「人権とグローバル・ジャスティス」、「グローバリゼーションと貧困・開発」、「グローバリゼーションとリスク管理」、「経済学要論」を1年次の基礎必修科目として履修する。2年次には、これらの科目や経営・経済関連の選択応用科目などで習得した分析能力と問題解決能力をベースに平和と人間の安全保障に関する現実的な課題に沿った高度な修士論文を作成する。

国際開発学プログラムでは、国際開発分野で必要とされる経済学・統計学・計量経済学をベースとする分析能力・問題解決能力・政策立案能力を重視し、学部時での専門分野に関わらずこれらの能力が修得できるよう、基礎から応用へと段階を踏んだ体系的な教育課程を編成している。具体的には、入学後のオリエンテーション期間において、数学・統計学の基礎に関する準備講座を開講し、第1学期開始後には、「基礎マイクロ経済学」、「基礎マクロ経済学」、「数学・コンピューティング」、「統計学」という基礎科目を履修する。第2学期目・第3学期目も必修基礎科目が配置され、これら必修科目の履修で得た基礎知識・分析手法をベースに、「開発計画論」、「開発金融論」、「都市地域計画論」、「国際金融論」、「国際貿易論」、「環境経済論」、「農業経済論」、「医療経済論」、「不平等と貧困」、「財政学」、「公共経済論」などの開発課題に関連する広範囲で多様な応用科目群から、指導教員の指導のもとに履修科目を選択し、それぞれの研究課題に基づいた政策志向的な修士論文を作成する。

公共経営・政策分析プログラムでは、分析能力・問題解決能力の涵養のために必要な「基礎マイクロ経済学」、「統計学」、「公共経営数量分析」などの基礎科目に加え、公共セクターにおいて重要度を増している政策実施評価能力・組織管理能力の習得に必要な「公共経営学」、「行政学」、「公的予算と財務」、「公共経営会計学」、「公共セクターの人的資源管理」などの科目を1年次の必修あるいは選択必修科目として提供することとしている。1年次後半以降は、環境や医療などの公共セクター各分野の諸課題に関連した授業科目を履修しながら、修士論文作成に取り組む。

研究科共通のカリキュラムとして、外国語科目を設置している。大学院レベルの文献読解や論文・研究レポート執筆に必要な英語力が不足している学生は、上記の専門的な授業科目の履修と並行し、「英語 (Academic English)」、「修士論文のための英語 (English for Thesis Writing)」を履修する。また、外国人留学生については、希望に応じて基礎・初級～上級に亘る日本語科目を履修することが可能である。

以上、授業科目は、国際関係学研究科あるいは各プログラムそれぞれの教育課程の編成方針に即して提供している。授業はすべて英語により行われており、教育課程の編成方針に即した授業内容を、英語圏で博士号(Ph.D.)を取得した教授陣を中心に国際標準の授業方法により提供している。

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

年間学事予定、授業期間は学年暦で定め、これを学生便覧と共に学生に配布し、入学時のオリエンテーションで説明している。

学年は、9月から開始し、3学期制を採用している。授業期間は各学期10週間と期末試験期間1週間で構成され、オリエンテーションや予備教育期間を含め、原則として35週にわたる期間を確保している。

3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

授業科目の単位は、講義・演習とも、15時間の授業を持って1単位としている。単位の認定にあたっては、授業科目毎に担当教員が成績評価の要件を定め、シラバスに記載し、評定を行う。成績評価の要素は、授業により異なるが、期末試験（あるいはレポート）・中間試験の成績、授業への出席・取り組み状況等である。各授業科目は次の評点により成績・単位が与えられる。

表 3-2-1 国際関係学研究科成績評価基準

記号	内 容	成績点数	点数
A	特に優れている	4.0	96～100
A-	優れている	3.75	90～95
B+	良い	3.5	80～89
B	一応要求を満たしている	3.0	70～79
B-	低水準の要求を満たしている	2.5	66～69
C	合格と認められる最低の成績	2.0	60～65
F	不可	0.0	60未満
P	①合否のみにて評価される授業科目において合格したことを示す ②学位論文または研究レポートの審査において合格したことを示す	-	
NP	①合否のみにて評価される授業科目において合格しなかったことを示す ②学位論文または研究レポートの審査において合格しなかったことを示す	-	
D	学位論文または研究レポートの審査において合格し、特に優れたものと認められたことを示す	-	
HD	学位論文または研究レポートの審査において合格し、際立って優れたものと認められたことを示す最高の評価記号	-	

成績評価の結果については、全学生の各授業科目の成績、各授業の成績評価の平均、A及びA-評価の占める割合を網羅した資料を教授会にて配布し、標準化に努めている。また、成績評価において他の授業科目との隔たりが大きい場合、研究科長が当該担当教員と話し合い、原因を把握し、次学期以降の評点方法の変更を求めることもある。

修了要件は、各プログラムにおいて次の各表のとおり定められた授業科目の履修により所定の単位を修得し、2年間在学し、必要な研究指導を受けたうえ学位論文の審査及び最

終試験に合格することである。

表 3-2-2 国際関係学プログラムの履修方法・修了要件単位

科目区分		授業科目名・単位数	
必修科目	基礎科目	国際政治経済論、国際関係史、国際政治学、国際経済システムと秩序 8 単位	
	特別演習	特別演習 I, II, III 6 単位	
選択必修科目	応用科目	次の授業科目の履修を推奨 現代政治経済と地域主義、比較政治文化論、グローバル・イシュー、組織のグローバル戦略、国際貿易論、農業経済論、国連とグローバルガバナンス 6 単位	
	地域科目	次の授業科目の履修を推奨 アメリカ外交政策論、アセアンのガバナンスと発展、戦前の日本とアジア、中国政治外交政策論、現代日本政治論、日本政治文化・外交政策論、日本の行財政システム、OPEC 諸国の経済発展、戦後日本経済論、戦後日本政治と外交政策演習、日本宗教文化社会論、イスラム世界の社会と文化 10 単位	
自由選択科目		Long Thesis Option	Short Thesis Option
		全開講科目から 6 単位	全開講科目から 14 単位
修了要件単位数		36 単位	44 単位

表 3-2-3 国際開発学プログラムの履修方法・修了要件単位

科目区分		授業科目名/必要単位数	
必修科目	基礎科目	数学・コンピューティング、統計学、ミクロ経済学、マクロ経済学、リサーチ方法論、計量経済学、開発経済学 14 単位	
	特別演習	特別演習 I, II, III 6 単位	
選択必修科目	応用科目	次の授業科目の履修を推奨 農業経済学、時系列分析、計算可能な一般均衡モデリング、費用便益分析、開発金融論、開発計画論、環境経済論、医療経済論、産業組織と公共政策、不平等と貧困、国際金融論、国際貿易論、プロジェクト発掘評価論、財政論、公共経済論、経済政策の数量分析、数量的意思決定論、都市地域経済論、都市地域計画論 12 単位	
	地域科目	次の授業科目の選択を推奨 日本の銀行と金融システム、日本政治経済論、日本の行財政システム、OPEC 諸国の経済発展、戦後日本経済論 4 単位	
自由選択科目		全ての開講科目から選択可。次の2科目の履修を強く推奨。 ミクロ経済学基礎、マクロ経済学基礎 8 単位	
修了要件単位数計		44 単位	

表 3-2-4 国際平和学プログラムの履修方法・修了要件単位

科目区分		授業科目名・必要単位数	
必修科目	基礎科目	グローバリゼーションと貧困・開発、グローバリゼーションとリスク管理、国際平和と安全保障、国際紛争の解決、平和と開発、人権とグローバル・ジャスティス、グローバル市民社会論、経済学要論 16 単位	
	特別演習	特別演習 I, II, III 6 単位	
自由選択科目	概論	ゲーム理論、IT 戦略と政策立案	
	国際法	国際人道法、国際公法	

国際大学

右の授業科目の履修を推奨	環境と持続可能開発	気候変動と環境政策、環境の経済評価、環境経済論
	多文化社会	異文化コミュニケーション、異文化マネジメント、国際的人口移動：理論、国際的人口移動：政策、国際的人口移動：制度
	グローバルガバナンスと社会	電子メディアのガバナンスと政策、グローバル・イシュー、国連とグローバルガバナンス
	日本フォーカス	日本政治文化・外交政策論、日本政治経済論、日本の行財政システム、近代日本における戦争と平和、戦後の日本政治と外交政策演習、日本宗教文化社会論
	地域フォーカス	アメリカ外交政策論、アセアンのガバナンスと発展
	マネジメント	プロジェクト発掘評価論、公共経済論
		14 単位
修了要件単位数		36 単位

表 3-2-5 公共経営・政策分析プログラムの履修方法・修了要件単位

科目区分		授業科目名/ 必要単位数
必修科目	基礎科目	ミクロ経済学基礎、マクロ経済学基礎、数学、行政学、公的予算と財務、公共経営会計学、公共経営学、経済学、公共経営数量分析、統計学 18 単位
	特別演習	特別演習 I, II, III 6 単位
選択必修科目		次の授業科目より選択 行政法、費用便益分析、開発経済論、公共セクターの人的資源管理、公共セクターの情報管理、国際公法、公共経済論、中央・地方行政の財務論 8 単位
自由選択科目		全ての開講科目から選択可 12 単位
修了要件単位数計		44 単位

平成 7(1995)年のカリキュラム・プログラム改編の以前と以降で、カリキュラムの構成は大きく異なっている。平成 7(1995)年以前は、修了要件単位数は 34～38 単位であった(数度のカリキュラム改編により年度による差異がある)。平成 7(1995)年の改編では、修士論文に代えて特定の研究課題(以下本学における呼称である「研究レポート」という。)を課す履修コースを設け、研究レポートコースの場合は、48 単位を修了要件単位数とした。体系的に編成された授業科目の履修と単位修得を重視し、修了要件単位数を増やしたものである。平成 13(2001)年からは、国際開発学プログラムにおいて、修了要件単位数は変えずに、研究レポートではなく学位論文を課すこととした。その際、国際関係学プログラムにおいても、研究レポートによる修了要件を廃し修士学位論文による要件に統一した。ページ数の違いにより学位論文を Long Thesis と Short Thesis の 2 種類に分けたうえで、前者を選択した場合は 36 単位を修了要件単位とし、後者は従来の研究レポートコースと同様に 48 単位を修了要件単位とするコースとした。

また、平成 21(2009)年のカリキュラム改訂により、48 単位を修了要件としていた履修課程・コースについては、単位数を減じ、全て 44 単位に改めた。これまでも要件単位数が過大であり論文作成の負担になるという意見・コメントが多く、修了生から寄せられていた。単位数の 48 単位から 44 単位への削減は、このような意見にも対応したうえで、授業科目の体系的な履修により習得された分析能力や問題解決能力を、学位論文の作成を通

じて実践的に涵養させる、という研究科の特徴をより強化することを目的としている。学習の成果を測る仕組みとして GPA 制度を導入しており、主として奨学金の 2 年次継続の学力審査、修了時の総代選出、成績優秀者表彰に用いている。基準となる GPA を下回った者については、毎学期研究科長がウオーニング・レターを渡し、必要に応じ、研究科長・副研究科長が面接を行い、学習上の問題点等を聴取し、指導教員（またはファカルティ・コンサルタント）に報告し、本人の状況の把握と共有に努めている。GPA の基準は奨学支援継続審査のために用いられ、進級・修了の要件としては定めていない。

修士学位論文の審査にあたっては、指導教員及び論文試験官(Thesis Examiner)の 2 人により論文審査委員会が構成される。学位論文(及び学位論文の指導を行う特別演習科目)は、合格(Pass)または不合格(Fail)の評語により評価される。また、一定の期間内に加筆修正することなどを課したうえで、審査委員会に合否を保留(Referred)する措置もとられる。その場合は、一定の期間後に再審査が行われ、改めて合否が判定される。また、審査委員会の推薦に基づき、特に優れた論文と認められたものについては、欧米等の大学教員を中心とする学外試験官に当該論文の審査を仰ぐという外部試験官の制度を採っている。その審査により、「特に優れたもの」と認められた論文については「D」(Distinction)、「際立って優れたもの」と認められた論文には「HD」(High Distinction)という評語が与えられる。

厳格な学位論文審査のために、本学では、入学前の夏季集中英語講座、入学時のアカデミック・オリエンテーション、及び「Academic English」、「English for Thesis Writing」等の英語科目において、剽窃・不正防止教育を徹底して行っている。また、審査用に提出された全ての論文は、学術論文の国際的なオンラインチェックサービスに提出し、既存の学術論文や研究レポートなどで使用されている文章と一致する部分を検出し、該当箇所がルールに即して適切に他論文から引用されているものかどうかなど、事務局及び指導教員が厳しくチェックする体制を採っている。

海外提携校との協定に基づく単位の互換・認定も行っている。提携校毎に成績・単位の互換換算表を定め、大学院設置基準に定める 10 単位を上限に運用している。なお、海外提携校との関係・連携については、基準 10・2 に詳述している。

3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

本学は 3 学期制（1 学期は 10 週の授業期間+1 週の試験期間）を採用しており、国際関係学研究科においては、年間のコースワークを平準化させるため 1 学期あたりの履修登録単位数の上限は 11 単位としている。また、キャンパスにおける多国籍な授業環境を促進するため、原則として毎学期最低 1 科目は履修しなければならない。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

「経済学」、「統計学」、「計量経済学」など、修学上のベースとなる基礎的な分析能力や理論の習得が必要な授業科目においては、積み重ねによる習得が重要であるため、恒常的に小テスト、宿題、演習などを課している。毎週の課題として、欧米大学の社会科学分野

などで用いられているプロブレム・セットやケースを用いる科目もある。また、「統計学」や「計量経済学」などの数量分析系の科目では、「STATA」、「E-Views」、「Gauss」などデータ解析用のソフトウェアを用いた実習授業も多く組み込まれている。一方、国際関係、政治学、平和学関連の授業科目や専門領域における今日的な課題を扱う授業科目については、授業前に課題に応じた文献が与えられ（リーディング・アサインメント）、課題をベースにした学生のプレゼンテーションや討論により学生の授業への積極的な参加を促進している。国際大学大学院では、開設当初からすべて英語により教育研究を行っている。したがって、大学院レベルでの英語による授業を円滑に行うため、入学前の集中英語研修に加えて入学後も、英語によるコミュニケーション能力、読解能力および論文作成能力向上のための目的の英語授業を行っている。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

本学では通信教育は行っていない。

<国際経営学研究科>

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

国際経営学研究科国際経営学専攻においては、MBA プログラム、E ビジネス経営学プログラムという2つの履修課程に即し教育課程が編成されている。

MBAプログラムの教育課程は、1年次の基礎必修科目と2年次の選択科目に分けられる。MBAプログラムでは、経営学の諸分野の中から「ファイナンス」、「マーケティング」、「マネジメント」、「情報技術とオペレーションズマネジメント」の4分野をコンセントレーション・エリアとして設定し、学生は選択したエリアの科目を中心2年次の科目を体系的に履修できるようになっている。エリアを選択せず、より広く総合的に履修することも可能である。開講科目は、基礎必修科目・選択科目ともに、上述の4分野を中心とする現代のマネジメントに必要な専門科目を体系的にバランスよく配置している（「組織行動論」、「経営戦略」、「管理会計学」、「企業財務」、「マーケティング・マネジメント」など）。特に、1年次に提供される必修科目については3学期制を生かした段階構造を持たせており、前学期までの修得知識を前提とする科目を体系的に開講している。2年次の教育課程において、学生は国際経営特別演習コースかプラットフォームセミナーコースのどちらかを選択し、上記のコースワークに加えて、経営分野における現実的な研究課題に基づいた研究レポートを作成する。

1年制のE ビジネス経営学プログラムでは、第1学期目の必修科目において、「情報技術（IT）」と「マネジメント」を統合的に学ぶ基礎科目が配置されている（「e マーケティング」、「ウェブ技術の基礎」、「マネジメントの基礎」、「ビジネス・コミュニケーション」）。第2学期目・第3学期目においては、MBA プログラムとも共通する専門科目の中から、

学生が個々のキャリア志向等にあわせて履修できるように授業科目が配置されている。E ビジネス経営学プログラムの学生は、「特別研究」コースか「プラットフォームセミナー」コースのどちらかを選択し、E ビジネス分野における現実的な研究課題に基づいた修士論文を作成する。

外国語科目については、国際関係学研究科と同様であり、大学院レベルの文献読解や論文・研究レポート執筆に必要な英語力が不足している学生は、上記の専門的な授業科目の履修と並行し、「英語 (Academic English)」、「修士論文のための英語 (English for Thesis Writing)」を履修する。また、外国人留学生については、希望に応じて基礎・初級～上級に亘る日本語科目を履修することができる。

以上、授業科目は、MBA プログラム・E ビジネス経営学プログラムともに国際経営学研究科の教育課程編成方針に即したものとなっている。授業はすべて英語により行われており、教育課程の編成方針に即した授業内容を、英語圏で博士号を取得した教授陣を中心に国際標準の授業方法により提供している。また、実践的なコースワークにするため、多くの科目でケースを用いた授業を行っている。

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

年間学事予定、授業期間は学年暦で定め、これを学生便覧と共に学生に配布し、入学時のオリエンテーションで説明している。

学年は9月から開始され、3学期制が採用されている。授業期間は各学期10週間と期末試験期間1週間で構成され、オリエンテーションや予備教育期間を含め、原則として35週にわたる期間を確保している。

3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

授業科目の単位は、講義・演習とも、15時間の授業を持って1単位としている。単位の認定にあたっては、授業科目毎に担当教員が成績評価の要件を定め、シラバスに記載し、評定を行う。成績評価の要素は、授業により異なるが、期末試験（あるいはレポート）・中間試験の成績、授業への出席・取り組み状況等である。各授業科目は次の評点により成績・単位が与えられる。

表 3-2-6 国際経営学研究科成績評価基準

記号	意味	成績点	説明	付与比率 (1年次必修のみ)
A	特に優れている	4.00	大学院生として期待されるレベルを明らかに越えた高度な専門的知識を有する。	0 ~ 10%
A-	優れている	3.75	大学院生として期待されるレベルをほぼ越えた高度な専門的知識を有する。	0 ~ 10%
B+	良い	3.50	大学院生として期待されるレベルを十分に満たす高度な専門的知識を有する。	25 ~ 40%
B	一応要求を満たしている	3.00	大学院生として期待されるレベルを満たす専門的知識を有する。	25 ~ 40%
B-	低水準の要求を満たしている	2.50	大学院生として期待されるレベルをほぼ満たす専門的知識を有する。	0 ~ 10%
C	合格と認められる最低の成績	2.00	大学院生として単位を与えるに必要な専門的知識を有する。	0 ~ 10%
F	不合格	0.00	大学院生として期待されるレベルに達しておらず、単位を与えることができない。	-
P	合格	-	合否のみにて評価される授業科目において合格したことを示す。	-
NP	不合格	-	合否のみにて評価される授業科目において合格しなかったことを示す	-

必修科目については上記の表に示された付与比率により成績評価を行う。この比率から大きく乖離する評価が必要な場合、授業科目担当教員は研究科長に申し入れる必要がある。選択科目については、上記の表の「意味」「説明」を基に担当教員が評価を行う。

修了要件は、各プログラムにおいて次の各表のとおり定められた授業科目の履修により所定の単位を修得し、研究指導を受け、2年間の在学（標準修業年限を1年とする E ビジネス経営学プログラムにおいては1年）、学位論文（E ビジネス経営学プログラムに適用）または特定研究課題の成果（研究レポートと称し、MBA プログラムに適用）の審査及び最終試験に B+以上で合格することである。加えて、3.0 以上の GPA を修了要件としている。

表 3-2-7 国際経営学研究科 MBA プログラムの修了要件

科目区分	必要単位数	
	エリア選択有	エリア選択無
専門必修科目 財務会計学、管理会計学、マネジリアル・エコノミクス、企業財務、投資分析、組織行動論、マーケティング・マネジメント、応用統計学、コンピュータ支援のビジネスモデル、経営戦略、リーダーシップの基礎、オペレーションズ・マネジメント、ビジネス・コミュニケーション	24	24
語学必修科目 Academic English I-III	0 ~ 3	0 ~ 3
プラットフォームセミナーまたは特別演習	3	3
エリアコンセントレーション・エリア選択科目 (エリア:ファイナンス、マーケティング、マネジメント、情報技術とオペレーションズマネジメント)	12	0
選択科目	9 ~ 6	21 ~ 18
修了要件単位数	48	48

表 3-2-8 国際経営学研究科 E ビジネス経営学プログラムの修了要件

科目区分	必要単位数
専門必修科目 Web 技術の基礎、e マーケティング、マネジメントの基礎、ビジネス・コミュニケーション	7
語学必修科目 Academic English I-III	0 ~ 3
プラットフォームセミナーまたは特別研究	3
専門選択科目	6
自由選択科目	14 ~ 11
修了要件単位数	30

MBA プログラムは、経営の諸分野に亘る体系的なコースワークに力点を置いており、1 年次の授業科目の殆どは必修科目で構成されている。2 年次より研究指導を受け、コースワークを行いながら、特定の研究課題に沿った研究レポートを執筆し、指導教員より審査を受ける。

E ビジネス経営学プログラムは、標準 1 年の修了年限とする履修課程である。入学後第 1 学期目に研究テーマと指導教員を決定し、E ビジネス分野の体系的なコースワークとともに研究指導を受け、在籍期間の終盤となる夏季休暇期間中も利用して修士論文を作成し、指導教員より審査を受ける。

学習の成果を測るために GPA 制度を導入しており、MBA プログラムの 2 年次進級要件として、また研究科の修了要件として用いている。その他、奨学金の 2 年次継続の学力審査、修了時の総代選出、成績優秀者表彰にも用いている。学期毎に基準となる GPA を下回った者については、必要に応じ研究科長・副研究科長が面接を行い、学習上の問題点等を聴取している。

修士論文または研究レポート審査のため、剽窃・不正防止教育への取組は国際関係学研究科と同様に行っており、英語プログラムによる指導、オリエンテーションにおける指導、論文オンラインチェックサービスを利用したチェック体制を採っている。

国際経営学研究科では、海外提携校との交換留学を積極的に実施しており、協定に基づ

く単位の互換・認定を行っている。提携校毎に単位の互換換算表を定め、大学院設置基準に定める10単位を上限に運用している。認定の際に成績については、「合格」としてのみ認定している。なお、海外提携校との関係・連携については、基準10-2に詳述している。

3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

3学期制を採っており、1学期あたりの履修単位数上限は12単位としている。また、特定の学期に履修者を偏らせず、多国籍な授業環境を促進するため、学生は在学期間中の履修単位数を平準化することが推奨されている。また、1学期あたり7単位を最低履修単位として設定している。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

国際経営学研究科の教育内容・方法は、設置当初の教育課程編成・運営において支援を受けた米国ダートマス大学、エイモス・タック・スクールのMBAプログラムの教育内容・方法を基本的には受け継ぎ、米国のMBAプログラムで標準とされる教育内容・方法を採用している。殆どの授業は、講義に加えてケース・ディスカッション、プレゼンテーション、グループワークなど、実践的教育手法を複合的に組み合わせたものとなっている。Eビジネス経営学プログラムの授業は、Eビジネス・ラボラトリー(Eラボ)という専用のコンピュータ教室でも行われている。Webアプリケーションを用いたビジネスモデル構築ができる情報技術環境を整え、情報技術を通じた価値創造を産み出せる教育研究環境を提供している。

国際大学大学院では、開設当初からすべて英語により教育研究を行っている。したがって、大学院レベルでの英語による授業を円滑に行うため、入学前の集中英語研修に加えて入学後も英語によるコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力向上のための英語授業を行っている。

授業の内容は、多くの科目でケース・ディスカッション、プレゼンテーション、グループワークを中心とし、可能な限り双方向の授業となるようにしている。実務家を中心とした講演・セミナーも授業内外で活発に行われ、ケース・ディスカッションと共に、企業が直面する現実的課題への応用力を高めるものとなっている。また、社会的責任を認識したリーダーを養成するという観点から、「企業の社会的責任(CSR)論」や「戦略的環境マネジメント」など、社会性や環境などの公共性を意識した授業科目も開講している。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

本学では通信教育を行っていない。

(2) 3-2の自己評価

教育目的に合致した教育課程編成方針のもと、両研究科とも、国際大学の教育理念・特色である学際性を担保しつつ、専門領域に応じた体系的な教育課程が組まれている。また、多国籍で多様な学生に対応する教育方法により、適切に教育が実施されている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育目的、教育課程の編成方針、教育方法は、全寮制を原則とし、40ヶ国からの多彩な学生を擁する教育環境に依存する度合いが大きい。しかしながら、大学院に対する多様なニーズを踏まえ、また日本人学生を増やすために、在職社会人等に対し門戸を開く教育課程（サテライトキャンパス、長期履修生制度など）導入の検討を急ぐ必要があり、その場合、どのように現在の特色や教育理念を生かしつつ発展的に教育課程を拡充していくか全学的に議論していく。

3-3 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

(1) 3-3の事実の説明（現状）

本学では、各研究科で学生による授業評価を実施している。現在、国際関係学研究科では学期末に、国際経営学研究科では学期末と学期の中間に、それぞれ授業時間内に授業評価を行っている。国際関係学研究科では択一形式の質問12問に対する回答および自由記述をオンラインで行っている。国際経営学研究科では、学期末には択一形式の質問16問に対する回答および自由記述を、学期中間には自由記述のみを、それぞれ配布された用紙により行っている。回答率は概ね80%程度である。結果については、当該授業科目担当教員に詳細を通知する他、各科目の平均点等の概略の一覧表を研究科ごとにまとめている。国際関係学研究科については一覧表を学内に掲示し、学生も授業科目毎の評価結果詳細を閲覧することができる。

また、修了生サーベイ(Graduating Student Survey)と称し、アカデミックな事項、ノンアカデミックな事項、施設・設備・事務サポートに関する事項など約60項目について、当該年度の修了生に対し最終学期にアンケート調査を実施している。修了生の評価並びに意見は事務局で集計し、全教職員にその結果を公表している。集計結果をもとに改善すべき項目については、財政面等での制約の範囲内で適宜対策を施している。

本学の日本人学生の8割程度を占める企業からの派遣学生に対しては、修了時に指導教員が修学状況報告書を作成し、派遣元企業の人事担当者に送付している。学生派遣企業には教職員が定期的に訪問し、派遣学生の国際大学での状況などについて報告・説明すると同時に、本学の教育研究についての全般的・具体的な要望等も聴取している。

本学では、現在学生構成に占める留学生の割合が90%を超えているが、その50%以上は、外国政府派遣留学生と公的機関（国際協力機構、国際通貨基金など）の人材育成・奨学支援プログラムにより財政支援を受けている留学生である。したがって、これら留学生の派遣機関や奨学支援実施機関などとは、定期的（年1回以上）に学生の修学状況などに関する意見交換を行っている。

また、世界のビジネス・スクールに対する評価機関によるグローバルランキングで、本学国際経営学研究科は高いランクを得ている。例として、英国のエコノミスト誌グループのエコノミスト・インテリジェント・ユニット社(EIU)のグローバル・ビジネス・スクールのランキングでは日本で唯一トップ 100 校の中にランクされている(2009年のランクは 85 位)。このランキングは、教育内容、キャリア構築、人的ネットワークなどの様々な項目に関して各ビジネス・スクールが自主的に提供する客観的なデータと在學生・修了生の評価を基に総合的に実施されている。また、Quacquarelli Symonds (QS)が管理する世界 42ヶ国の 600 社以上へのアンケート調査に基づく MBA ランキング「2009 世界ビジネス・スクール・ベスト 200」では、国際経営学研究科はランク入りした日本のビジネス・スクール 3 校のうちの一つであり、国際企業から見て好ましいビジネス・スクールの一つとして評価されている。

(2) 3-3の自己評価

学生によるコース評価については、主として評価が良くなかった授業科目に注意し、カリキュラム委員会や Dean's Office を中心に担当教員と話し合い改善策を講じたり、非常勤教員の場合は翌年度以降の任用の資料とするなどの活用を行ってきている。学生が教師を評価するという点に関し抵抗感のあった 1990 年代から組織的に実施・定着させてきた点は評価できる。しかし、評価結果の系統的な分析や各担当教員の対応状況(授業内容・方法の改善など)の把握が十分でなく、今後改善していく。

修了生サーベイについては、10 年以上に亘り実施・定着しており、回答率も概ね 80% 程度であり評価できるものとなっている。他方、結果に対する取組については、予算や物理的な制約を受けるものも多く、また、教育研究内容に対する取組については、どうしても短期的な対応が難しいものが多いため、課題を残している。また、サーベイ調査結果の公開は学内教職員限りとしていることから、修了生へのフィードバックや、在校生あるいは第三者に対する情報公開の点など、検討の必要がある。

外部機関からの財政支援による留学生受け入れについては、事後評価の導入や競争入札による指定校選定を採用しているものが多く、留学生受け入れの競争的環境は非常に厳しくなっている。これらの留学生の持続的な受入のためには、留学生の修学状況、満足度等に関する把握や調査をこれまで以上に充実させ、調査結果の分析などを定期的に行う必要がある。

グローバルランキングにおいて国際経営学研究科が国内の他の大学院にはない高いランクを得てきたということは、開設以来 20 年以上にわたり英語による国際標準の MBA 教育を提供し、グローバルに活躍する人材を育成し世界に送り出してきたことに対する高い評価や、学生の高い満足度を示すものと言える。

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

学生によるコース評価結果の分析とそれに基づく授業内容・教育方法改善に関する組織的な体制の構築とと学生に対するフィードバック方法を検討する。

修了生サーベイの内容・活用方法や集計・フィードバック方法等を見直す。

各留学支援プログラム等受入留学生について、満足度調査や帰国後の追跡調査等に関する実施方法や評価分析に関し、留学生支援機関等との協議を基に、実施方法等を早急に検討する。

〔基準3の自己評価〕

国際的に活躍する人材の育成を担う教育機関として、人材育成目的や教育課程の編成方針を柔軟に設定し、様々な社会的需要に対応できる体制を採用してきた。結果として、履修課程（プログラム）が増加し、教育課程が複雑化してきている。また、修了生サーベイにおける満足度評価においても、プログラム毎の満足度にも差が生じてきている。このようなことから、両研究科ともに、教育課程を早急に見直す必要がある。

〔基準3の改善・向上方策（将来計画）〕

大学全体としてバランスの取れた整合性のある教育課程を構築するため、副学長を兼務する研究科長のリーダーシップにより、2010年度以降履修課程（プログラム）の整理統合を行う計画である。

基準4. 学生（入試・入学、学習支援、学生サービス、就職支援、学生からの要望処理システム、卒業・進路指導、国際交流等）

4-1 アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

（1） 4-1の事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

本学は、建学の理念において、「高度に専門的かつ学際的学識を具備し、それを国際場裡で実践活用し得る人材を育成することを主目的とする新しいプロフェッショナル・スクール」であることを設立の趣旨とし、「国際的有用度の高い有為の人材を育成する観点から、国際公用語である英語により講義を行う」、「広く門戸を開き、国内及び国外から、専門の如何を問わず、多彩な背景を持つ人材を受け入れ、学生間の相互交流を通じて実践的学識の充実を期待する」ことを掲げている。

入学者の選抜は、建学の理念に基づき、本学の教育目的・特色にふさわしい人材を受け入れることを基本とし、国際関係学研究科、国際経営学研究科においてそれぞれ、入学者選抜方針に相当する選抜基準（アドミッション・クライテリア）を以下のとおり定めている。なお、本学では、英語による出願書類の提出を求め入学者を審査しているため、日本語版学生募集要項より詳細に、英語版募集要項（Instructions for Applicants）を作成し、英文を正本としている。入学者選抜方針（アドミッション・クライテリア）についても英文にてより詳細に記述している。

国際関係学研究科

（日本語版）

選抜基準

キャンパスの国際的な知的環境の創造に寄与し、重要な政策課題を共に学び、国際場裡で実践活用できる人材を選抜する。

（英語版 大意日本語訳）

アドミッションポリシー

志願者の中から適正で有能な学生を選抜するため、入学者選抜委員会は、全ての志願者を書類審査（及び面接）により、選抜基準に則り個々に評価する。学部教育を専門分野別に格付けすることは行わず、年齢、性別や国籍による定員は設けない。

アドミッション・クライテリア

国際関係学研究科における選抜の目的は、平和構築、異なる文化や国々の理解促進、世界の人々の生活環境の向上などの重要でかつ実際の政策課題を共に学ぶキャンパス環境の創出に貢献できる人材を見つけ出すことにある。

そのために、次の基準により評価される。

- ◇ 大学院で学ぶ動機（モチベーション）の明確性
- ◇ 本学における要求度の高い教育研究課程に耐えうる成熟度と目的意識
- ◇ 本学修士課程の基準と目的に合致した価値観

加えて、全ての授業が英語で行われるため、英語運用能力も重要な評価項目となる。

国際経営学研究科

(日本語版・英語版共通)

選抜基準／アドミッション・クライテリア

国際経営学研究科は、グローバル・リーダーとなる人材の養成を目的としており、この目的に照らし、次の基準にて入学者を選抜する。

- ◇ 明確なキャリア・プランを持ち、本学での学習の位置づけ、意義づけが明確であること。
- ◇ ますますグローバル化が進む経営組織において、最前線で活躍するビジネス・リーダーとなる意欲と資質を持っていること。
- ◇ 様々な国籍・背景を持つ本学の学生の一員として、社会人としての健全な価値観をもち、異文化を理解し、コミュニケーションを図り、世界的な人的ネットワークを築く意欲と資質を持っていること。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

入学者の選抜は、「広く門戸を開き、国内及び国外から、専門の如何を問わず、多彩な背景を持つ人材を受け入れ、学生間の相互交流を通じて実践的学識の充実を期待する」という教学上の特色や選抜基準（アドミッション・クライテリア）に沿って広く人材を募るため、一般入試を国内居住者選抜と海外居住者選抜に分けて実施している。

また、本学の人材育成上の目的と合致するいくつかの人材育成・奨学支援プログラム等との連携により、多数の外国人留学生を受け入れているが、これら関係機関等との間の協議とアレンジにより、外国人留学生特別選抜を実施している。

<一般入試>

国際関係学研究科

国内居住者選抜：平成 14(2002)年度以前は、本学東京事務所において、面接及び筆記 (Institutional TOEFL、小論文) からなる入学試験を実施していたが、形態を変え、10月から5月まで(3月を除く)の毎月1回面接による試験をキャンパスにて実施している。

「キャンパスの国際的な知的環境の創造に寄与し、重要な政策課題を共に学び、国際場裡で実践活用できる人材を選抜する」という選抜基準に沿い、本学の国際的なキャンパ環境を体験することができるようにキャンパスでの入試を実現させ、また、受験し易いように受験機会を増やした。面接試験は、志願者、教員間で研究のための共通基盤を見いだすことができるかどうかを計るためのもので、修士論文作成を中心とする研究課題を有効に実施できるかどうか判断する場という位置づけになっている。1度の面接で共通基盤が見出せない場合(合格に至らない場合)、研究計画を練り直し再提出した上で、同一年度内に繰り返し受験する事も可能となっている。

海外居住者選抜：年に1度(2月末)の出願締切を設け、書類選考により入学者の選抜を行っている。国内外に広く門戸を開き多様な人材を受け入れるという理念・方針を実現

し、国際的な知的環境の創造に寄与する人材を受け入れるため、書類審査により、渡日前入学許可を行っている。研究計画書、小論文、出身大学の成績証明書、推薦書、TOEFL等英語力試験のスコアなどを総合的に判断し、可否を判定している。

国際経営学研究科

国内居住者選抜：年に4回入学試験を本学東京事務所で実施している。試験科目はInstitutional TOEFLと面接である。面接は、出願書類の中では表しきれなかった、受験者の魅力を引き出す場であると考えている。したがって、面接担当の教員は、多角的な質問をし、受験者の個性を引き出し、受験者の可能性、潜在的能力を見極めるよう努力している。

海外居住者：年2回出願締切を設け、書類選考による入学試験を実施している。願書、学部成績、小論文、推薦書、TOEFL等の出願書類を慎重に審査し、総合的に選考を行っている。またMBAプログラムでは、客観的な尺度として、欧米の経営学大学院の入学者選抜において標準的に用いられているGMAT (Graduate Management Admission Test)の成績を利用している。

また、両研究科とも、一般入試の出願において、本学のネットワークインフラの有効活用とインターネット・イントラネットなどの最新技術の応用を通じ、業務システム化推進の一環として開発されたオンライン・アプリケーションを平成11(1999)年度入試よりスタートさせた。これは、

- ・多様な情報をデータベース化し一元管理することにより、情報の有効活用を図る。
- ・志願者との迅速なコミュニケーションを可能にする。

という事を目的にスタートし順調に継続している。毎年入試年度終了後にシステムを見直し、次年度に向けて改善を行っている。

多様な学生を受け入れるための本学の特色ある学生募集活動として、「国際大学修了生アンバサダー」と称する仕組みを効果的に利用していることがあげられる。累計で世界100カ国を超える国々からの学生が修了後世界中で活躍しており、500名近くが修了生アンバサダーに登録している。登録者は、世界各国の主要数十都市で、入学希望者に対し、本学の教育研究内容や修学環境について、自らの修学体験を説明する懇談会・説明会活動を行う。国内における学生募集活動においても、説明会などに協力する修了生は多い。本学キャンパスの教育研究環境についての修了生の体験談は貴重であり、修了生ネットワークは、海外からの志願者獲得や、志願者との入学前のコミュニケーションなどのために本学の有用な資産として機能している。

<外国人留学生特別選抜>

外国人留学生特別選抜は、国際機関・開発援助機関、外国政府等特定の機関による留学・奨学プログラムを通じて出願する者に対して実施しており、「日本・IMF（国際通貨危機基金）アジア奨学金プログラム」、「JICA（国際協力機構）人材育成支援無償事業」、「JICA長期研修員制度」、「インドネシア政府派遣留学生」などによる留学生の受け入れがある。これらの機関等による奨学支援プログラムの目的等概略は次のようなものである。

JICA 人材育成支援無償事業は、アジアの発展途上国による組織的・計画的な人材育成

事業に対し無償資金協力を行う制度であり、現在アジアの 12 カ国（ウズベキスタン、ラオス、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、中国、フィリピン、バングラデシュ、モンゴル、キルギス、タジキスタン、スリランカ）が対象になっている。

JICA 長期研修員制度は、発展途上国の行政機関、研究・高等教育機関などにおいて開発計画や将来の政策立案に関わる人材を育成する事業である。日本の大学における研究活動を通じ、開発に関わる諸課題に対する分析能力・問題解決能力を身につけ、より効果的に開発計画・政策の策定ができるようになることを目的に技術協力の一環として行われている。

日本・IMF アジア奨学金プログラムは、アジア諸国の政府・中央銀行等において金融・財政政策の策定に携わる人材育成のため、マクロ経済や国際金融関連分野における大学院レベルでの研究を支援する奨学金プログラムである。

インドネシア政府派遣留学制度は、インドネシア政府の高等人材育成第事業として実施されている留学制度である。通常の 2 年間の修士プログラムに加え、インドネシア政府（財務省及び国家開発庁）及びインドネシア有力大学との覚書に基づき、インドネシアの大学・日本の大学でそれぞれ 1 年間、合計 2 年間学び、双方の大学から学位を取得するリンケージ・プログラムによる学生の受け入れも行っている。このプログラムによる留学生の選抜については、2 年目の本学での研究指導をスムーズに行うことを目的に、現地面接も実施している。

これらの制度等による留学生の受け入れを行う特別選抜においては、一般入試と同様の出願書類による審査を中心としつつ、覚書などを基にした関係機関との協力・調整により、可能な場合には現地（あるいはテレビ会議による）面接なども実施し、総合的に可否を判定する。

特別選抜において受け入れる留学生は、本学の理念・教育目的に非常に合致しており、各国の政府機関あるいはビジネス分野のリーダーとして将来活躍が期待される成熟した社会人として、国際的で成熟度の高い教育研究環境の醸成に貢献している。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

国際関係学研究科は、入学定員 50 人でスタートし、その後 100 人へ増加、1995 年より 75 人となっている。次表は、平成 21(2009)年 10 月 1 日現在（本学は学年の始期を 9 月としているため）の入学者数・在籍者数及び定員充足率である。

表 4-1-1 研究科の学生定員及び在籍学生数（平成 21(2009)年 10 月 1 日現在）

研究科・専攻	入学定員	入学者数 (含転入学)	入学者/ 定員比率	収容定員	在籍者数	在籍者/ 定員比率
国際関係学	75	83	1.11	150	147	0.98
国際経営学	75	73	0.97	150	125	0.83
合計	150	156	1.04	300	272	0.91

国際大学

国際関係学研究所は入学定員を上回る入学者を確保しているが、国際経営学研究所については、入学定員をやや下回っている。全体としては入学定員を上回る入学者数となっている。大学合計の入学定員の充足は過去3年間続いており（後掲の表4-1-2参照）入学者の安定的な確保ができてきていると言える。

在籍者数については、いずれの研究科も収容定員を満たしていない。入学定員を満たしても収容定員に達しないのは、1年間の在籍により修了する者があるためである。国際関係学研究所については、インドネシアの大学院との間で実施しているリンケージ・プログラムを通じ、毎年20人程度の学生を転入学により受け入れており、これらの学生は、転入の際に単位互換認定と在籍期間の通算により、本学の課程を1年間で修了する。また、国際経営学研究所については、標準修業年限を1年とするEビジネス経営学プログラムを有しており、同プログラムには例年25人程度の入学者がある。

各授業科目の学生数については、受講者数が最大となる授業科目はMBAプログラムの必修科目で、50～60人の受講者がある。次いで、国際開発学プログラムの必修科目で40～50人程度である。これらの授業については、大教室（60～81席）での授業とともに、PC教室（67席）における実習が行われることも多い。MBAプログラムおよび国際開発学プログラムの必修科目の受講者数と比べてこれらの教室の収容定員は適正な規模である。特定の授業科目については、その教育方法や到達目標（受講者個々のプレゼンテーションを課すもの、語学教育科目など）に応じ、複数のクラスに分割し少人数にて授業を行うようにしている。他のプログラム（履修課程）の必修科目及び選択科目においては、10人以下の小規模の授業もあるが、平均すると25名程度である（10～40名の範囲）。多国籍学生による活発な授業参加やグループワークを重視する教育方法に鑑み、10人以上の受講者数は教育効果という観点から望ましい水準であると考えており、10～40名という数は概ね適正な受講者数の範囲となっている。

国際大学の教育環境における最大の特色は、毎年世界40ヶ国以上から受け入れる留学生にある。在籍学生に占める留学生比率は90%に達し、出身国における広範囲で多様な課題に関する活発なクラス討論や多文化・多国籍の学生構成によるチームプロジェクトの実施など、豊かな教育研究環境が醸成されている。

平成21(2009)年5月1日現在、我が国の高等教育機関には13万2,720人の外国人留学生が在籍（日本学生支援機構調べ）しているが、そのうち、中国が60%弱、韓国が15%弱を占め、この2ヶ国で留学生全体のほぼ4分の3に達している。本学の場合、平成21(2009)10月1日現在、インドネシア(17.3%)、インド・ベトナム(7.5%)、ミャンマー・中国(7.1%)、モンゴル(6.3%)、タイ(5.9%)、キルギス(4.7%)、フィリピン(4.3%)、カンボジア・バングラデシュ・ラオス(3.9%)などの国々が学生数で上位を占めており非常に多様性に富んでいる。学生受入国は毎年40ヶ国程度に達する。

国際大学

表 4-1-3

過去 3 年の入学者数日本人・外国人（在留資格が留学以外の学生も含む）別内訳
平成 21(2009)年 10 月 1 日現在

研究科	日本人/外国人	2007	2008	2009	計
国際 関係学	日本人	4	4	0	8
	外国人	76	73	83	232
	計	80	77	83	240
	外国人%	95.0%	94.8%	100.0%	96.7%
国際 経営学	日本人	14	10	7	31
	外国人	61	60	66	187
	計	75	70	73	218
	外国人%	81.4%	85.7%	90.4%	85.8%
全学	日本人	18	14	7	39
	外国人	137	134	149	420
	計	155	148	156	459
	外国人%	88.4%	90.5%	95.5%	91.5%

表 4-1-4

過去 3 年の外国人学生の選抜形態別・学資負担別入学者数内訳
平成 21(2009)年 10 月 1 日現在

研究科	選抜形態・学資負担の別	2007	2008	2009	合計
国際 関係学	1 特別選抜	52	47	56	155
	2 一般入試 外部奨学金	17	22	20	59
	3 一般入試 内部奨学金・自己資金	7	4	7	18
	4 外国人学生入学者計 (1+2+3)	76	73	83	232
	A 特別選抜入学者の割合(1÷4)	68%	64%	67%	67%
	B 外部資金による入学者の割合((1+2)÷4)	91%	95%	92%	92%
国際 経営学	1 特別選抜	21	20	29	70
	2 一般入試 外部奨学金	16	19	14	49
	3 一般入試 内部奨学金・自己資金	24	21	23	68
	4 外国人学生入学者計 (1+2+3)	61	60	66	187
	A 特別選抜入学者の割合(1÷4)	34%	33%	42%	37%
	B 外部資金による入学者の割合((1+2)÷4)	61%	65%	65%	64%
全学	1 特別選抜	72	67	84	225
	2 一般入試 外部奨学金	33	41	35	108
	3 一般入試 内部奨学金・自己資金	31	25	30	86
	4 外国人学生入学者計 (1+2+3)	136	133	149	419
	A 特別選抜入学者の割合(1÷4)	53%	50%	56%	54%
	B 外部資金による入学者の割合((1+2)÷4)	77%	81%	80%	79%

表 4-1-4 (過去 3 年の外国人学生の選抜形態別・学資負担別入学者数内訳) は、学生の 90% 以上を占める外国人学生がどのような資金・奨学支援を得て入学しているかを示すものである。表中の 1. 特別選抜入学者は、あらかじめ国際機関・外国政府等からの奨学支援(学費及び生活費)を得ているものである。2 は、一般入試を受験・合格した者の中から、アジア開発銀行・米州開発銀行・世界銀行等の奨学金プログラムや、社会貢献の一環として留学生に対する奨学支援を行う日本企業が設立した奨学財団等の奨学支援プログラムに本学が推薦したうえで奨学生として採用され、学費・生活費の奨学支援を受けることで入学に結び付いた外国人留学生である。

ここでわかることは、A) 外国人入学者の 50% 以上は、国際機関・政府機関等の奨学プログラムを通じて受け入れる特別選抜によるものであり、B) 80% 近くは、外部機関からなんらかの奨学支援を受けて入学(特別選抜入学者と、一般入試を通じて外部奨学支援機関等の奨学金に採用された入学者の合計)してきているということである。

国際関係学研究所においては、外部奨学支援による受け入れ割合は一層大きく、A) は 60% 以上、B) は 90% 以上となっている。

外国人留学生数の増加に反し、日本人学生数は減少している。本学はこれまで 750 人にのぼる日本企業(または自治体)等から派遣学生を受け入れてきており、開学からしばらくは受入学生の中心はこれら日本人の企業等派遣学生であった。しかし、1990 年代の日本経済の停滞、企業の再編統合・人員削減、国内大学院間の競争など様々な要因により、企業派遣学生は減少を続けている。

(2) 4-1 の自己評価

本学の入学者の選抜方針・基準は、多国籍なキャンパスの教育研究環境に貢献し、そして学んだ成果を国際社会において実践活用できる人材を求めるというものである。開設時から実施している海外居住者入試により広く門戸を開き、多国籍の豊かな教育研究環境を醸成できてきたことは高く評価できる。

入学者の獲得については、ここ 5 年はほぼ入学定員充足かそれに近い状況が続いており評価できる。しかし、収容定員の充足に向けて更なる努力が必要である。

公的機関による留学プログラムの奨学支援を得ている留学生の割合が極めて高く、国際貢献度の高い人材育成を行っていることについても高く評価される。これは、国際水準の教育を行う大学院として、奨学支援プログラムを実施する関係機関から高い評価を受けていることの証左でもある。

また、英語により学位が取得できるプログラム運営、渡日前入学許可、9 月入学制度、留学生のための宿舍の確保、奨学支援、日本語教育、キャリア・就職支援など、本学では政府による留学生受け入れ推進計画を先取りする教学運営を開学以来行っていることは高く評価される。政府の進める留学生 30 万人計画も、国内他大学における留学生受け入れ施策を後押ししており、この意味でも高く評価できる。しかし、奨学支援プログラムによる留学生受け入れは、国内外における厳しい競争的環境にさらされている。留学生の学びをより効果的にするためにも、一定数以上の日本人学生と共に学ぶことが望ましく、日本人学生の増加に向けた施策の実施が必要である。

(3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

収容定員の充足を最大の目標とし、公的機関の奨学支援プログラムを通じた留学生の確保・増加に向け、このようなプログラムとの連携強化や奨学支援プログラムに関する情報収集促進のための施策を講じていく。

企業等からの派遣による日本人学生の増加・獲得のための施策として、これまでの企業等派遣修了生とのコンタクトを強化し、指導教員による企業訪問などの活動を積極的に行い、人事担当者や企業内の受験候補者とのコミュニケーションを増やし、企業のニーズの把握に努める。

これらの施策を継続的・効果的に実施していくため、平成21(2009)年度末策定の3ヶ年行動計画で示されている「統合的學生募集」活動を、学長のリーダーシップにより、同活動のタスクメンバーを中心に全学的に推進しているところである。

4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

(1) 4-2の事実の説明(現状)

本学では通信教育を実施していない。

本学において学生の修学をソフト・ハードの両面から支援する施設として、松下図書・情報センター(MLIC)があげられる。本センターの特徴は、開設時から時代を先取りして図書と情報の融合化を図り、一体となった学習支援サービスを展開して来たことにある。また、自習室や学寮にも情報環境を充実させて、学生が最大限学習に専念できる環境を整えている(詳細は9-1を参照)。

MLICの特徴的なサービスの一つとして、各授業科目のシラバスに記載された図書や資料・論文などを受講生へ公平に提供するというポリシーで行っている「コース・リザーブ制度」が挙げられる。一般貸出のもとでの一般図書の貸出期間は4週間であり、1学期間(本学は年3学期制で各学期は10週で構成)にその図書を利用できる人数は2~3人になるが、「コース・リザーブ制度」は、その図書を予め特別なカウンター内に別置して貸出期間を短くすることにより、その図書を借りる機会を増やすようにする制度である。また、教育研究用の電子リソース(学術誌やデータ・ベースなど)も充実しており、専用のPCからアクセスする電子リソースはPC教室に設置されたPCから、ウェブベースの電子リソースは図書館ホームページに掲載されたリンクから自由にアクセスできるようにしている。加えて、ウェブベースの電子リソースは学外からも利用できるようにユーザ認証によるリモートアクセスシステムを導入している。

図書・情報サービスについては、新入生向けにオリエンテーションを開いて、図書・情報

サービスの利用方法を説明している。更に図書館では、毎年 2 回、ワークショップ週間を設けて、電子ジャーナルやデータベース等の電子リソースに関する説明会を開催して、全体的な情報リテラシーの向上を図っている。また、レファレンスサービスカウンターでは、個別に電子リソースを含む資料・図書・雑誌検索システムの使い方を説明すると共に、学生・教員の個々に要望に応じた情報の検索・収集・編集に関する教育研究支援を行っている。

図書館の所蔵構成は、教育課程を反映し、全蔵書の 6 割以上が社会科学分野の蔵書、7 割以上が洋書という特徴がある。図書館における選書はプログラム毎の担当教員に年 2 回依頼している。また、ユーザ選書というシステムを設け、学生も含め、利用者から図書館のホームページ経由で購入依頼を 1 人年 3 冊まで受け付けており、選書規定に照らして購入するかどうかを決めている。

学生の履修登録などの学習管理を支援するシステムとして、「MyIUJ」と呼ばれるポータルサイトがある。これは、英語での運用が必要なことから、学外のベンダーによるパッケージでなく、本学で独自に開発したもので、MyIUJ を通じ、学生は履修登録・教材発注・成績閲覧・教員/履修者への同報メールの送受信・コースフォルダへのアクセスが可能である。学内ネットワーク上に置かれたコースフォルダには、授業科目毎に教材や参考資料などが置かれ、学習プロセス支援に役立っている。

授業や単位修得にかかわる学習支援としては、TA(Teaching Assistant)制度があげられる。TA は、教員の教育活動をサポートするだけでなく、あらかじめ担当教員より教育指導を受け、TA セッションの時間を設け、学生が授業で理解しきれなかった点などを補足的に説明し、学習プロセスをサポートする。

授業に対する要望等を受け入れる制度としては、学生による授業評価がある。国際経営学研究科においては、学期の中間において、後半の授業計画改善に役立たせるよう、コメントや後半の授業に対する要望の記述を中心とするアンケートを行っている。

国際関係学研究科においては International Relations Council (IRC)、国際経営学研究科においては International Management Council (IMC) という名称で、教学事項に係る学生の委員会が組織されている。IRC と IMC は、教育研究環境・教育課程・教育内容・教育方法などに関する要望を研究科学生内で集約し、研究科長・副研究科長を中心とした研究科教員との各学期 1 回程度の会合にて意見交換を行うなどの活動を行っている。多様な留学生が学ぶ環境にあって、学生からは、様々な要望・意見があげられてくる。種々の制約からすぐには実行できないものもあるが、要望項目等について、カリキュラム委員会や教授会への報告や検討を経て、回答するようにしている。

日常の履修支援については、教務担当職員が、指導教員や科目担当教員と連絡を密にし、日常的にケアしている。原則として全寮制を採る小規模の大学であるため、教職員と学生の距離も近く、また、教務担当職員と学生生活支援担当職員、学生寮担当職員等の連携により、学生の様子の変化などについても気が付きやすく、迅速かつ適切な対応がとりやすい環境となっている。

学生の学業成績の状況については、毎学期教授会においてレビューし、全教員が状況を把握したうえ、成績不振者については研究科長よりウオーニング・レターを発行する他、必要に応じ、研究科長又は副研究科長が面接を行い、修学上の問題を把握し、事務局、プ

プログラム主任、指導教員と共有している。

国際関係学研究科においては、入学後 2 学期目の終わりまでに指導教員を決定するが、それまでの間、ファカルティ・コンサルタントと呼ばれる専任教員を各学生に貼り付け、履修指導や、初期の研究計画、指導教員の選定の希望等についての相談窓口となるシステムを設けている。

国際経営学研究科については、2 年制 MBA プログラムでは指導教員は 1 年次の終わりに決定するが、1 年目は殆どが必修科目であり全員が受講するため、修学上問題がある学生の把握等は、必修科目を担当する専任教員が研究科長・副研究科長へ、あるいはカリキュラム委員会、教授会等にて報告するようにしている。1 年制 E ビジネス経営学プログラムについては入学後第 1 学期目に指導教員を選定し、修学上の指導については指導教員が担当する。また、福利厚生を含めた学生の修学上の問題等については、研究科長・副研究科長が対応するようにしている。

また、本学においては、様々な奨学財団、留学生支援事業、外国政府派遣などによる留学生が多数在籍しているが、これらの奨学支援機関それぞれが、在学中の状況把握のため、本学教職員との連携のもと、定期的なモニタリングと報告を行っており、学生の修学上の問題の早期発見・共有・支援につながっている。

(2) 4-2 の自己評価

多様な背景や経験を持つ学生が集う国際性豊かなキャンパスにおいては英語による運営・価値観の相違・学習システム理解度の相違など多くの困難はあるが、全寮制の小規模大学ならではの学生・教職員間の距離の近さを生かし、日常的な学習支援は特に大きな問題はなく運営されている。

また、MLIC は全寮制の大学院大学という本学において、学習者のニーズに応える高度なサービスが提供されているものと評価される。図書館の開館時間は極めて長く、来館者数は非常に多い。

また、様々な奨学・支援プログラムとの連携による修学状況報告やモニタリングの実施により、学生の状況は把握しやすくなっている。

(3) 4-2 の改善・向上方策(将来計画)

MLIC の行うコース・リザーブ制度については、受講者数の多い科目の特定の資料への集中的な利用を副本を手配することにより回避したり、教員の持ち込み図書について著作権上の観点から新規に購入する等、常にその運用には心配りが欠かせないが、大学院教育の基本的な学習支援のひとつとして今後とも維持して行く。図書館の開館時間については学生からは絶えず延長が要求されている。特に試験期間中や論文締め切り間際の週については 24 時間開館、夏季休暇中は開館時間延長などの要求がある。これは図書館利用のニーズが高いことを示しているが、館員及びアルバイトの勤務体制や安全性等を考慮して今後検討して行きたい。

学内で独自に開発して以来 9 年近く経過している学習支援のためのポータルサイト「MyIUJ」については、カリキュラムの変更に伴う修了要件の複雑化等のため、履修上の

規定や修了要件を満たすための単位修得状況の確認システムができておらず、事務局による履修要件の確認に手間と時間を要する状況になっているなど、いくつかの問題がある。現状ではポータルサイトの修正や機能向上に関する具体的な計画策定に至っていないが、今後数年内に見直しと修正を行う。また、ポータルサイトによる学習支援機能の強化を図る。

学生の声を吸い上げるシステムとしては、学生組織（IRC、IMC）との意見交換を継続していく。

留学支援プログラムによる学生のモニタリングおよびレポート体制については、実施機関との協議によりさらに効果的な実施方法を探っていく。

4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-3の事実の説明（現状）

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

本学では、学生サービス、厚生補導のための組織として学生センター事務室を設置し、学生が学生生活を順調に送ることができるよう生活支援業務を行っており、その支援業務は多岐に亘っている。

現在は、全在籍学生の9割以上を外国人留学生在が占めているため、学生支援業務における外国人留学生对する生活支援業務の比重が高まっている。学生サービスは、全新生入を対象に入学前から始まっている。入学手続完了時に送付するガイドブック「INFOPACK — Prearrival/Arrival Guide —」では、外国人留学生の渡日に係わる関連情報を含め、日本で生活するための多種多様な情報の提供を行っている。

また、学生は「原則として学寮に入寮する」（国際大学学寮規則第2条第2項）ことから、文化的や宗教的な背景などの違いにより学寮内では多様な問題が発生するが、寮内に「寮長」となる職員を配置し、これらを円満に解決するよう指導している。「寮長」は、この他にも、学生の生活面・健康面等の相談などにも応じ、在籍期間中における適切な学生ケアを行っている。

この他に、授業はもちろんのこと本学キャンパス内での「公用語」は英語という環境にあるため、外国人留学生は日本語でのコミュニケーション能力が不足している場合が多く、日本での日常生活を送るためには学生センター事務室の職員が窓口となり、通訳業務を行っているケースが多い。特に、来日直後に行う外国人登録、国民健康保険加入などは本学所在地である南魚沼市の協力を得ながら、職員がサポートを行っている。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

本学の学生は大別して、日本人企業派遣学生、日本人私費学生、外国政府派遣留学生、国費留学生、人材育成支援無償事業・長期研修制度など JICA 関連留学生を始めとする特定の日本留学・奨学支援プログラム等による外国人留学生、外国人私費学生となっている。経済的支援が必要と思われる日本人および外国人私費学生については、次のような奨学金制度を設けている。

(1) 日本人

国際大学

- 1) 国際大学中山素平記念奨学金
- 2) 日本学生支援機構奨学金
- (2) 外国人留学生
 - 1) 国際大学中山素平記念奨学金
 - 2) 文部科学省国費外国人留学生
 - 3) 日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費
 - 4) アジア開発銀行（ADB）、米州開発銀行（IDB）、世界銀行（WB）等の公的機関からの奨学金
 - 5) 財団法人新潟県国際交流協会外国人私費留学生奨学金
 - 6) 民間財団奨学金
 - ① 毎年継続的に支援をいただいている奨学財団奨学金
 - ② 公募申請による奨学財団奨学金

本学独自の「国際大学中山素平記念奨学金」の詳細については、表 4-3-1 の通りである。

表 4-3-1 国際大学中山素平記念奨学金

種類		内 容			
		年間授業料	入学金	生活費	給付期間
給付	Type-A	全額免除	25 万円免除	10 万円／月	1 年間 *但し、1 年次の学業成績によって2年次も期間延長可
	Type-B	全額免除	25 万円免除		
	Type-S	半額減免			
	Type-C	3 割減免			
	Type-D			10 万円／月	2 年次期間のみ
貸与 (日本人のみ)		年間授業料の半額を限度として貸与			貸与期間:1 年間 (在学中は無利子、修了した月の翌月 1 日から有利子にて返還)

上記奨学金制度のうち、「国際大学中山素平記念奨学金」や国費外国人留学生、公的機関からの奨学金そして毎年継続的に支援をいただいている奨学財団奨学金は、入学決定時にその採用も決定され学生本人にも通知される。これにより、学生は入学直後から経済的不安を持つことなく、教育研究活動に専念できる。

また、経済的支援の一環として、学内でのアルバイトを紹介している。これは、図書館での貸出業務、教員の研究補助業務や授業補助業務等を行うものである。この他に有給のインターンシップ等の紹介も行っているが、どのような場合であっても基本的には学生の教育研究活動に支障のない範囲のものとし、特に外国人留学生については入国管理法等、関連法令の定めに従っている。

4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

課外活動については、学生全体の代表組織である学生自治会(GSO-EC : Graduate Student Organization - Executive Committee)を中心に運営されている。学生が主催する主な行事はこの GSO が中心となり、大学も物的・人的に支援を行っている。特に、学園祭にあたる“International Festival”では、準備段階から終了後の後片づけまで、学内調整、施設整備、各関連業者への連絡・調整等を含め、大学が側面から支援を行っている。また、学内におけるスポーツ行事についても、支援を行っている。これらの行事を含め、経済的には GSO に対し年額 50 万円の補助金を大学が支給している。

ボランティア活動としては、国際交流を目的とした地域の諸団体が本学の学生とともにいろいろな活動を行っている。また、学生センター事務室において登録した学生のボランティアグループ“Community Action Team (CAT)”は、地域の小中学校の総合学習や国際交流行事に参加している。

その他のクラブ・サークル活動については、本学が大学院大学ということもあり基本的にはその運営を学生自身に任せている。しかし、その活動の場として、教室、体育館、テニスコート、各学寮ラウンジ、音楽ルーム、松下図書・情報センターのホール等を提供しており、その環境整備・管理を行っている。

活動団体は体育系、文化系以外にも宗教に関連したものもある。これは外国人留学生が多数在籍していることもあり、宗教的にもきわめて多様であることがその理由だが、大学としてはその活動に対しても対応している。例えば、カトリック教徒の団体は毎週日曜日に学寮の一室でミサを行ったり、あるいはイスラム教徒の団体はラマダン最終日に松下図書・情報センターのホールでお祈りの会を開催しているが、これらについても大学としては施設を開放している。

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

保健室や学生相談室というような専門部署、あるいは看護師や専門相談員という配置を特別に設けていないが、学生からの各種相談は学生センター事務室職員がその窓口となり対応している。

学生に対する健康面での支援として、主に留学生に向けて作成したガイドブック“Guide to Health Care & Hospitals”を入学時に全新生に配布している。これには国民健康保険制度の説明や病院での受診の流れ、また近隣の総合病院・個人医院等の情報を掲載しており、入学時オリエンテーションでもプロジェクターを利用しわかりやすく説明している。また、平成 21 (2009) 年度より、外国人留学生のために英語でのコミュニケーションがとれる学校医(非常勤)を委嘱し、協力を仰いでいる。

健康診断は春学期と秋学期の年 2 回の受診機会を設け、少なくとも年 1 回は受診するように指導している。これは学生が自分の授業スケジュールを確認し都合のよい時間帯で受診できるようにという考え方から、毎年実施しているものである。

学生センター事務室には応急処置のできる基本的な薬等も常備しており、その症状に合わせて学生に対応し、必要な場合には病気・怪我の症状に合わせて病院あるいは受診科を紹介している。また、最寄りの病院へは、毎日スクールバスが運行している。

AED（自動体外式除細動器）については学内に2台あり、うち1台は学寮管理人室前に設置されている。

この他に、医師・看護師等とのコミュニケーションがうまく図れない場合が多い外国人留学生のために、次のような支援業務も行っている。

- (1) 病院への問合せ・予約等行う。
- (2) 受診の際に症状を明確に伝えられるように、「多言語医療問診票」の利用を促したり、職員が症状を事前に確認して「病院宛伝言用紙(“Language Assistance Sheet”）」を日本語で記入する。
- (3) 医師・看護師等からの診断結果や治療内容等について、電話により通訳する。
- (4) 緊急・重篤な場合には職員が病院まで付き添い、病状、治療内容等について現場で通訳し、入退院時の手続等も支援する。

心的支援については、学生センター事務室職員が相談を受け付け、その相談内容に応じて関係教職員が対応、あるいは外部機関への紹介を行っている。

生活相談については、多数の外国人留学生が在籍しているため、ゴミの分別、日本の交通規則、救急時・緊急時の連絡方法など日常生活に関係する事項について説明し、理解してもらうことから始めなければならない。これに加えて、大学院大学であるため家族帯同学生も多く、留学生自身あるいは配偶者の妊娠・出産、子供の保育園・幼稚園の入園手続き等、関連諸機関との連絡・調整を必要とする業務も行っている。

この他に、アルバイト時に必要となる資格外活動許可申請や再入国許可申請、留学ビザの在留期間更新許可申請等の入国管理局への取り次ぎも定期的に行っている。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

毎年行っているものとして、修了前に修了予定学生に対する「修了生サーベイ」がある。これは教育研究関連、学生サービス関連、施設関連、図書・コンピューター関連等の分野別における学生満足度調査であり、教職員はこの結果を精査し、学生サービスに対する業務の改善に向けて取り組んでいくものである。

また本学では、「学校法人国際大学倫理委員会規程」に基づき「学校法人国際大学倫理委員会」を設置しており、苦情相談員として学生センター事務室の職員もその構成員となっている。学生等から苦情の申立てがあった場合、苦情相談員は速やかにこれを受け付け、状況に十分注意した上で問題解決を図ることとしている。これにより学生サービスも含め、学生の意見、相談を受け付ける体制を全学的に構築している。

この他に、学生がいつでも学長に直接意見を伝えることができる体制を作るために、学長室では“Open Door Policy”を掲げ業務中は学長室のドアを開けたままにしている。各研究科長もそれぞれの学生代表との会合を定期的に行い、学生の意見等を聞いている。また、学生自治会（GSO-EC）のミーティング議事録はその都度、学生センター事務室にも伝えられ、内容によっては協議・検討を行っている。

(2) 4-3の自己評価

本学は全在籍学生の9割以上を外国人留学生が占めており、日本語でのコミュニケーションを図ることが難しい外国人留学生が多数在籍していることにより、特別な学生支援を必要としている。また、ほとんどの学生が学寮で生活することから、日常生活全般の支援も行っている。

経済的支援については、日本人・外国人ともに企業・団体・政府等派遣学生等が多く、私費学生についても各種奨学金制度を十分に活用できるよう情報提供をしている。その結果、奨学金を希望する学生は各種奨学金を受給しており、その点からも適切な支援を行っていることがわかる。

健康面の支援として、例年、健康診断の受診率は80%前後であり100%に達していない。健康管理・維持増進の第一歩として受診率100%を目指し周知しているが、看護師・保健師等の専門職員がいないため、健康管理についての情報提供が不足している。

心的支援については、「日本」という慣れない外国で学生生活を送る外国人留学生が多数在籍しているにも拘わらず、英語でコミュニケーションがとれるカウンセラー等を配置することができずにおり、この点でも支援は不十分である。

学生の意見等を汲み上げるシステムとしては、規程も整備し、また「修了生サーベイ」も平成9(1997)年度から毎年行っており、十分整備されている。

また、小規模大学であることにより学生との相互関係はより密接であり、各教職員が学生の意見等を直接聞くことのできる体制はできている。

(3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

平成21(2009)年度から、英語で外国人留学生ともコミュニケーションの図れる新たな学校医(非常勤)を委嘱した。これにより今後は、学生に対する健康面の支援を今まで以上に行うことができ、学校医の協力を得て次のような活動を実施できるよう図っていく。

(1) 健康診断後の指導・説明

(2) 健康相談

(3) インフルエンザ予防接種

また、定期的にキャンパスで健康管理・指導を行ってもらえるよう、学校医とのより一層の連携を構築していく。

生活支援としては、学寮内での学生間の良好な関係を築くことや必要なサポートのために「学寮委員会(仮称)」を設置する予定である。これは学寮運営・管理の改善を通して、学生が学寮内で充実した学生生活を送ることができるようにすることを目的としている。

4-4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-4の事実の説明(現状)

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

本学の就職・進学支援体制として、学生センター事務室の職員がキャリア・カウンセラーとして業務を行っている。学生が身につけた専門知識や異文化適応スキル等「高度な実学」を十分に活用して実社会で貢献できるよう、個々人に適した職業を見つけ、就職のために行うべきことを適切にアドバイスするよう努めている。

就職・進学活動に対する支援については、当然、就職・進学を希望する学生全員がその対象となるが、本学には企業派遣生あるいは政府派遣生等が多く、また奨学金によっては修了後母国へ帰還することが義務づけられているものもあり、該当する学生は日本人私費学生、外国人私費学生及び国費外国人留学生となり学生数は基本的に限られている。しかし、それ故に、個別面談や各種支援活動を通して、きめ細かな支援を行っている。また、外国人留学生も多数在籍しているため、日本国内だけではなく海外にも就職の場を求めていることもあり、グローバルな就職・進学情報の提供を必要とし、それらを活用して業務を行っている。

業務に携わっている職員は、個別懇談や各種支援活動を通じて、学生個々人の性格や能力、適性を把握し、本人の希望に沿った進路実現を目指している。

実際に行っている支援内容はおおむね以下の通りである。

(1) 新入生対象のキャリア・ワークショップ開催

入学直後の秋学期に 17 回のワークショップを行い、履歴書、送付状、申請書類等の書き方を指導する。また、この期間中に個別面談を行い、就職に向けての活動計画をキャリア・カウンセラーと作成する。

(2) インターンシップ・プログラムの紹介

各企業のインターンシップを学生に紹介している。特に、企業によっては長期休暇となる夏休み期間中に各種プロジェクトに対するインターンシップ・プログラムを行っており、本学の学生はプロジェクト・メンバーとして例年期待されている。

(3) 履歴書ブック “IUJ Resume Book”作成

学生の履歴書を小冊子として作成し各企業等関係先に配布しており、またオンライン上でも公開している。平成 20(2008)年度からは、在籍学生だけではなく就職活動を継続している修了生あるいは転職を希望している修了生の履歴書も掲載し、彼らの就職活動を支援している。

(4) メーリング・リストの整備

学年、在学／修了等の状況に合わせて必要な情報を配信するために、連絡先メーリング・リストを整備・活用している。

(5) オンキャンパス・リクルート期間の設定

学期毎に「オンキャンパス・リクルート期間」として、本学学生の採用及びインターンシップの受入れを希望する企業等の担当者をキャンパスに招聘し、採用情報等のプレゼンテーションならびに希望学生に対する面接を実施している。

(6) 求人企業等への直接紹介

求人企業等から連絡があった場合、個人面談等で把握した各学生の就職希望分野に合わせて両者を直接紹介し、採用に向けて支援する。

(7) 学生・修了生間での情報交換システムの確立

インターンシップを行った学生や博士課程に進学した修了生がそれぞれの経験から評価した内容について、冊子・オンラインどちらからでも閲覧できるようにデータを作成している。

(8) 在学生に対して修了生がアドバイスを行う “A-CAN (Alumni Career Advisors

Network)”（修了生キャリア・アドバイザー・ネットワーク）と男子・女子学生に対してアドバイスを行う“GMMN(Global Men's Mentor Network)”（グローバル・メンズ・メンター・ネットワーク）/“GWMN(Global Women's Mentor Network)”（グローバル・ウィメンズ・メンター・ネットワーク）の構築および活用

A-CANは、修了生の連絡先等を確認できるシステムを作り、在学生在が自分の状況・希望にあわせてアドバイスをもらえるネットワークである。以前はキャリア・カウンセラーが在学生在にアドバイザーとして登録している修了生を紹介していたが、平成9（1997）年からは原則全修了生がアドバイザーとして在在生への就職を間接的に支援している。また、GWMNは女子学生に対するネットワークとして平成21(2009)年に、GMMNは男子学生に対するネットワークとして平成22（2010）年3月にスタートした。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

キャリア教育については、就職・進学支援体制と同様に学生センター事務室の職員が次のような業務を行っている。

(1) 進路探索のためのワークショップの開催

学生自身がキャリアに向けて、自分の性格、能力、適性等を確認・評価するための各種ワークショップ等を開催している。その一つには、新入生を対象に就職活動を実際にスタートさせるための準備段階として、基本的な心構えや活動方法、情報検索の方法等を指導するものもある。

同時にキャリア・カウンセラーとの個別面談を実施し、長期的・将来的な就職計画の作成も行っている。例えば、国際機関等で働くためのスキル等を身につけるために何が必要か等、自己実現に向けての計画を策定する。また、学生が自己発見をし、将来に向けての方向性を確認することができるよう、冊子“IUJ Skills Identification Aids”、“Interview Styles”や“Guidance to Help you Interview with Confidence and Find Success”を作成している。

(2) 修了生等によるパネル・ディスカッション・ミーティングや講演会の開催

キャンパスでの修了生によるパネル・ディスカッション・ミーティングや、あるいは国際機関等で働いている修了生からの講演会等、いろいろな職種で働いている修了生の協力を得て開催されている。

(3) 海外のキャリア教育オンラインツールの利用

本学は、キャリア教育ツールである、ハーバード大学で開発された“Career Leader.com”を利用する日本で唯一の大学で、アジア地域でも3校のうちの1校である。これはビジネス界においての自分の適職を見つけるため多くの情報が掲載されており、グローバルな就職情報をオンラインで閲覧、検索、活用できるものであるが、利用にあたり学生は料金を支払い登録しなければならない。

また、オンライン・ライブラリーである、キャリア選択についての自己研鑽をサポートする“Vault.com”（有料）も活用している。

(4) 国際経営学研究科カリキュラムで提供されるキャリア・ディベロップメントの講義

国際経営学研究科カリキュラムの1つに「International Career Development」という選択科目が設けられており、学年を問わず希望する学生は履修することができる。

- (5) キャリアのための課外活動サークル（ファイナンス・クラブ、コンサルタント・クラブ、グローバル・フォーラム等）の提供
各サークルは、学内で勉強会や討論会を開催する等の活動を行う他、学外への研修旅行や、外部の方の講演を聴講する等の活動を行っている。
- (6) A-CAN と GWMN によるサポートの活用
就職・進学支援と同様に、キャリア教育についても修了生による A-CAN ならびに GWMN のサポートを得ている。

(2) 4-4の自己評価

本学は、外国人留学生が多数在籍していることもあり、他大学とは違う、欧米スタイルの就職・進学支援体制をとっていると言える。学生一人ひとりとの活動はより尊重されて行われている。インターンシップや就職を希望している学生に対する就職率は比較的高い水準にあり(通常のエconomic状況の中で)、学生は基本的に本学の就職支援活動に満足している。学生は日本国内の仕事の場で使うために必要とされる日本語の授業を受講しているが、本学を修了するまでに履修する授業だけでは十分ではない。彼らの就職活動を助けるためには、もう一段レベルの高い日本語語学トレーニングを提供しなければならない。

本学修了生は、特に海外における就職活動において協力的であるが、やはりそれにも限界がある。学生の就職に向けて常にグローバルな情報収集・提供、そして支援業務を行わなければならないが、現在はアジア太平洋地域に向けての活動がより求められている。また、今後は政府機関・国際機関等に就職を希望する学生のために、すでに各種機関等で働いている修了生によるサポートがさらに必要であり、そのためには修了生ネットワークをより強いものにしなければならない。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

今後の改善策は以下の通りである。

- (1) 在外日本企業とのつながりを強化するため、修了生との関係をより密接にする。
- (2) 国際機関等とのネットワークを強化する。
- (3) 昨年スタートしたばかりの GWMN の運営体制をより促進し、女子学生のための就職支援を活動的で協力的なものとする。
- (4) 就職・進学支援のために、教員のさらなる協力を仰ぐ。
- (5) 現在、キャリア・カウンセラーが外国人であるため、日本語の履歴書等書類作成において十分な指導ができていない。日本企業への就職に向けて、学生に提供する「日本語の支援業務」を確固たるものにする。
- (6) 本学の学生が新しい分野、幅広い分野に就職できるように就職支援活動をより積極的に行う。

〔基準4の自己評価〕

国際大学

本学は建学の理念「国際大学大学院のあり方」において、学生受け入れについて「広く門戸を開き、国内及び海外から、専門の如何を問わず、多彩な背景をもつ人材を受け入れ、これらの学生間の相互交流を通じて実践的学識の充実を期する」と述べている。正にこの理念に即し、多様な学生を受け入れるための入学者選抜方法、学生サービス、財政支援、キャリア支援など、多様性に満ちた特色あるキャンパス環境を創出し、維持発展させてきたことは高く評価できる。

〔基準4の改善・向上方策（将来計画）〕

学生収容定員を満たし、キャンパスを更に発展させていくことを最大の目標として、平成21(2009)年度末策定の3ヶ年計画で示された「統合的學生募集(Integrated Student Recruitment)」のタスクを推進する。このタスク推進には、学生の受入、学生サービス、進路支援と修了後の追跡調査、奨学支援機関や学生派遣企業との関係の拡大・発展など、「学生」主体の視点で業務を捉え、再構築することが欠かせず、本基準の各項で示した将来計画とともに、PDCAサイクルにより推進していく。

基準 5. 教員 (教育研究活動、教員人事の方針、FD (Faculty Development) 等)

5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

5-1-② 教員構成 (専任・兼任、年齢、専門分野等) のバランスがとれているか。

(1) 5-1 の事実の説明 (現状)

本学大学院研究科の教員構成は次のとおりである。

表 5-1-1 研究科別教員配置 平成 22(2010)年 5 月 1 日現在

研究科・専攻	教授	准教授	講師	助教	助手	兼担 (学内)	兼任 (学外)
国際関係学	5(2)	10(3)	8(5)	0	0	1(0)	6(2)
国際経営学	4(2)	3(2)	4(2)	0	1(1)	1(1)	14(5)

() 内は外国人教員で内数。

国際関係学研究科については、設置認可時の教員審査において、次の方針が示されていた。

(昭和 55(1980)年 12 月 19 日 大学設置審議会大学設置分科会決定 より)

国際大学大学院国際関係学研究科国際関係学専攻 (修士課程) の審査に当たっては、教育内容が複数の分野にわたっていることにかんがみ、次によって審査するものとする。

教員組織

専任教員は合数 8 人以上、合と合を合わせて 18 人以上とする。なお、専任教員は、教育課程に従って均衡のとれた配置がなされていることが必要である。

(注)必要専任教員数の算出根拠

専門分野	合数	合数	合及び合の合計数
文学系	1	1	2
政治学系	3	2	5
経済学系	4	2	5
地域研究		4	4
選 択		政治学系 1 経済学系 1	政治学系 1 経済学系 1
計	8	10	18

上記の審査方針と必要専任教員数の算出根拠に即して説明すると、平成 22(2010)年 5 月 1 日現在の国際関係学研究科の教員組織は、兼務教員 (国際大学研究所専任) 1 人を含め、次のとおりとなっている。

表 5-1-2 国際関係学研究科教員配置 平成 22(2010)年 5 月 1 日現在

専門分野	合数	合 数	合及び合の合計数	その他
文 学 系	0	1	1	外国語 5
政治学系	5		5	
経済学系	13		13	
地域研究			0	
選 択		政治学系 0 経済学系 0	政治学系 0 経済学系 0	
計	18	1	19	5

合及び合の合計数は設置時の審査方針を 1 人上回っている。学部を持たない本学において教員の 95%は大学院の専任であることや、大学院設置基準で定める学生定員毎に必要な研究指導教員数 8 人（学生 20 人に対し 1 人）を上回っていること、英語で行う特色ある教育研究を支える英語担当教員も配置され、教員組織は十分整備されていると考えている。

各分野における教員数については、設置時と比較すると変動がある。「高度に専門的且つ学際的学識を具備し、それを国際場裡で実践活用し得る人材を育成する」という建学の理念に基づく教育研究は変わっていないながらも、教育研究上の目的の達成に必要とされる教育課程の編成は、数度に亘るカリキュラム改編が行われ、それに伴い各分野の教員数にも変動が生じた。特に大きな変化の要因は、平成 7(1995)年のカリキュラム改編において履修課程が統廃合され、地域研究プログラムが履修課程としては廃止されたこと、同時に国際開発学プログラムを設置し、その後同プログラムが拡大してきたことにある。地域研究プログラムの廃止により、地域研究それ自体を専門とする教員は在籍していない。日本やアジア地域の政治経済分析などを中心とする地域科目群は、政治学系・経済学系の教員にあっても、特定の国・地域を教育研究上の主対象とする教員あるいは非常勤講師が担当している。また、経済学・統計学などをベースにする分析能力・問題解決能力・政策形成能力の涵養を目的の一つとする国際開発学プログラムでは、奨学支援プログラムを実施する外国政府や国際機関などから高い評価を受け、受入学生数が増加しており、したがって経済学とその関連領域の研究指導を更に充実させてきたため、経済学系の専任教員が増加している。

国際経営学研究科における設置基準上（及び設置審査時の基準）必要な教員数は、研究指導教員 5 人以上、研究指導補助教員を合わせて 9 人以上である。

この数に対し、平成 22(2010)年 5 月 1 日現在、研究指導及び専門科目の授業を担当する教員数（専ら語学教育を担当する教員は除く）は次のとおりである。

教授 4 准教授 2 講師 3 合計 9

この 9 人を研究指導教員としている。

このように、国際経営学研究科においては、設置審査時に必要とされた教員数を満たして

いる。

国際経営学研究科の専任教員は、国際的 MBA 教育においても標準的なエリア即ち「マネジメント」、「ファイナンス（含む会計学）」、「マーケティング」、「情報技術とオペレーションズマネジメント（IT と OM）」という 4 つの分野に最低 2 人以上を配置し、バランス取れた配置となるようにしている。平成 22（2010）年 8 月末に講師 1 名が退職する予定であるため、補充採用の手続きをとっている。加えて、ファイナンス分野の専任教員の増強が図られており、国際公募による採用を進めている。

授業科目の専任/兼任の担当比率については、主要科目（専門必修科目）は、原則として専任教員が担当するようにしている。また、論文指導を行う演習科目についても原則として講師以上の専任教員が担当することとしている。演習科目において例外的に兼任教員が担当するケースは、研究指導の過程で専任教員が退職し、退職後も兼任教員として勤務が可能で教育研究上支障がないと認められる場合である。兼任教員（非常勤講師・客員教授）による担当科目は、専任教員ではカバーしきれない選択科目とするように努めている。ただし、例外的に非常勤講師に必修科目の担当を委嘱せざるを得ない場合もある。2009/2010 年度（2009 年秋学期、2010 年冬学期、2010 年春学期）の開講科目において、国際関係学研究科の専門必修科目における専任教員の担当する割合は 94%、国際経営学研究科では 86% となっている。選択科目における専任教員の担当する割合は、国際関係学研究科 73%、国際経営学研究科 59% となっている。以上の数字には含んでいないが、英語・日本語の外国語科目については、英語 100%、日本語 95% である。

次に、専任教員の年齢構成を以下の表に示す。

表 5-1-3 専任教員の年齢構成（除く助手） 平成 22(2010)年 5 月 1 日現在

所属	60～65 歳	50～59 歳	40～49 歳	30～39 歳	～29 歳
国際関係学研究科	4	5	6	8	0
国際経営学研究科	0	4	4	4	0
国際大学研究所	0	1	0	0	0
GLOCOM	0	1	2	3	1

表 5-1-4 研究指導教員・研究指導補助教員の年齢構成 平成 22(2010)年 5 月 1 日現在

研究科・専攻	60～65 歳	50～59 歳	40～49 歳	30～39 歳
国際関係学	3	4	6	6
国際経営学	0	3	3	3

中心となる年齢構成は 50 歳未満であるが、特に大きな偏りはみられない。本学は 65 歳を定年としていることもあり、60 歳代の教員は少ない。

表 5-1-5 研究指導教員・研究指導補助教員の職位別構成 平成 22(2010)年 5 月 1 日現在

研究科・専攻	教授	准教授	講師	助教
国際関係学	6	8	5	0
国際経営学	4	2	3	0

(2) 5-1の自己評価

国際関係学研究科では、経済学系専門分野の教員が中心的に配置されている構成となっている。平成22(2010)年9月から学生を受け入れる公共経営・政策分析プログラムの主要科目には政治学系科目もあり、また、定年を迎える教員もあるため、それらを見据え、政治学系教員の充足が必要である。

国際経営学研究科の経営学の諸分野からなる教員組織の基本的構成には、設置以来特に大きな変動はなく、概ね適切な構成と言える。ファイナンス分野に対するニーズが高いため、現在公募による専任教員1人の採用を進めている。

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

国際関係学研究科では平成22(2010)年9月までに1人、更に年度内にもう1人の専任教員を採用し、政治学系の専任教員を充実させる予定である。国際経営学研究科では、現在募集を進めているファイナンス分野の専任教員の採用を続けていく。また、欠員となる「ITとOM」分野の教員1人の補充を行う。

5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 5-2の事実の説明(現状)

教員の採用については、開学後10年目を迎えた平成4(1992)年から平成5(1993)年にかけて行われた中期計画の策定の過程で提出された「国際大学中期計画策定のためのガイドライン」において、国際公募を行う方針が提示され、現在では確実に定着している。専任教員の退職や教育課程充実等のために採用の必要が生じた場合、研究科内で Search Committee(教員候補者選抜委員会)を編成し、選抜委員会は、学会誌やオンラインの学術人材システム等に募集案内を掲載し、候補を広く世界に求める。選抜委員会は、候補者から提出された書類に基づき、何人かの有望な候補者を選抜する。また、選抜委員は学会等の機会を利用して候補者と事前に面接を行うこともある。業績・人物・プレゼンテーションスキル(教室内における教授技術)などを、国際的に通用する基準に照らして評価するため、候補者をキャンパスに招聘し、専任教員とのインタビューや、学生を含めたセミナー・プレゼンテーションを実施する。これらの結果を受け、選抜委員会は最終候補者を決定する。

選抜された最終候補者について、教授会で人事委員会を構成する。人事委員会からの最終候補者に関する報告に基づき、(当該候補者の職位に応じ)票決に参加できる教員により構成される教授会において審議の上、議決される。教授会で議決された人事案件は、理事会に付議され、最終決定される。

国際公募制と同時に、「国際大学中期計画策定のためのガイドライン」において、柔軟な雇用待遇制度として、テニユア(終身在職権)及びテニユアの取得を前提とするテニユア・

トラック制度と、有期雇用契約による制度を併用する方針が提示された。その後の議論や試行を経て、新規教員採用は有期雇用契約のみにより行われている。従前の終身雇用制度（テニユア制とは異なる）による教員も在職し、有期雇用と終身雇用が併存しているが、終身雇用による採用は平成5年(1993)年以降行っていない。

採用・昇任にかかる手続きは「国際大学教員人事手続内規」に定められている。採用・昇任基準は「国際大学教員資格評価基準」、「Evaluation of Qualification for Language Faculty」に定められ、経歴、称号、業績を採点する方式（ポイント・システム）がとられており、この基準に基づき、適正に運用されている。

研究科の研究指導教員・研究指導補助教員のうち、博士学位取得者の比率は、28人中27人(96%)であり、27人の博士学位取得者のうち25人が欧米大学院における博士号(Ph.D.)を取得した者である。専ら実務経験により「専攻分野について特に優れた知識及び経験を有する者(大学院設置基準)」として任用される「実務家教員」は現在在籍していないが、上述の「国際大学教員資格評価基準」においては、「官界、実業界、言論界等にあつて当大学で担当する授業内容につき多年の顕著な見識、経験を有し、教育者として適任と認められる者は、(評価ポイントについて定めた)規定にとらわれず、別途考慮する。」とされている。この規定に基づき、官庁の政策担当者や、公認会計士など企業会計や財務分析に携わっていた者を専任教員として採用する場合もある。

専ら語学教育を担当する教員については、当該語学科目の教授に必要な学位(英語・日本語教授法、言語教育学、言語学等に係る修士相当の学位)の取得と、教育歴を重視した評価基準を定めている。

(2) 5-2の自己評価

常に世界に開かれた募集・選考プロセスによる採用の方針と運用は、国際化推進・海外への公募などが強く求められている我が国大学においては、高く評価される。学会誌等への広告掲載費・インタビュー費用(来学・渡航旅費の負担)といった多様なコストがかかるが、今後も実施していく。

採用・昇任にかかる基準においては、博士号の取得及び研究業績を重視するとともに、教育業績にかかるポイントにも高い評価が与えられるようになっている。このような基準は、大学院設置基準の定める研究指導教員の要件(修士課程を担当する教員にあつては、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められ、博士の学位を有し、研究上の業績を有する者、あるいはこれに準ずる研究業績のある者)に照らしても、適切なものと評価される。

有期雇用のみとする採用方針については、中期計画策定時には、終身在職権につながるテニユア・トラックとの併用で検討されていたが、テニユア・トラックは採用されていない。業績評価に基づく有期雇用契約制度は、教員の流動性や成果への意識を高め、教育研究活動の活性化を増進する利点もあるが、反面、流動性が過剰になり、教育課程が不安定になりやすく、適正な教員組織を長期的に維持する観点からのリスクが大きい。また、教員からもテニユア・トラック導入の要望も高い。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

大学院専門教育の国際的通用性と水準を維持していくために、現在の採用・昇任基準を維持・向上させていく。

採用において現在有期雇用契約による採用のみとしている点については、テニユア・トラックの制度を併用する制度の導入の検討を平成 21(2009)年度に始めている。原則として、准教授への任用の際、審査によりテニユアを取得できるような仕組みを検討・実施する。

5-3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

(1) 5-3の事実の説明（現状）

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

本学の専任教員 1 人あたりの週当たり担当授業時間数は、概ね 6~8 授業時間（1 授業時間：45 分）である（附置研究所専任教員を除く）。責任担当授業時間数について規定上明文化されているものはないが、有期雇用契約により雇用されている教員については、契約書上年間最低 3 講義科目と 3 演習科目の担当が明記され、これを担当すると最低 6 授業時間となり、実質 6 授業時間が責任時間となっている。また、語学科目担当教員については、日本語担当教員が平均 13 授業時間、英語担当教員が 9.3 授業時間となっている。英語担当教員については、大学院の正規の授業科目に加え、学生の入学前に行う 8 週間の英語集中講座を担当している。この講座は、学内における教員の教育負担度を計るうえで正規の授業担当に準じるものとみなしており、これを加えると、週当たり 15 授業時間程度となる。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)・RA(Research Assistant) 等が適切に活用されているか。

TA(Teaching Assistant)は、原則として受講者数が一定数を超える修士課程 1 年次の必修の授業科目について採用している。各研究科でそれぞれ TA 雇用にかかるガイドラインを設定している。博士課程を持たないため、当該授業科目を 1 年次に履修し好成績を収めていることや英語コミュニケーション能力など一定の要件を満たす者の中から募集し、担当教員あるいはプログラム・ディレクターによる選考を経て採用する。当該科目の担当教員が TA を指導し、授業におけるディスカッションの促進、教材等の準備の補助、授業時間外のワークショップ、個別指導等を行うなどの対応を行なっている。RA(Research Assistant)については、制度化されているわけではないが、研究の補助を必要とする教員が随時学生アルバイトを募り、研究補助業務に就かせ、受託研究の遂行等に活用している。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

学内研究費には個人研究費と学内助成金があり、適切に配分されている。

①個人研究費：個人研究費取扱要領に基づき、職位による限度額の範囲（教授・准教授・

講師 70 万円、助教 51 万円、助手 18 万円) で過去 3 年間の業績と教員評価により研究科長／所長、学長によって決定し、書面をもって各教員に通知している。

②学内助成金：学術研究の向上及び教材開発の促進を目的とし、併せて本学の対外的評価を高めることにつながる研究に対して「研究プロジェクト」と「学会出席」の 2 種類がある。助成金は公募による方法で、応募のあった申請書を研究科長／所長、学長で審査を行い、決定は学長の書面をもって本人に通知している。

(2) 5-3 の自己評価

在学者の多くを世界 40 ヶ国からの留学生が占めることをはじめとして、社会経験や専門知識において多様性に富んだ学生たちとの討論やケース・スタディー等を多く採り入れて行う授業は、英語による教育研究と相俟って、本学の授業・研究指導に対する教員の負担をかなり高くしており、教員の実質的な負担は必ずしも授業時間数では測れない。ただし、教員により研究指導学生数にバラツキがあり、研究指導にかかる負担度の差を生んでいるので、是正していく必要がある。

専任教員の個人研究費は教員の業績と教員評価に基づき配分されており、この配分方法はインセンティブの向上・研究活動の活性化のため適切なものと考えている。地方に立地していることから研究旅費もある程度必要であるため、極端に低い配分にならないような配慮も行っている。科学研究費補助金についても、外国人教員に対する申請サポートなどを行い、申請件数・採択件数は年々増加しており、サポート体制や取組も適切であると評価している。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

教員の教育負担について、特に研究指導学生数のバラツキによる研究指導の負担度の差の是正のため、授業時間数で測れない教育上の実質的な負担度を図る尺度を検討したうえで、責任担当授業時間数を再考する。

5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD等組織的な取組みが適切になされているか。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

(1) 5-4 の事実の説明（現状）

FD 等に関する両研究科共通の取組としては、1990 年代より組織的に実施している学生による授業評価がある。この評価結果も踏まえ、研究科長と担当教員の面談等を通じて、授業内容と教育方法の改善も定期的に行っている。

国際関係学研究科においては、国際関係学プログラム、国際開発学プログラム、国際平和学プログラムの履修課程ごとに提供科目（特に必修科目）の内容と科目間の整合性などを評価し、授業内容の相互チェックと改善を行っている。また、教授法などの初任者に対す

る教育は、各プログラム（履修課程）の主任教員（プログラム・ディレクター）を中心に行っている。

国際経営学研究科においては、研究科長が授業を傍聴し、授業の内容・方法についての確認を行ったり、エリア毎の教員間で授業内容・シラバス内容の調整等を行っている。また、カリキュラム委員会において、教授法の改善などの FD に関連する議論も行っている。カリキュラム委員会には委員以外の専任教員の参加も奨励しており、カリキュラム内容や、学生が身につけるべきスキル・能力に結び付ける教授方法等についての議論が行われている。

日本語・英語の語学プログラムにおいては、多くの科目を複数教員のチームにより行っており、教授法・教授内容や評価方法に教員間の齟齬があってはならないため、定例的に会合を行い、授業の調整や改善への有効な取組が行われている。また、語学プログラムでは、県内他大学・機関との連携により北東アジア言語教育学会を平成 21(2009)年より組織した。北東アジア地域で教えられている言語教育に携わっている語学教師と研究者の間で、応用研究、カリキュラム、教材開発、教育実践・教授法、評価など、直接的に教育内容の向上に資するテーマを扱っており、FD 活動の一環と言える。

教育研究活動活性化のための評価体制については、全学共通の取組として、毎年教員の評価を行っている。各専任教員は、毎年 10 月に前学年（9 月から翌年 8 月まで）の教育・研究・大学行政に関する業績を記述した自己申告書（Faculty Activity Report）を研究科長に提出する。Faculty Activity Report は、教育に関する業績（担当科目の学生数、学生からの評価、修士論文指導学生数、カリキュラム・ディベロップメントなど）、研究に関する業績（査読付きか否かなどによって学術論文と他の出版物を 3 つのレベルに分類し、それぞれのレベルごとに出版物を記載）、大学行政への貢献（学生募集活動、教授会以外の会議への貢献など）の 3 つの項目から構成される。研究科長は、Faculty Activity Report に基づき 11 月から 12 月にかけて各教員と個別に面談を行い、各教員に対し教育面、研究面、大学行政面における個別の指導を行っている。研究科長は、各教員それぞれの教員評価に関する報告書を作成し、学長に提出している。これらの資料は、契約更新時での契約条件決定などに活用されている。また、教員それぞれについて過去 3 年間の研究業績を学術論文のレベルを考慮して点数化し、次会計年度における大学個人研究費の額を決定している。このインセンティブシステムにより、各教員の研究業績の向上を図っている。

（2） 5－4 の自己評価

FD に資する活動については、学生による授業評価を長く行っていることや、国際関係学研究科におけるプログラム毎の担当教員間での取組、国際経営学研究科におけるカリキュラム委員会を中心とした取組など、授業内容・教育方法などの改善に対する意識を強く持っている。今後は、更に組織横断的な取組を行っていく必要がある。

また、学生による授業評価については、教員毎・授業科目毎の集計を行っているが、今後は、体系的な評価結果分析を行っていく必要がある。個々の教員がどのように授業評価に対応しているかという点についても、資料としてまとめたうえで公開していくことも検討する必要がある。

教員の業績評価は、本学の教育研究の活性化に欠かせない制度として定着し、成果をあげているものと評価できる。

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

まず、FDの組織横断的な実施の仕組みとしては、研究科長とプログラム・ディレクターまたはエリア・コーディネータによる定例の会合を組織し、教授会後に報告会・懇談会を実施するようにする。また、現状では講義シラバスの記述内容や書式に、科目毎あるいは政治学・経済学・経営学などの学問分野毎に相違が見られるため、FD活動の中で今後6ヶ月から1年の間に改善していく。また、教育研究業績評価を通じ、教員の顕彰制度なども検討し、教育研究の更なる活性化を図る。

〔基準5の自己評価〕

本学は大学院大学として、大学院に専任教員を配置し、附置研究所との連携をとりつつ、適切に教員組織を構成している。本学の理念である「国際大学大学院のあり方」において述べているとおり、「広く内外からすぐれた教授陣を求めて国際的に構成」する方針に則り、欧米著名大学において博士号（Ph.D.）を取得した教員を中心に、高い国際性を有した教員組織を保持している点は高く評価できる。学生のコース評価や教育研究状況評価についても長期的・継続的に取り組んでいる。教員の雇用のありかた、評価制度のありかたにおいても、見直すべき点はあるが、教育研究を活性化する上で機能しているものと評価する。

〔基準5の改善・向上方策（将来計画）〕

国際性の高い教員組織の保持・活性化に留意しつつ、教員組織と教育課程の中長期的な計画を策定し、その中で、テニュア・トラックの導入などの雇用政策を探っていく。両研究科で進めている専任教員の採用計画により、平成22年(2010)年中に国際関係学研究科における政治学系分野、国際経営学研究科におけるファイナンス分野の充実を図る。シラバスの改善やコース評価の体系的な分析に今年度中に着手し、組織横断的な教育内容改善に取り組む。

基準6. 職員（教育研究支援、職員人事の方針、SD(Staff Development)等）

6-1 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

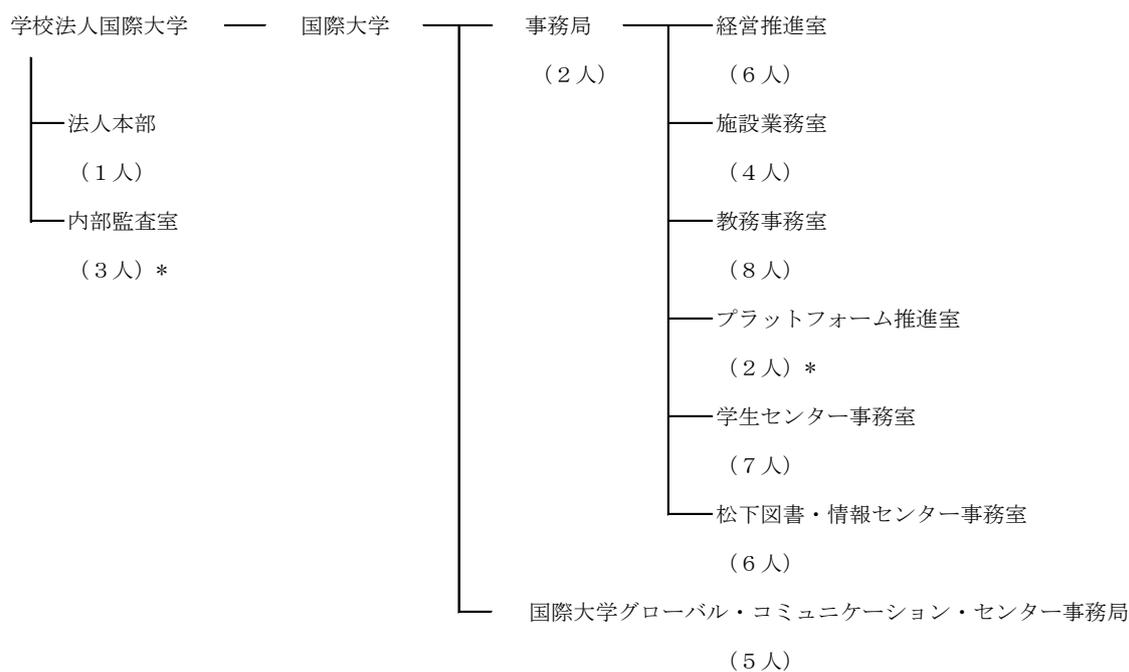
(1) 6-1の事実の説明（現状）

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

本学では、学則第74条の規定に基づき「学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程」が定められており、この規程に基づいて職員の人員配置が行われている。事務局に置かれた各事務部署には、業務目的や内容に応じて必要とされる能力、資格、専門性、経験を有する職員を適切に配置している。（図6-1-1）

本学は、1大学院（2研究科、収容定員300人）を運営する小規模な大学院大学であり、学生や教員もキャンパスに居住している。このため事務局組織は、教育研究支援、大学運営支援のための組織編制を中心に学生、教員の生活支援のための職員配置も行っている。

図6-1-1 事務組織図 平成22（2010）年5月1日現在（*印は兼務）



6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

職員の採用、異動については、「学校法人国際大学就業規則」に規定されており、これに基づいて行われている。また昇任、昇格については「学校法人国際大学職能資格基準規程」及び「学校法人国際大学職員業績評価の取扱要領」により行われている。

昇格は、所属長の推薦により職能資格評価委員会が設置され、定められた職能資格評価基準に照らして行われている。昇任については、過去数年の業績評価結果に基づき、人物の評価も加え昇任案が事務総長により作成され、理事長により役職者の任命が行われてい

る。人事異動については就業規則の規定に基づき大学運営方針及び人事方針により決定され行われている。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適正に運用されているか。

採用の方針については、就業規則に規定されており原則公募制を採用しているが、少人数組織のため臨機応変に対応している。昇任については基準に関する詳細な規程はないが、業績評価結果などの人事資料を参考に昇任が行われている。異動についても、詳細な規程は未整備であるが、人事方針等に基づき適切に運用されている。なお、国際大学グローバル・コミュニケーション・センター（GLOCOM）については、別に定めがありこれにより運用している。

(2) 6-1の自己評価

本学職員の組織編制の基本視点は、教育研究活動の支援と大学組織の安定的な運営支援にある。この視点により、「学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程」に基づいて職員の人員配置が適切に行われている。

昇任、異動に関する詳細な規程はないが、平成14(2002)年度から運用している職員業績評価制度により職員のパフォーマンスを評価し、昇任、昇格等を行っている。しかしながら、異動については小人数組織であるため、業務運営に与える影響が大きく、これまで積極的には行われてこなかった。人材活用の視点から、規程の整備同様に今後計画的に取り組む必要がある。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

本学職員の大半は40歳代（53.8%）であり、人材活用の視点からも人事異動を計画的に行い、担当業務の幅を広げるような人事施策を講じる。

職員人事制度の基軸として運用している職員業績評価制度については、引続き運用を見直し、給与・賞与など処遇への反映にとどまらず、人事異動、人材育成など活用範囲を広め、トータルな人事制度として運用し、自立したプロフェッショナル職員の育成を目指すこととする。

6-2 職員の資質・能力の向上のための取組み（SD等）がなされていること。

(1) 6-2の事実の説明（現状）

6-2-① 職員の資質・能力の向上のための研修、SD等の取組みが適切になされているか。

本学職員の職能開発は、少人数組織の特徴を生かして、管理職によるコーチングやOJTを中心に行っている。これは、画一的な集合研修よりも個人の能力、経験、特性に応じた職能開発の仕組みが本学には適していると考えられるからである。前述の職員業績評価制度において目標達成に必要なスキル、経験の獲得が必要と認められる職員には、業務上必要性の高い外部研修等に所属長の推薦に基づき職員を参加させている。

ここ数年のSDの新しい取り組みでは、平成19(2007)年度から県内他大学主催の職員研修に毎年本学職員を参加させており、他大学職員との人事交流を積極的に図っている。この他海外においては、海外有名大学院が参加する大学院ツアー、MBA ツアーやNAFSA(Association of International Educators)年次総会など国際的なコンファレンス、あるいは海外でのPR活動や入試運営サポートに職員を派遣しており、実践的な資質・能力向上の機会を提供している。

(2) 6-2の自己評価

本学の研修は、業務に直結する専門性の獲得に力点を置いており、そのため行政機関、各種団体、他大学が主催する研修等に参加するよう努めている。また海外においては修了生と連携した学生募集活動を展開するなど、実践的なトレーニングの場を提供している。本学のような小規模組織では、上級者の指導の下で必要とするスキルを実務のなかで獲得する方法が適切で有効と考えている。そのため管理職によるコーチングやOJTを重視しているが、管理職の指導力、育成能力の向上が課題である。

(3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

本学では引き続き業務に直結する専門性の獲得と強化に努めることとするが、とりわけ管理職のマネジメントスキル向上に重点を置くこととする。これは管理職の資質・能力向上が部下の指導・育成を通じて直接的に組織の競争力向上につながると考えられるからである。平成21(2009)年度には、全職員を対象にマネジメントスキルに関する学内研修を管理職層を中心に実施したが、今後もこれを継続実施する。また一般職員においては、担当業務以外にも視野を広げると同時に人的なネットワーク構築を促進するため、他大学での研修参加、人事交流機会の拡大に一層努めることとする。

6-3 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

(1) 6-3の事実の説明(現状)

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

「学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程」に基づいて、学生の教育研究支援については、教務事務室、学生センター事務室、松下図書・情報センター事務室(MLIC事務室)の各室による体制により適切に機能している。

教員の教育研究支援については、上記に加え経営推進室、国際大学グローバル・コミュニケーション・センター事務局(GLOCOM事務局)が対応している。

(2) 6-3の自己評価

学生の教育研究活動支援については、入学前の英語能力向上のための予備教育から、入学時オリエンテーション、修学支援、奨学金、課外活動、就職支援について教務事務室、学生センター事務室により一貫した事務体制が構築されており問題はない。

教員への教育研究活動支援については、教務事務室、MLIC事務室、経営推進室、GLOCOM事務局を中心に事務体制が構築されている。特に科学研究費、外部研究資金の

獲得支援については、経営推進室、GLOCOM 事務局が教員の支援にあたっており、特に外国人教員の申請サポートなど適切に支援を行っている。企業等との連携推進では、プラットフォーム推進室により適切に支援を行う体制になっている。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

教育研究支援には、今後予想される教育改革を事務的にサポートする体制を強化することが求められており、大学設置基準等の関係法規について専門的知識を有する人材を多く育成し、教育研究支援組織に配置する。

外部研究費の獲得、学外の諸機関との連携推進の事務体制には、高い専門性を有し対外折衝能力のある職員の配置が必要であり、この領域の要員の育成、確保が急務である。これには外部の研修等に積極的に参加させることで専門性を高めるほか、企業等からの出向職員や嘱託職員などと協働しながら交渉力・折衝力ある要員育成を図っていく計画である。

〔基準6の自己評価〕

本学の組織運営に必要な人員については、「学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程」に従って適切に配置されている。職員の採用、昇任、異動については、方針に基づいた詳細な規程は未整備であるが適切に運用されているものと評価する。職員の資質向上のための取組み(SD)については、これまで中途採用が中心であったため、中長期的な研修計画が未整備であり、必ずしも充分とはいえないが、専門知識や実践的知識の獲得に重点を置き、学外の研修等に必要に応じて参加させている。また目標管理方式による業績評価制度は、平成14(2002)年よりキャンパスの全専任職員に導入し、評価結果を給与、賞与などに直接反映させるなど、パフォーマンス（成果・貢献）を重視する取り組みを行っている。このような取り組みは、PDCAによる業務改善の取り組み、意識改革、コーチング能力の向上などにその効果が現れていると評価する。

学生の教育研究活動支援については、(2)6-3の自己評価で述べたとおり、教務事務室、学生センター事務室を中心に適切な事務体制が構築されている。学生が修了時に回答する修了生サーベイ(Graduating Student Survey)における各事務室に対する評価は、毎年5段階評価で4(Good)以上であり、各事務室の提供するサービスに対して良好な評価を得ていることから、学生満足度を重視した適切な運営を行っているものと評価できる。

教員の教育研究支援については、教務事務室、MLIC 事務室、経営推進室、GLOCOM 事務局を中心に適切に事務体制が構築されているが、外部研究費の獲得支援については、専門とする職員を配置できておらず、今後事務体制を充実させる必要がある。

〔基準6の改善・向上方策（将来計画）〕

平成22(2010)年4月には、教務事務室、学生センター事務室の業務分掌を見直している。これは学生募集体制の見直しと奨学金など学生支援体制の強化を主眼とするものである。また、事務室も同一場所とすることで学生生活支援と教育研究支援の「ワンストップサービス」の実現を目指すものである。事務組織の改編、業務分掌の見直しにあたっては、当初の目的が達成できるかどうかを絶えず検証する必要がある、引続き必要な改善策を講じ

ていくこととする。

本学は小規模な事務組織ではあるが、職員の業務範囲は中・大規模大学と変わらない。さらに日本語を必要としない学生、教員が同じキャンパスに生活しているため、職員の役割は教育研究活動の支援に止まらず、課外活動や日常生活上の支援、協力にも広がっている。一方、基準8において述べるが、財政的な理由により職員の採用は抑制されており、専任職員数も今後減少していくことが予想される。このため職員が担う業務は多様化、高度化し、それを効率よく遂行することがこれまで以上に求められている。大学改革など新しい取り組みに対応するためには、機動的かつ柔軟に人員を配置できる組織への改編や、一人ひとりが多様な業務を担えるよう複数専門分野担当能力向上のSDの取り組みを充実させることとする。

法人本部においては、経営方針に基づく重要施策を推進するための職員を確保し、必要時に支援を行える体制をとる。

基準7. 管理運営（大学の管理運営体制、設置者との関係、設置者の管理運営体制等）

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 7-1の事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

本学の管理運営体制は、「学校法人国際大学寄附行為」、「国際大学学則」を基に整備されている。日常の管理運営は、寄附行為第12条に規定された理事会による下記の業務決定の特例事項を除き、理事である学長及び役職教職員に委任され適切に機能している。

<業務決定の特例>（寄附行為第12条）

- (1) 学長の任免に関すること
- (2) 教員を採用又は解任すること
- (3) 教員の定年制にかかわらず継続して勤務させること
- (4) その他理事会において重要と認める事項

本学の理事会、評議員会は、平成22(2010)年5月1日現在、理事が7人以上15人以内（現員14人）、監事2人以上3人以内（現員2人）、評議員15人以上35人以内（現員29人）をもって組織している。

理事会は、定例年3回及び必要に応じて臨時に招集して開催されている。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

評議員会は、理事会と同日に開催され、理事長の諮問事項について評議員より意見が述べられている。評議員会への諮問事項は、寄附行為第19条により以下のとおりである。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

監事は、法人の業務及び財産の状況に関する監査を行う。監事の職務については、寄附行為第7条第2項により次のとおり規定されている。

- (1) 法人の業務を監査すること
- (2) 法人の財産の状況を監査すること
- (3) 法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年

度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること

- (4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) 法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

上記に加えて、寄附行為上に定めはないが、理事会の常務執行機関として常任理事会が設置されており、理事長により原則月 1 回招集されている。常任理事会では理事会の大綱決定に基づき実施細目等について審議決定されており、構成員である学長、研究科長により大学全体、教授会に決定事項が伝えられている。なお、常任理事会の構成及び職務については、「学校法人国際大学常任理事会規程」により次のように規定されている。

＜常任理事会の構成＞（常任理事会規程第 2 条）

- (1) 理事長、副理事長、常務理事
- (2) 学長、副学長、研究科長
- (3) 理事の内から理事長が委嘱した者

この他必要に応じ理事長が要請した者は、随時出席することができる。

＜常任理事会の職務＞（同第 4 条）

- (1) 理事会の大綱決定に基づく実施上の細目の審議決定
- (2) 理事会・評議員会に付議する議案の事前審議
- (3) 理事長が緊急且つ必要と認めた事項の審議決定

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

理事及び監事の選任及び任期については、寄附行為第 6 条、同第 7 条及び同 8 条に規定されている。また評議員については、同第 21 条及び 22 条に規定されている。

また学長の選任に関する手続きについては「国際大学学長選考規程」により適切に定められている。

(2) 7-1 の自己評価

大学の目的を達成するために寄附行為に基づき管理運営体制が整備されており、適切に機能していると評価する。

本学は、経済界をはじめとする各界からの要請と支援により設立された経緯から、開学当初より理事、評議員には財界を中心に各界の主要な方々が就任している。また各界、各方面より広く意見を聞くことができるように学識経験者、教職員、卒業生からバランスを図りながら寄附行為に基づき適切に選任されている。

監事には弁護士などから専門性、独立性を考慮して選任されている。平成 22 (2010) 年 5 月 1 日現在、理事 14 人には常勤 4 人、非常勤 10 人が就任し、また評議員 29 人には常勤 6 人、非常勤 23 人が就任しており問題はない。

(3) 7-1 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 21(2009)年 4 月に寄附行為が変更され、理事及び評議員の定数(総数及び選任条項別の定数)が見直された。これにより、理事、評議員数は従前の約半数になり、より実質的な審議と機動的な運営が可能となっている。今後も学識経験者、教職員、卒業生のバランスを図りながら選任し、大学の規模に適した適切な理事会・評議員会運営を行っていく方針である。

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 7-2 の事実の説明 (現状)

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

本学の管理運営組織は図7-2-1に示すとおりである。
法人組織と教学組織の連携については、原則として月 1 回開催されている常任理事会に教学組織の代表である学長、研究科長が参加しており、経営と教学の意思疎通を図っている。また、事務局を統括する事務総長は、常務理事、法人本部長を兼務しており、法人組織と教学組織の連携を図りながら円滑な業務運営の責任を担っている。

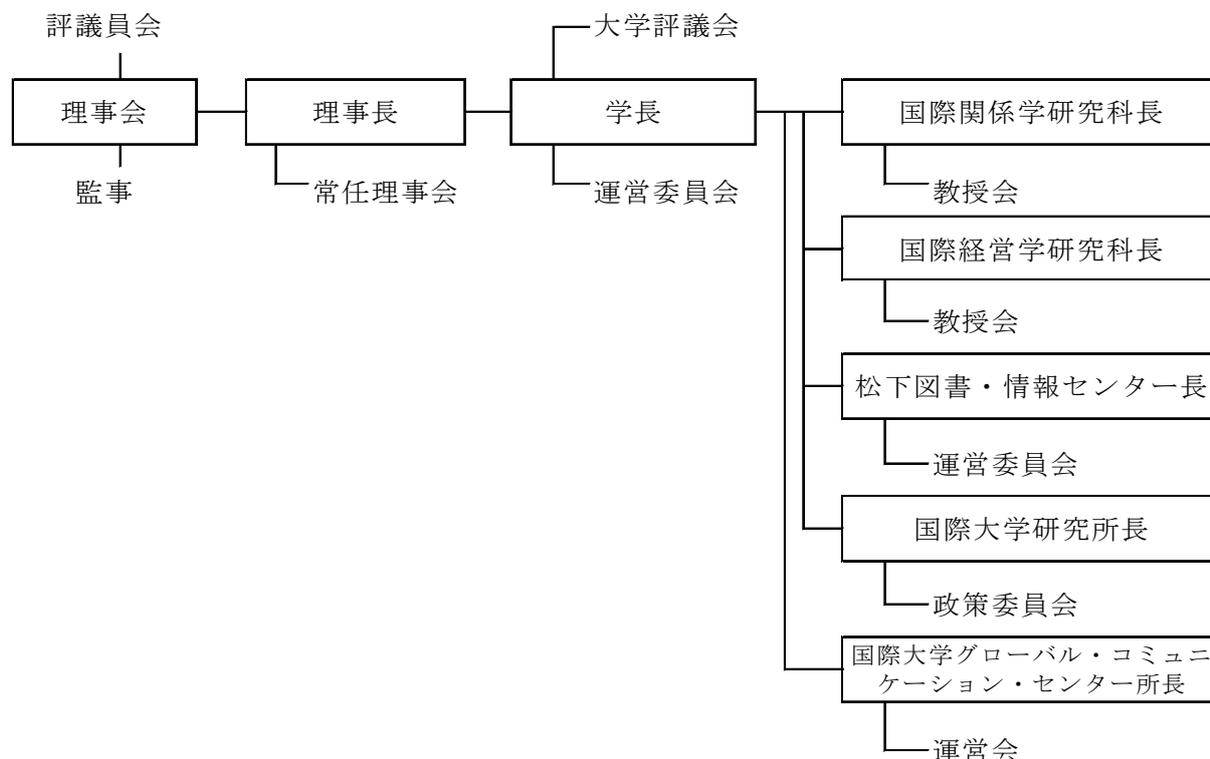
(2) 7-2 の自己評価

理事会及び常任理事会には、理事である学長及び研究科長も構成員となっており、経営と教学上の両面の責任を担っている。実質的な連携は原則月1回開催される常任理事会において、大学運営上の重要事項について協議が行われており、その内容は研究科長より教授会において適切に報告が行われている。

学内においては、学長が議長となる運営委員会、大学評議会、研究科長が議長となる研究科教授会において大学運営や教育研究活動について所属教員と審議を行っており連携上特に問題はない。

事務局については、事務総長が管理職員からなる連絡会議を定期的で開催し業務の円滑な推進を図っている。

図7-2-1 管理運営組織（平成22(2010)年5月1日現在）



（3） 7-2の改善・向上方策（将来計画）

平成 22(2010)年 3 月に「国際大学運営委員会規程」を整備し、学則上に定めのある運営委員会が原則月 1 回開催されることとなった。これに伴い、学長諮問機関である大学評議会の役割を見直し、運営委員会を中心とする新たな学長による業務執行体制を平成 22(2010)年度内に整備、強化することとする。さらに現時点では未定だが、将来的には運営委員会に理事長も参加することで管理部門と教学部門の連携が一層進むものと期待される。

7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

（1） 7-3の事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

本学では、平成 16(2004)年 10 月に「国際大学自己点検・評価規程」を制定し、大学評議会に自己点検・評価委員会が設置され、その体制の下に自己点検・評価の運営・実施が行われている。この実施体制により、平成 17(2005)年から平成 18(2006)年にかけて本学最初の自己点検・評価活動が行われている。自己点検・評価委員会の構成は、同規程第 8 条に規定されており、大学評議会の構成員に加えて各教育プログラム長、各事務局所属長等をもって構成されている。

＜自己点検・評価委員会の構成＞（国際大学自己点検・評価規程第8条）

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 松下図書・情報センター長
- (4) 国際大学研究所長
- (5) 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター所長
- (6) 副研究科長
- (7) 教育プログラム長
- (8) 日本語、英語プログラム長
- (9) 法人本部長
- (10) 事務総長
- (11) 事務局所属長
- (12) 委員長が必要と認めた教職員

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

規程によれば、自己点検・評価は適切なサイクルによって行うものとされ、大学評議会は、5年毎に自己点検・評価結果を報告書にまとめ理事長に提出することになっており、理事会による教学のチェック機能が担保され適切に機能しているといえる。学内においては、研究科、事務局など各部局単位において自己点検・評価の結果を審議しており、大学運営の改善・向上につなげられている。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

前回の自己点検・評価活動の結果は、平成 18(2006)年に報告書が理事会に提出されるとともに学内外及び関係機関に配布されている。また本学ホームページ上で全文が公開されており適切に公表されているものと評価できる。なお、本学のステークホルダーには日本語を解さない方も多いため、この報告書は英語版によっても公表されている。

(2) 7-3の自己評価

自己点検・評価の実施体制については、前述したとおり自己点検・評価委員会により適切に整備されている。本学は平成 18(2006)年に自己点検・評価結果を公表したが、点検評価による改善の取り組みは続けられ、平成 21(2009)年 9月には国際関係学研究科に新たな履修課程が設置されるなど教育内容の改善が図られている。今後も定期的な自己点検・評価活動を実施し、その結果を学内外に公表する。

加えて本学では、自己点検・評価委員会による活動以前より、修了時（卒業時）に学生を対象として行う調査である修了生サーベイ(Graduating Student Survey)を毎年実施しており、この結果は教育内容の改善、施設設備や事務サービス等の改善に役立てられている。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

平成 21(2009)年度は、(財) 日本高等教育評価機構の定める大学評価基準を基本に点検評価に取り組み、平成 22(2010)年度以降これを学内外に公表する予定である。

〔基準7の自己評価〕

本学の管理運営体制については、寄附行為及び学則で定めた目的を具現化するため寄附行為を中心に適切に整備され、運営が行われていると考えている。役員等の選任に関する事項は、寄附行為に明確に定められており、適切に運用されている。平成 21(2009)年 4 月には、理事・評議員の定数変更に伴う寄附行為を変更しており、従前の半数の定員に削減した。これにより実質的な審議と機動的な運営が可能となっている。

管理部門と教学部門の連携については、学長、研究科長の理事会出席や学内の役職職員が評議員に選任されていることに加え、常任理事会が定期的開催されていることもあって、連携が図られている。学内においては、運営委員会が定期的開催され、全学的重要事項について学内主要メンバーの教職員により審議が行われている。

自己点検・評価の結果については、平成 18(2006)年に学内外に結果を公表しており、その後も大学運営に反映され教育改革に取り組んでいる。加えて、修了時に学生を対象とする修了生サーベイ(Graduating Student Survey)による点検の仕組みが実質的に機能している。しかしながら、大学運営に組み込まれた全学的、恒常的な自己点検・評価の仕組みとするにはさらなる工夫・改善が必要である。

〔基準7の改善・向上方策（将来計画）〕

厳しい経営環境に対応するためには理事長・学長のリーダーシップによる適切な運営が不可欠であり、管理部門と教学部門の連携の重要性は一段と増している。このために学長主導の下で運営される運営委員会の審議内容を理事会（理事長）への確に伝えられるよう連携・協力体制の強化・推進を図る。

自己点検・評価については、本学独自の実質的、恒常的な点検の仕組みを確立すべく、全学的な視点による自己点検・評価指標等の検討を平成 22(2010) 年度より運営委員会、自己点検・評価委員会（大学評議会）において開始する。

基準 8. 財務（予算、決算、財務情報の公開等）

8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

（1）事実の説明（現状）

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

学校法人全体として平成 19(2007)年度で帰属収支の黒字化、平成 20(2008)年度において消費収支差額の黒字化を目指し取り組んできた結果、目標より 1 年早く平成 19(2007)年度において消費収支差額の黒字化を実現し、平成 20(2008)年度も黒字幅を増額する結果となった。

この結果に至った要因は、入学者が入学定員（150 名）の前後で推移していることがあげられるが、寄附金、受託研究費といった外部資金獲得が帰属収入の半分を占めるまでに至ったことが主な要因としてあげられる。

貸借対照表では借入金額が目立っている。平成 13(2001)年度では借入金残高は長短合計で 28 億円を超えていたが、返済の努力をした結果、平成 20(2008)年度末は 18 億円を下回る残高となった。更に健全な経営を目指すためには借入金返済を促進する必要があると考えている。現預金、有価証券などの金融資産についてはここ数年来、徐々に前年度を上回る残高となり、平成 20(2008)年度末では 9 億円近い水準まで達した。

現状では十分な施設補修、新たな施設建設といった投資余力がない状況であるが、学内の安全を確保するための整備、教育研究に必要な LAN 設備更新、教室・図書館の改装・設備更新は、外部からの現物寄附も含めて優先順位の一つで取り組んできた。

事業収入については 4 億円超となるまでに至ったが、かかる経費も多額である。しかし平成 16(2004)年度と 20(2008)年度の比較では、事業収入が約 60 百万円増額したのに対し、教育研究経費はほぼ同額、その一方で管理経費は約 60 百万円減額となり、教育研究経費は受託研究が増加していることを考慮すると、実質は抑制したこととなる。管理経費は事業縮小等により 5 年間で 27%減と大幅な削減になっており、この傾向は 21(2009)年度も同様である。

人件費は優秀な教員採用は積極的に進めたが、退職教員もいることから人数はほぼ横ばい状況にある。しかしながら高額給与の教員が退職し、優秀な若手教員採用を進めてきたことから人件費抑制につながった。職員は退職者補充、採用の抑制を進めたことにより人数、金額ともに大幅に削減されたが、平均年齢 46 歳、平均在職年数 19 年となり、高齢化、硬直化につながりかねない状況にある。

また、昇給の抑制や、賞与支給率の削減、業務の外注化といった対応もとっている。

以上の通り順調に財政改革は進んできたが、平成 20(2008)年 9 月に発生した世界同時不況により、収入の 25%近くを占める寄附金に大きく影響した。平成 20(2008)年度は予定通りの寄附金収入となったが、平成 21(2009)年度においては対前年 345 百万円減の約 78 百万円にとどまることとなった。補助金についても、経常費補助金特別補助改正が本学にとってはマイナスに作用し、対前年比約 40 百万円減少となった。一方で学生は入学者が過

去最高の 156 名を迎えたことや、事業収入は受託研究費、政府・企業等の研修受託等の増加で約 40 百万円の増加(対前年度比、以下同)、人件費は引き続き職員退職者の補充を控えたこと等により約 15 百万円減少、経費関係もアスベスト対策工事約 14 百万円を実施しながらもほぼ同額、借入利息も期中において積極的に返済を行ったことにより、約 20 百万円の減少となった。

しかしながら、寄附金の減少を他の収入増加や、人件費・経費等の削減により補うことはできず、消費収支差額は 3 年ぶりに約 265 百万円の支出超過となった。

借入金 は平成 21(2009)年度期末に銀行からの要請により 185 百万円借入を行ったため平成 20(2008)年度期末より増加しているが、この借入については平成 22(2010)年 4 月に返済を行い、実質的には前年度比約 100 百万円の返済を行っている。資金については、前記した借入金を行ったことにより期末時点では前期末比 25 百万円減少の約 864 百万円となった。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

本学の会計処理は、学校法人会計基準、学校法人国際大学経理規程及び同施行細則に準拠し、適切に行われている。

予算編成にあたっては、毎年 11 月開催の理事会において予算編成方針を決定し、それに基づき各部門・部署から予算要求がなされ、折衝を経た後、3 月開催の理事会において決定する。決定した予算は関係者全員に説明のうえ通達される。予算執行及び管理にあたっては、部門別管理だけでなく、部署・プロジェクト別の管理を行い、各々収支管理を徹底している。また、本学においては年度末において余った予算の消化使用といった考えは一切ない。

平成 18(2006)年度末に会計システムを入れ替え、1 年間の導入、試行期間を経たうえで平成 20(2008)年度から本格稼働させている。

会計書類の申告、届け出は、学校法人財務計算書類、法人税並びに消費税の税務申告書類及び納税も期限までに適切に行っている。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

本学における会計監査は、監査法人による外部監査と監事による内部監査がある。あずさ監査法人による外部監査は会計処理並びに同プロセスが適切であるかといった観点から厳密に実施されている。監事は理事会、評議員会の他、常任理事会(原則月 1 回開催)に出席し、その業務執行状況を監査するとともに、毎年 12 月及び 5 月の監査法人監査時には担当公認会計士から監査実施状況の報告を受け、質疑応答、意見交換を実施している。

監査法人、監事からは、過去において本法人の経営状況及び財政状態を適正に表示しているとの報告を得ているとともに、指摘を受けて対応する事項はない。

(2) 8-1 の自己評価

消費収支において平成 13(2001)年度では 7 億円超の消費支出超過(赤字)であったが、年々改善を進め、平成 19(2007)年度で目標より 1 年早く消費収入超過(黒字)を実現し、平

成 20(2008)年度においては更に収入超過額を増額している。これは、経費削減、人員採用抑制(特に事務職員)、給与・賞与の支給抑制、大規模改修等の繰り延べといった支出面の努力もあるが、寄附金、事業収入といった外部資金の獲得によるところが大きい。しかし、平成 21(2009)年度は前述したとおり世界同時不況により、寄附金については大きな影響を受けた。また、学生数については、ここ数年入学者は定員(150名)前後で推移しているが、1年制の学生が在籍するため在籍学生数が収容定員(300名)を満たすには至っていない。事業収入は受託研究、外国政府や企業等の職員・社員研修の受託が順調な伸びを見せている。借入金については順調に返済しているが、まだ高い水準にある。

財政面での構造改革は順調に進み、寄附金依存度も徐々に減少している。様々な収入増加対策や、支出を抑制して消費収入超過という目標を達成したが、平成 21(2009)年度においては、寄附金の減少により消費支出超過に陥った。将来において経済情勢や企業業績により左右される寄附金依存度を低下させることが必要であるが、当面は寄附金増加が喫緊の課題となる。収入を増加させ、1年でも早く借入金返済に目途を付け、施設改修・増強等に取り掛かるべきと評価する。

(3) 8-1の改善・向上方策(将来計画)

数年来の財務改善対策が効果を見せてきているが、抜本的な解決に至っていないことは自己評価のとおりである。

そこで、このような課題を解決するため、学長が中心となり新たな3ヶ年計画を立ち上げ、平成 22(2010)年3月開催の理事会・評議員会において報告され、既に取組を開始している。

新たな3ヶ年計画は、建学の精神、教育理念を踏まえ、本学の持つ特色を活かし、課題に対応することを目的とし、以下の項目にそれぞれ数値目標を立て、毎月開催する運営委員会において経過報告並びに対応策について協議している。

- ・収容学生を現在の300名から400名へ増加し、うち日本人学生比率を30%とする。
- ・企業からの寄附金、奨学金枠等の財政支援50百万円獲得する。
- ・政府、企業研修等の外部受託事業2億円獲得。うち粗利1億円を実現する。
- ・職員業務フロー見直し、学生サービスフロー再構築等により専任職員5名相当の業務改善を図り、重点業務へ再配置を行う。

目標達成年度は平成 24(2012)年度とする。

なかでも学生数については、平成 22(2010)年度中に現在の300名から350名へ収容定員変更申請を行い、定員400名に向けた第一歩とするとともに、学生数の増加を実現し収支の改善を図る計画である。

3ヶ年計画の他に、創立30周年記念事業募金を目標額10億円として、活動を開始する。

以上目標を達成することにより、平成 24(2012)年度において再び消費収支計算における消費収入超過を実現させる。

8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

(1) 事実の説明(現状)

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

財務情報の公開については、本学ホームページに財務報告のページを設け、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録を小科目ベースで掲載している。更に、事業報告書、監査報告書も掲載している。また、5月理事会において決算承認を受けると同時に、キャンパス及び東京事務所に決算書類を備え付け、希望者の閲覧に供している。

学内関係者には職員向け説明会、教員には教授会において要約した資料をもとに説明を行っている。

(2) 8-2の自己評価

財務情報の公開は小科目単位で行っており、より積極的な公開と評価している。ただし、情報が細かすぎることから、閲覧者に理解いただくための要約資料、グラフ、説明資料等の作成公開も必要と考える。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

自己評価したとおり、説明資料が不足していると考えられることから、今後このような資料の作成を行い、より分かりやすくする予定である。また、現在公開していない事業計画書も今後ホームページで公開する予定である。

8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

8-3-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種GP(Good Practice)などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

寄附金収入は開学以来、重要な収入源のひとつであり、平成19(2007)、20(2008)年度ともに4億円を超え、寄附金比率も25%程度となっている。これは平成19(2007)年度に開学25周年を迎えたことにより、企業に周年寄附を募った結果である。しかしながら、世界同時不況による企業業績悪化により、平成21(2009)年度においては80百万円を割る水準となった。

事業収入も帰属収入対比では毎年25%前後で推移し、平成19(2007)、20(2008)年度ともに4億円を超え安定した収入源の一つとなっている。平成21(2009)年度においても順調に推移し、4.6億円となる。内訳は受託研究をはじめとした受託事業が3億円前後あり、なかでも研究所の国際大学グローバル・コミュニケーション・センターは情報社会学分野では高い評価を受け、政府・民間を問わず毎年20件前後の受託研究を受けている。

また、英語教育においても高い評価を受け、IMF 奨学生の入学前教育を一手に引き受け、毎年30~40名前後の教育を行っている。更には新潟県内の中学・高校英語教員向けの講座も高い評価を受け、1~2ヶ月間の集中教育、1泊2日のワークショップ等を実施している。更に平成21(2009)年度は外国政府職員研修、企業社員研修も請け負った。

一方で資産運用については、長期的に運用できる資金が少ないことから少額にとどまっている。

収益事業については、寄附行為上の収益事業は行っていないが、法人税法上収益事業とみなされる受託事業やセミナー、施設設備の貸出等は積極的に行い、毎年税務申告も行っている。

科学研究費補助金は平成 21(2009)年 10 件、平成 22(2010)年 12 件採択(継続を含む)と順調に伸びている。

(2) 8-3の自己評価

外部資金の導入は、資産運用を除けば平成 20(2008)年度までは寄附金、事業収入ともに健闘していると評価できる。しかしながら寄附金は平成 21(2009)年度のように経済状況等により大きく左右されることから比率を減少させることが必要と考える。一方、事業収入は今後も積極的に受託研究、セミナー等を獲得・実施し比率を高める必要がある。様々な可能性を探りながら、地元新潟県、南魚沼市にも協力をいただき、今後も本学の大きな収入源としていく方針である。

資産運用は運用できる資金が少ないという要因はあるが、平成 20(2008)年度の経済不況による大きな損失を被らなかった。今後も、借入金返済を優先することから、積極的な資産運用は行えない。

科学研究費補助金採択増加は教員の努力によるところが大きいことはもちろんだが、事務面でのサポートも見逃せない。外国人教員が多いことから、文部科学省、学術振興会に先駆けて、申請書類・要項等の英文化を行ったり、申請から報告に至るまで様々なサポートを惜しまなかったことが結果となって結びついている。

(3) 8-3の改善・向上方策(将来計画)

今後については自己評価にも記載したとおり、当面は寄附金獲得を推進するが、将来においては寄附金の比率を減らし、事業収入の獲得に重点を置くべきと考える。情報社会学に強みをもっていることや、英語で授業を行っているといった、本学の特徴を生かし、広く海外にもマーケットを広げていく予定である。

【基準 8 の自己評価】

消費収支計算では平成 19(2007)、20(2008)年度は収入超過となったが、平成 21(2009)年度では寄附金の大幅減少により支出超過に落ち込んでいる。また、多額の借入金、老朽化した資産と貸借対照表上では脆弱な面は否めない。経費削減、人件費抑制といった支出面の抑制や、事業収入の獲得増加といった効果は序々に現れてきているが、このような項目は 1~2 年で抜本的に変化が見えるものではない。愚直ではあるが、1 年 1 年の積み重ねが重要と考えている。

しかしながら、平成 21(2009)年度の様相が続くことは許されないことは充分認識している。当面は 30 周年記念募金を中心とした寄附金獲得を推進することが重要である。一方で学生数は平成 21(2009)年度は過去最高の 156 名の入学者を迎え、平成 22(2010)年度では 4 月現在 180 名前後を見込んでいる(本学は 9 月入学)。これは数年来取り組んできた学生募集活動が功を奏し、外国政府等の職員派遣が順調に伸びていることや、一時期落

ち込んだ日本人学生が大幅に増加したことが要因としてあげられる。

【基準 8 の改善・向上方策（将来計画）】

数年来の財務改善対策が効果を見せてきているが、平成 21(2009)年度における寄附金大幅減少により消費支出超過に落ち込むなど、抜本的な解決に至っていないことは前述したとおりである。

新たに立ち上げた 3 ヶ年計画を着実に実行することにより、財政面での再構築が実現する。何よりも重要な学生数は増加傾向にあり、今後も様々な募集活動や学生のための奨学金獲得等の対策を展開しながら 400 名の確保を目指す。その結果は学納金だけでなく、補助金、事業収入にも影響を及ぼすこととなる。政府は留学生 30 万人を目標としたグローバル 30 を進めている。すべての授業を英語で行い、修士論文も英語、全寮制での住居確保、高い外国人教員の採用比率等、いずれも本学が開学以来推し進めてきたことばかりである。国際社会で通用するグローバルリーダーの育成を教育理念に掲げ、多数の留学生を迎え入れている本学の行っている教育は国策に沿っている。このような追い風を受け、更に学生数を増やすことが財務改善の中心となる。

受託研究や、企業等を対象としたセミナー、短期研修による収入を増加させ、外部資金の獲得増という目標も、企業等に働きかけを行い、着実に成果へとつなげている。その一方で寄附金依存率を引き下げ、経営の安定化を図らなければならないが、当面は 30 周年記念事業募金を始め活発な募金活動をすすめ、財政の安定化を図ることが必要となる。将来において寄附金依存率を引き下げるといのは、寄附金獲得を積極的に減らすということではなく、経済状況によって大きく前後する要因を極力減らすことが目的であって、寄附金依頼活動を縮小するわけではない。

支出では引き続き抑制策を継続するが、優秀な教員獲得は積極的に行う。その半面、現在と同様に有期雇用契約での採用とし、評価制度により教員流動化を図る。教育研究経費は教育研究機関であることから大幅な削減は図れないが、管理経費は現在行っている事業の廃止も含め、積極的に削減に努める。

借入金返済を促進、銀行借入利率の引き下げ交渉により、借入利率削減も引き続き行う。

以上、新たな 3 ヶ年計画、30 周年記念募金活動を中心に改革を進めることにより、土台のしっかりとした財政基盤を構築し、安定化を図る。

基準 9. 教育研究環境（施設設備、図書館、情報サービス・IT環境等）

9-1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

《9-1の視点》

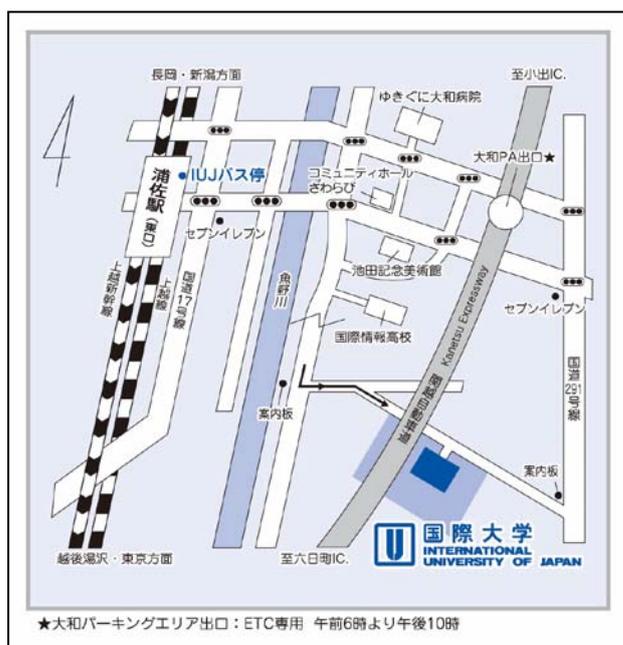
9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

(1) 9-1の事実の説明（現状）

本学のキャンパスは、JR 上越新幹線浦佐駅より約 4km、関越自動車道大和スマート IC より約 2.5km の田園地帯に位置する（図表 9-1-1）。

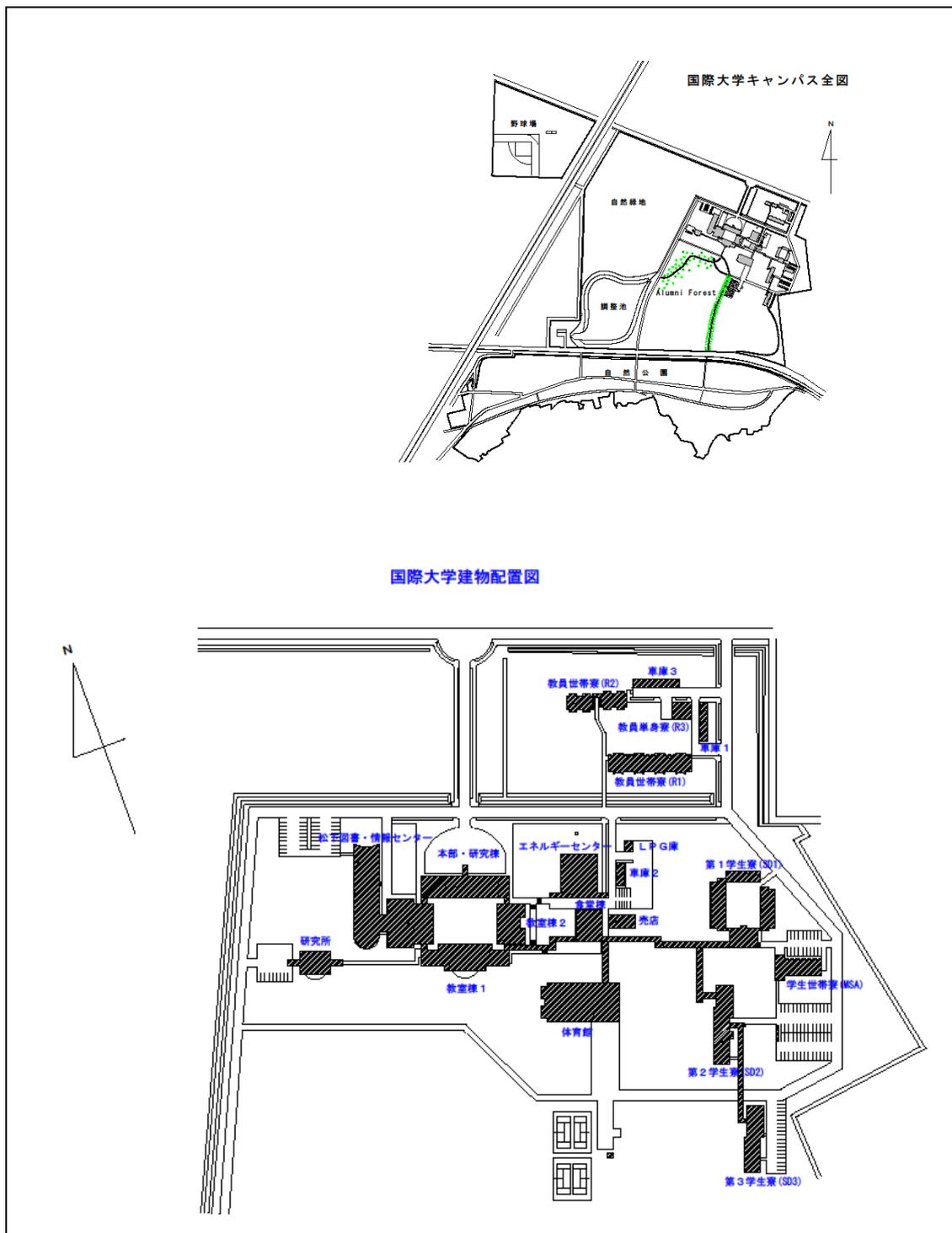
図表 9-1-1 位置図



自然豊かな環境の中、61万8,261㎡の広大な敷地（自己所有）に校舎、体育館、学生寮、教員寮等の建物、運動施設、緑地を有している（図表 9-1-2）。このうち大学設置基準上の校地面積は、51万2,005㎡であり、同基準上必要とされる面積の3,000㎡を十分に満たしている。

キャンパス内の全建物面積（自己所有）は、27,165㎡で、主な建物ごとの概要は図表 9-1-3 のとおりである。このうち大学設置基準上の校舎面積は、11,546㎡であり、同基準上必要とされる面積の4,363㎡を十分に満たしている。なお、附置研究所である国際大学グローバル・コミュニケーション・センター(GLOCOM)は、東京都港区地内の借用建物（専有面積163㎡）を活動拠点としている。

図表 9-1-2 校地・建物配置図



本学は、開学当初より多様な国籍の学生が全寮制のもと高度な教育研究を行うことを理想とし、それを実践していることから、キャンパスの全建物面積のうち約 35%を 4 棟からなる学生寮の建物群が占める。加えて教員寮の建物群（車庫を含む）で約 10%を占めるた

国際大学

め、全建物面積の約 45%が居住施設で占められていることになる。それらの事情から、広く 24 時間体制で施設運用を行っているのが本学キャンパス施設の大きな特徴のひとつである。

図表 9-1-3 キャンパス建物概要

棟名	床面積 (㎡)	施設概要	摘要
本部・研究棟	2,277	学長室、研究科長室、研究室、事務室、会議室	
松下図書・情報センター棟	5,192	センター長室、閲覧室、PC 教室、コンピュータ機械室、事務室、研究室、ホール	PC 教室:3 室
教室棟 1	1,760	教室	教室:8 室
教室棟 2	800	教室、自習室	教室:6 室
研究所棟	1,167	所長室、会議室、事務室、研究室、宿泊室	
食堂棟	581	食堂、ラウンジ	食堂:100 席
売店棟	79	売店	
体育館棟	1,685	アリーナ、トレーニングルーム	
第 1 学生寮棟	2,622	寮室、ラウンジ、共用キッチン、ランドリー、管理人室	寮室:100 室(ユニットバス、トイレ付)
第 2 学生寮棟	3,010	寮室、ラウンジ、共用キッチン、ランドリー	寮室:100 室(ユニットバス、トイレ付)
第 3 学生寮棟	2,736	寮室、ラウンジ、共用キッチン、ランドリー	寮室:96 室(ユニットバス、トイレ付)
学生世帯寮棟	1,067	寮室、ラウンジ、ランドリー	18 世帯(1DK)
教員世帯寮棟 1	895	寮室	8 世帯(3LDK)
教員世帯寮棟 2	785	寮室	8 世帯(2LDK)
教員单身寮棟	511	寮室	8 世帯(1R)
エネルギーセンター棟	709	機械室、監視盤室	
その他(車庫、渡り廊下等)	1,289		
計	27,165		

本部・研究棟、松下図書・情報センター棟、教室棟 1、教室棟 2 の 4 棟（総称して本館と呼ぶ）は、回廊を形成するように配置されており、学生、教職員は、一般教室、PC 教室、図書館、研究室、事務室などへ屋外に出ることなく往来することができる。

さらに、本館からは基本的に食堂、売店、体育館、学生寮までが長い渡り廊下で接続されており、キャンパス内に居住する学生は、天候とは無関係に履物を気にせず学内移動が可能である。これは、本学が豪雪地に立地することに対する設計上の特徴的配慮である。

一般教室は、教室によって構成や形式の異なる机、椅子を取り入れ、多様なニーズに対応させている。机、椅子の床固定式教室は 1 室（81 席）を有するのみで、これ以外のすべての教室の机、椅子は、授業形態によりいつでもレイアウトを自由に変更できるよう単体で移動可能な仕様となっている。AV、PC 関連機器は、モニター用液晶 TV、DVD/ビデオプレイヤー、PC、プロジェクター、スクリーンをすべての教室に備えている。

教室、研究室、事務室、会議室、学生寮寮室のほか共用部を含めほとんどの施設に LAN 環境が整備され、有効活用されている。

図書館は、平日は 8:30（休日は 12:00）から 24:00 まで開館しており、OPAC 端末（4 台）・AV 機器（2 セット）が導入され、無線 LAN はもとより、キャレルデスク（80 席）の半数には情報コンセントが設置されている。

PC 教室（2 室）と学寮の PC ラウンジ（2 室）には、計 100 台を超える PC があり（学期期間中は 24 時間開放）、E ビジネス経営学プログラム向けには別に専用の PC 教室（24:00 まで開放）がある。また、PC 教室・図書館・自習室・スナックラウンジには無線 LAN が、

学寮の各部屋には情報コンセントがある。学寮を除く情報コンセント及び無線 LAN には不正接続防止のためにユーザ認証システムが導入されており、インターネット・ゲートウェイではウィルス・サイバー攻撃・不正侵入への防御はもとより、プロトコルベースでの通信制御により品質確保と著作権侵害の防止を行っている。障害対策として、被害を最小限にするためにネットワークを論理的に細分化し、機器の状態監視システムを導入している。

(2) 9-1の自己評価

一般教室は、主に教務部門と施設部門により分担して管理され、有効活用がなされている。椅子については、開学当初に、体格の良い外国人でも快適に使うことができるようフレームに強度のある製品を採用、設置してあったが、結果的には、樹脂部分などの経年劣化が進行し部品交換も不可能なものが多くなってきたため、強度を最重要視するばかりではなく、部品の劣化進行バランスがとれていながら安全、低価格、軽量の製品や移動に合理的、実用的な製品に毎年計画的に更新している。黒板は、板面の劣化進行を機に小教室等の一部を除いてホワイトボードに更新したため、チョーク粉による様々な不都合はほぼ改善されている。

図書館には、学生4人に1席の割合でキャレルデスクが用意され、学生一人当たり300冊以上の所蔵を有しており、図書館の利用は高く、年間の来館者数は5万人以上、年間館外貸出数は約2万冊（コース関連資料の貸出を含む）である。昨今では、ネット経由での電子媒体の利用の多さが目立っている。

PC教室とPCラウンジには、合わせて学生3人に1台の割合でPCが用意されている。また、学生のPC所有率が9割を超えている状況下で、学内のネットワークは学生の要求に応えうる環境を整えており、インターネットもメインとサブの2系統を有し、速度・冗長性共に申し分ない。

図書・情報サービスについては、新入生向けにオリエンテーションを開いて、サービスの使い方を説明している。更に図書館では、毎年2回、ワークショップウィークを設けて、電子ジャーナルやデータベース等のEリソースに関する説明会を開催して、全体的な情報リテラシーの向上を図っている。また、リファレンスカウンターでは、個別に電子媒体を含む資料の使い方を説明すると共に、学習の支援を行っている。

PC教室のPCは、学期毎に開講されるコースに最適化するようイメージを更新している。PCのサポートは、平日は情報セクションの職員が行っているが、PC教室近くにヘルプデスクを設けて、夕方以降及び休日の特定の時間帯に、学生アルバイトによるサポートも行っている。

自習室は、24時間利用可能とすることにより学生ニーズに応えている。食堂、売店は、委託業者により運営されている。体育館は、7:00から24:00まで自由に利用でき、クラブ活動や健康管理の目的に使われているが、近年、運動機器のリニューアルを進めるとともに安全性、快適性の維持を目的にメンテナンスにも力を入れ始めた。学生寮は、昼間に置く管理人を365日体制としたほか夜間は警備員の巡回で対処している。なお、学生寮には今年度より新たに非常勤の寮長職を配置したところである。

全体の清掃業務は、委託業者により年間を通じ適切になされ、建物、設備の各種法定点検等も各委託先により的確に実施されている。

建物、設備の全体については、老朽化や要改善箇所に対し、極めて限られた予算の中ではあるが、優先順位をつけて適切、有効な改修を行っている。

(3) 9-1の改善・向上方策(将来計画)

今後も引き続き、旧来の教室の椅子について3~4年の間に段階的更新を行い、使い勝手、メンテナンス性ともに向上させる。

一部の教室を除き黒板をホワイトボードに更新したところだが、さらには電子白板などの試験的導入を検討し、大学院教育のニーズに見合う機能、価格の製品が選択できる条件が将来整えば本格導入する前提で可能性を探る。

図書館は、所蔵場所の確保が難しくなっているため、所蔵の見直しにより場所を確保すると共に、配置を最適化して更なる利用者の満足度向上に努めたい。また、電子ジャーナルやデータベース等のEリソースはまだ十分とは言えないため、更なる充実を図る。

情報セキュリティ対策として、巧妙且つ悪質化しているマルウェアに対応すべく、更なる対策を講じる。

図書・情報サービスについては、個々のサービスの利用統計を整理・分析して、サービスの見直し・最適化を図る。

9-2 施設設備の安全性が確保されていること。

《9-2の視点》

9-2-① 施設設備の安全性(耐震性、バリアフリー等)が確保されているか。

(1) 9-2の事実の説明(現状)

耐震性については、昭和56(1981)年の新耐震基準施行直前の着工建築物が半数を占めるが、これらはあらかじめ施行内容に準拠した設計によって建築されているので、特に耐震化工事は要さない。平成16(2004)年の中越地震(南魚沼市震度6弱)、平成19(2007)年の中越沖地震(南魚沼市震度5強)においても深刻な被害がなかったことから十分な耐震性と地盤を持つ建物であることが立証されたと言える。

バリアフリーの状況については、距離の長い渡り廊下をはじめいくつかの箇所の通路がスロープになっているほか、本部・研究棟に車椅子対応エレベータ1基、身障者用トイレ1室が設けられている。

アスベスト対策においては、分析調査により天井吹き付け材(バーミキュライト骨材仕様)の一部に混入が認められる箇所が明らかになったため、平成19(2007)年度と平成21(2009)年度の2度に渡り除去工事を実施した。

本学キャンパスは、田園地帯に立地し、農地と山林に隣接していることから塀やフェンスをまったく持たない。全寮制で24時間稼働のキャンパスにおいて、特に夜間の安全をより確かに保つため、平成16(2004)年度には教室棟-学生寮間渡り廊下、平成17(2005)年度には第1学生寮廊下の照明光量アップ工事が図られた。また、平成19(2007)年度には防犯カメラの設置台数がそれまでの5台から32台に増強された。なお、松下図書・情報

センターにおいては、図書館は 24:00 まで開館、PC 教室は 24 時間開放されていることから、別途セキュリティ対策が施されている。

キャンパスは豪雪地に立地するが、冬季間の構内道路、駐車場、屋根、屋上などの除雪や消雪は、消雪パイプ（井水による消雪）と委託業者による重機除雪を組み合わせた体制で、特別の寒波が来ない限りは機能的、合理的な処理がなされている。路面の凍結時には歩行者が転倒しないよう融雪剤を散布するとともに注意喚起を行うなどの防止策を講じている。

設備監視を含む施設の運用、管理は、平日の日中は専任職員が担当している。夜間（翌朝まで）及び休日の日中は、外部委託による設備管理員と警備員を常駐させ、異常発生時の対応及び巡回警備を行い、全キャンパスの安全対策としている。

（2）9－2の自己評価

地震等の災害への備えは、中越地震の経験を生かした方策を取りまとめることができるが、市街から離れたキャンパス内に多様な国籍の学生が居住する寮を抱える本学にとっては災害の発生場所、発生時期、発生日、発生時間などによりまったく対応が異なる。方策はあるとは言えそれらをすべて網羅した対応マニュアル等の整備が課題となっている。

バリアフリーに関しては、通路にいくつかのスロープ箇所はあってもその前後に段差があるなど障害者単独で容易に通行ができるような理想的な状態にまではなっておらず、またそれを容易に改善できる建物の構造ではない。

施設管理上、通路等共用部の照明は、安全性からなるべく明るい状態を保つという方針をとっているが、省エネの観点から少々不便でも消灯するという意識を持つ学生、教職員もおり、安全上、実用上点灯させた直後に消灯されたり、その一方で必要のない時間帯になっても適切に消灯されないなどの不都合な状況がある。

積雪期の安全対策は、建物屋上や屋根の雪庇落下による事故防止（頻繁に雪庇落しを実施するほか雪庇ができないよう改善、工夫）に十分努めている。加えて近年は、建物出入口における歩行の安全対策として、スリップ防止マットの設置箇所拡大やサインによる表示などで対策している。積雪を知らない留学生も多く在学、在寮するため、自動車運転を含め積雪期の注意事項をシーズン中に複数回周知して安全対策の強化を図っている。

（3）9－2の改善・向上方策（将来計画）

施設上の安全に関する防災対策の体系的整備作業を急ぐ。

通路のバリアフリー化拡大は、冬季の積雪や凍結を考えると困難を伴うが、建物の大規模改修が行われる際には可能な限り取り入れていく。

共用部の照明については、安全対策に加え利便性と省エネの観点から光・人感センサーによる自動点灯化工事を段階的に進める。

日本語を十分解さない留学生も多いので、ある程度英語で対応できる巡回員またはそれに代わる方法をもって、より夜間、休日における施設の安全確保が可能な方策を検討のうえ、実施する。

9-3 アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

《9-3の視点》

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

(1) 9-3の事実の説明(現状)

市街地から離れた場所に立地する中で全寮制教育の場として位置づけられたキャンパスは、前述のとおり図書館の24:00までの開放、PC教室、自習室の24時間開放など他におよそ例を見ない本学ならではの運用を行っているが、学生寮、食堂、売店などの運用もその例外ではない。

学生寮には、全室にユニットバス、トイレ、ベッド、学習机・椅子、電話、TV配線、LAN配線を備え、共用スペースも数多く備える。また、隣接地に駐車場と駐輪場も備えている。部屋割りは国籍、性別を問わずランダムに行っている。門限等の制約はないが、寮室使用上の注意、深夜に他の学生の迷惑となる騒音の発生を規制する指針としてのクワイエット・ポリシー(Quiet Policy)、そして共同キッチン、ラウンジ、廊下などの共用部使用上の注意や取り決めなどによって寮の秩序を保つことが寮生に義務付けられている。

食堂棟の1階における食堂(100席)は、基本的に年中無休で昼食、夕食を提供する。2階には軽食を含む各種自販機を備える24時間開放のスナックラウンジが設置され、大型TV、オーディオシステムのほか無線LAN環境が整っている。極めて自由かつ多目的に使用され、学生主催のパーティー、集会なども頻繁に開かれている。

食堂棟に隣接する売店は、学生規模に比して店舗面積79㎡とやや広めである。食堂委託業者と同一業者が準コンビニ的に運営する。キャンパスに最も近い商店でも約1.5km遠方にあるのでキャンパス内の売店は必要不可欠である。

路線バス等の交通機関ルートがないため、浦佐駅を基点としてキャンパスと市街間にマイクロバスを1日10便定期運行している。さらに、毎週土曜日には約30km先のショッピングセンターまで3便を運行し(最大で1日99人が利用し、新入学時期は特に需要が多いため日曜日も運行)、自家用車を持たない寮生のニーズに込んでいる。これらのマイクロバスはすべて無料で利用できる。なお、平成21(2009)年度には運行業務をそれまでの職員雇用による体制から完全外部委託に切り替えるとともに平日と同一の定期便運行を祝日にも実施する等のサービス拡張を図ったところである。

屋外施設は、22:00まで使用可能な夜間照明付きテニスコートやバーベキュー施設が整備されている。それにも増して学生が心を癒すことができる場所は、キャンパス内の広大な緑地の存在であろう。植栽樹木、芝地、それに自然発生的植物が多く繁茂する自然緑地が広がり、四季折々の景観とともに健康増進、維持の目的に十分活用されている。

図書館では、各キャレルデスクにはインバータ蛍光灯を導入して目の健康にも配慮しており、膝かけや書見台等も自由に使えるようになっていて、少しでも快適に学習できるよう心掛けています。また、PC教室には学生自らキーボード等を清掃できるようにOAクリーナーが常備されており、不快感の解消及び感染予防に役立っている。

(2) 9-3の自己評価

教室等のアメニティは、斬新さこそないがシンプルで清潔な環境に整備されている。AV機器は、平成 16(2004)年度まで全般的に老朽化、陳腐化した機器構成のままであったが、同年度大幅な更新がなされ、それ以降はメンテナンス性も向上し、体制も整ったことから適切な整備と維持が可能になった。

学生寮については、各国学生の習慣、文化の違いから共用部（共用キッチン、ラウンジなど）の使い方について管理上様々な問題を発生させているが、多様な国籍、文化の中で協調して生活することをもって、より国際感覚と問題解決能力を醸成することが寮生活の意義でもあるので決してマイナス評価には捉えていない。寮室、共用部のメンテナンスは日常的あるいは年度ごとに担当職員および委託業者により細部に渡り実施され快適な環境を維持している。

立地上キャンパス内での食堂、売店の運営はなくてはならないものであるが、利用者数が限られていることから、業者に運営委託費を支払って存続させている。食堂は、各国学生のニーズに応える多様な食事の提供が規模的に難しく、日本食ベースによるサービスのみとなっているのが現状である。学生寮の共用キッチンでの自炊を好む学生が多いこともその一因である。

スナックラウンジ等で夜間行われる学生のパーティーは放置すると度々騒音問題を引き起こすことになるが、警備員によりそれを未然に防ぐべく英文文書の提示によって警告を与える方法を取り入れている。

緑地については、開学当初に植栽した樹木や自然発生した樹木の成長が著しく、必要な都度計画的に間伐、整枝するなど整備に努めている。雑草地も芝布領域が自然に拡大し景観的にプラス要因が加速してきているため、メンテナンスもそれに応じ、実情にあわせた対策、整備を行っている。

(3) 9-3の改善・向上方策（将来計画）

教室等については、引き続き毎年度予算化のうえ計画的に更新、整備を続け、快適な環境を維持またはより良い環境に改善する。

食堂、売店のサービス改善は、利用者を増加させるとともに、委託費を増大させないためにも常に必要であるが、施設を含め運営内容を計画的に見直す。

本学所有のマイクロバスの運行は、法令上基本的に有償運行できないが、さらに今後のサービス拡大と省コスト化を視野に入れ、平日の現行定期便以外のサービスについては、あえて有償化あるいはそれに代わる方策の道を探る。

学生寮の共用キッチンの利用者が多いが、使い勝手や広さが十分でない等の不満の声もあるため、計画的に拡張工事、改良工事を行う。

[基準9の自己評価]

施設設備等は、限られた予算、要員の中で職員、委託業者によって全体として十分な運用が行われ、またより高いレベルのサービスを目指し日々改善努力がなされている。

経年劣化または用途変更により必要となる建物、設備の改修工事や更新については、大きな予算化を要するため、容易には十分な対応ができないが、必要最小限の対処は優先順

位付けにより進め、安全で快適な環境整備に努めている。

[基準9の改善・向上方策（将来計画）]

安全対策については、項目ごとに引き続き対象箇所や現状の把握に努め、より確実に危険防止策を講じるとともに体系的な防災対策資料を整備する。

経年劣化に起因する改修、更新は、単なる修理や部品交換と捉えることなく、改善、改良の好機として、省エネを含めて、より合理的、機能的に施設設備等を有効に活用できる仕様あるいは低コスト仕様に改めることを念頭に置いて、中・長期計画に反映させて行う。

特に共用部の照明設備は、人感センサー等による自動点灯/消灯化を進める一方で LED 照明の採用等の施策も推し進める。

教育研究環境全般の改善等に関しては、大学全体の将来計画の実実施動向に大きく左右されるため、それとの関連においても絶えず計画の見直し、調整を図りながら進める。

基準 10. 社会連携 (教育研究上の資源、企業、地域社会等)

10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

(1) 10-1 の事実の説明 (現状)

本学は、経済界や地域社会の強い支援を背景に設立された私立大学であり、開学時より社会に開かれた大学を目指している。

地域社会との協力関係については、10-3 において詳述するが、広大で豊かな自然環境に恵まれた大学施設の地域への開放や、世界 40 ヶ国から集う留学生等が中心となっていく地域交流事業等を幅広く行っている。

施設開放の例としては、本学に付置されている学生寮内の一室を、地域ボランティア組織等に対し覚書に基づき開放し、本学留学生との交流だけでなく、地域に住む外国人とその家族、日本人住民が助け合い学び合う交流の場所として活用している。

また、図書館の地域開放として、学外者にはメンバー登録を行って頂くことにより所蔵の貸出も行っている。

公開講座、リフレッシュ教育に類する取組に関しては、以下代表的なものを紹介する。

<国際大学オープン・セミナー>

国際大学研究所が主催し、日本をとりまく国際関係・国際政治経済に関する話題性の高いイシューを中心にテーマに選び、様々な分野の学内外の専門家が講演を行うもので、年 3 回程度開催し、毎回 100 人前後の参加を得て、地域において直接的な知的体験を得ることができる催しとして、地域の人々からの強い支持を受けている。

表 10-1-1 平成 19(2007)～21(2009)年度オープン・セミナー開催実績 (役職は開催時)

開催日	テーマ	講演者 (開催時の役職のみ表示)
2007 年 10 月 5 日	気候変動問題への日本の取組み	外務省 地球規模課題 審議官
2008 年 3 月 7 日	北京オリンピック直前の中国	慶応義塾大学教授
2008 年 7 月 18 日	石油高騰と日本経済	双日総合研究所主任エコノミスト
2008 年 10 月 24 日	アメリカ大統領選挙のゆくえ	国際大学研究所教授
2009 年 9 月 4 日	東アジアの国際関係史： アヘン戦争から太平洋戦争まで	国際大学研究所教授
2009 年 9 月 11 日	東アジアの国際関係史：戦後	国際大学研究所教授
2009 年 11 月 19 日	日本政治のゆくえ	自由民主党国際局長
2010 年 3 月 12 日	日米関係の現状	外務省北米局北米第一課長

<新潟県中学・高校英語教諭資質向上ワークショップ>

平成元(1989)年に学習指導要領の大幅変更があり、英語科目はコミュニケーション能力の開発に焦点が移ったが、教育現場の多くの英語教諭は戸惑っていた。このため、国際大学の英語担当教員が持つ専門性と経験を地域に役立て、英語教諭の教育能力開発の一助となることを目的に平成 7(1995)年に第 1 回ワークショップを開催した。以後、小規模では

あるが毎年開催してきたことで、本学は、県内の中学・高校の英語教諭が気軽に集まり、日々の授業で役立つ情報を得られる場所としてだけでなく、最新の言語習得理論等についても学べる場所として認識されるようになってきている。

<新潟県職員専門研修>

新潟県が県職員に対して行う研修事業の一環として新潟県から委託され、平成 14(2002)年より継続的に実施している。「専門研修公共経営管理課程コース」という名称で、新潟県の管理者としての活躍・登用が期待される主任・係長クラス(30~40代前半)の県職員を対象に、民間企業のマネジメント手法や経営戦略についての事例研究と合わせて、組織管理・人材育成等に関する高度で実践的な知識を習得し、管理者としての経営管理能力と経営の戦略的な視点を養うことを目的としている。

<インドネシア高等人材開発プログラム>

インドネシア政府が、日本政府からの有償資金援助により取り組む高等人材開発事業の一環として行っている短期研修を受託し、インドネシアにおいて教育や人材育成に携わる方を対象とした再教育のプログラムで、トレーナーとしての能力の構築・改善を目的とする。平成 21(2009)年度には、第 1 週をインドネシアのバンドン工科大で行い、2 週目と 3 週目を本学で行った。本学でのプログラムは、特に地方経済、地方自治の実態に触れることに主眼が置かれ、国際関係学研究科の教員及び外部講師による講義に加え、新潟県庁や南魚沼市、県内の地場産業等、多くのフィールドトリップを盛り込み実施した。

(2) 10-1 の自己評価

これらの社会連携活動は、主として 1) 地域社会一般の教養の増進を図るもの 2) 地域の異文化・国際交流にかかわるもの 3) 企業・自治体等の国際化要員・幹部候補生等の育成に係わるもの 4) 国際開発協力を資する人材育成に関するもの 5) 語学教育にかかわるものに大別される。

本学は英語で授業を行う大学院大学であることから、地域社会から敷居の高さを指摘されることもあるが、1) 2) の活動などは、地域に根付いた大学として親しみを持ってもらうことに貢献している。途上国の人材育成事業など国際開発協力についても、例えば生産管理や地域の産業振興等学ぶための地域の工場見学等、地域社会・企業・行政など多方面からの協力が必要であり、このような活動を行うためにも、地域社会からの理解を深めてもらい働きかけや、地域への貢献は重要である。

本学の専門領域とする国際関係学・経営学分野における教育・研究活動成果を地域社会に対する還元という点については、これまでも多くの試行錯誤を繰り返してきたが、現在に至るまで定着している活動は多くない。教育研究上の主たる活動が英語で行われ、日本語での活動には大きな制約があることなど、地域における産学連携などについては現状では困難な面が大きく、今後の課題となっている。

(3) 10-1 の改善・向上方策(将来計画)

概ね現在の活動を継続することを基本とする。
地域への教育研究成果の還元については困難や制約も多いが、これまでの実績等(地域の

企業や地域の課題に関する受託研究、共同研究、地域企業との共同カリキュラム等の成果)のレビューなどを通じ、今後どのような活動が可能であるか検討していく。語学教育の分野においては、地域や社会への還元の可能性を秘めている(例えば小学校への英語教育導入に対する本学の英語・日本語教員の協力など)ため、具体案を作成していく。リフレッシュ教育や国際協力・開発に資する途上国の人材育成についても、合宿型の研修事業に適した資源・施設を活用し、幅広く展開していく。

10-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

(1) 10-2の事実の説明(現状)

本学は、教育界・地域社会だけでなく経済界からの強い支援により設立され、開学以来、支援企業からは物心両面において多大な協力を得ている。学生構成においても、開学当初は、日本企業からの派遣による学生が大半を占めていた。しかし、1990年代の日本経済の停滞や、学生を派遣する代表的な業界であった金融・保険業の再編、更には平成20(2008)年からの不況と雇用情勢の悪化などにより、企業派遣生は減少を続けている。また、企業派遣学生の減少と同様の理由で、寄附金についても、使途を限定しない一般寄附は集まりにくい状況が続いている。このような中、可能な限り支援企業との関係を深め、多様化させるための取組のひとつとして、大学が取り組む教育研究課題を可視化し、教員・学生が、企業や自治体、政府組織など様々な組織・機関が直面する問題や課題に対する解決を探る教育研究プログラムとして、プラットフォーム・プログラムをとりいれた。このプログラムを通じ、環境経営への取組、M&Aなどの経営戦略、地域企業のリスクマネジメント、経営リーダーとそのリーダーシップ分析、モバイルビジネス戦略など、現代の企業・社会が直面する課題への現実的な取組が教育研究上効果的に生かされるようになった。学生派遣や、就職・インターンシップの受け入れ、奨学支援・寄附、企業等の職員に対する教育研修の受託、受託研究、寄附講座、教育課題における協力など、様々な接点や機会を探る活動を継続的に行っている。奨学支援のために寄附金を出捐する企業に加え、CSR活動の一環として行う奨学事業に本学を指定校に含む企業(または奨学財団)も獲得している。

また、国際開発教育分野における教育連携として、財団法人国際開発高等教育機構(FASID)による講師派遣支援及び講座運営上の財政支援を受け、冠講座(FASID講座)として平成8(1996)年度より「プロジェクト発掘評価論」などの大学院授業科目を継続開講している。

附置研究所の国際大学グローバル・コミュニケーション・センター(GLOCOM)においては、企業、官公庁、各種団体、他研究機関等との連携により、セミナー、シンポジウム、各種調査、受託研究等を行っており、企業との関係も密である。

他大学との連携については、英語による教育の充実や、国際的に開かれた大学づくりのため、開学当初から積極的に海外の大学との提携・交流を進めてきた。現在では、52校にのぼる海外大学と、学生交流(交換留学)を中心とした提携協定を締結しており、小規模大学ではあるが、非常に活発な提携状況と言える。現在学生の交換が停止されている提携校もあ

るが、90%を超える協定校との間で学生の交換の実績がある。また、派遣または受入のいずれかの交流でなく、殆どの協定校との間で双方向の交流が成立している。開学から現在まで（平成22(2010)年5月1日）の交換留学参加者（派遣学生）数は延べ700人強に上り、学生に占める交換留学参加者の割合は約25%、国際経営学研究科においては、約45%である。また、これまでに本学が受け入れた交換留学生数は545人に上る。欧米の大学からの交換留学生が全体の80%を超え、アジア諸国からの留学生を中心とする本学の学生構成において、多様性や異文化の視点を強化し、より充実した教育研究環境を学生に提供している。学生の交換の実施は、英語による教育、秋季入学、宿舎（学生寮）の完備、3学期制の採用による学期単位での交流、単位互換システムの標準化など、海外大学との交流に相応しい施策、制度、施設等により、適切に運用されている。

また、平成18(2006)年からは、インドネシアの有力2大学（インドネシア大学、ガジャマダ大学）と国際関係学研究科との間でリンケージ・プログラムに関する協定を締結した。1年目にインドネシアの大学で学んだ学生を、本学の修士課程2年次に転入学生として受け入れるものである。これら2大学の経済・開発経済学のプログラムと、本学国際関係学研究科の国際開発学プログラムは、1年次教育課程の共通性・互換性が高く、スムーズなプログラム運営が行われている。平成19(2007)年には国際経営学研究科においてもガジャマダ大学との間でのリンケージ・プログラムの協定が締結され、平成21(2009)年秋には最初の学生を受け入れている。

これら海外の大学との関係構築にとっての利点となっている本学の特色は、国内の大学との連携についてはこれまでのところ必ずしもあてはまっていない。新潟県内の大学との提携においても、主として県内の高校生を対象として入学者を募集し、県内の人材育成、県内への人材供給を主目的とする他大学との連携構想に本学の合致する部分は多くなく、国内や県内の大学との連携はあまりみられなかった。しかし、留学生受け入れや英語による教育を行う大学も近年急速に増え、環境は急変してきており、また、留学生30万人計画との関連の上でも、単独大学ではなくコンソーシアムのような取組も必要と考えられてきている。そのような中、本学国際関係学研究科と新潟大学現代社会文化研究科との間で、平成21(2009)年6月に大学院修士課程（博士前期課程）の授業科目について単位互換協定を締結した。国内大学との間で本学が締結した初めての単位互換協定であり、今後の交流と成果が期待されている。

（2）10－2の自己評価

海外大学との提携・学生の交換については、開学以来非常に活発に行われており、本学の教育研究活動の国際性やそれらの活動を支える制度や支援体制の有効を実証するものと評価できる。

国内あるいは県内大学との連携については、最初の単位互換協定を提携したばかりであり、評価は今後の実績を見た上でのこととなる。

企業との連携による教育研究活動は、現在でも行われているが、国際社会において実践活用できる人材育成という理念を強化するためにも、経営現場の課題を採り入れていくための取組などを更に拡大していく努力が必要である。

(3) 10-2の改善・向上方策（将来計画）

海外大学との連携については、現在でも提携交渉中あるいは協議申し入れのある大学もあるが、既に多数の提携校を有していることから、数を増やすよりも、学生の交換にとどまらない教育研究上の広がりを持つ関係強化に資する検討を行っていく。国内・県内大学との連携や関係構築については、最初の単位互換協定校との運用を注視しつつ、更なる拡大を計る。また、留学生受け入れや国際教育に資するコンソーシアム等の検討に参画していく。

企業との関係については、日本企業の将来にとって最も重要なアジア市場の統合と拡大が大きな流れとなる中、今日の経営環境に相応しい人材を養成・供給する教育機関として、学生派遣・インターンシップの受け入れ・修了生の採用など、総合的な関係を構築すべく、重点企業に対するアプローチを継続的に行う。また、企業職員に対する短期研修などの受託は、参加者との討議などを通じ企業経営上の諸課題を蓄積し、大学院の教育課程にも活かせる教授法の開発・FDにも繋がる有用な機会でもあり、積極的に受託していく。

10-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

(1) 10-3の事実の説明（現状）

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

本学は、経済界や地域社会の強い支援を背景に設立された私立大学であることから、創設以来、地域社会との協力関係を築くこと、地域社会への貢献を行うことを重要な使命の一つと考え、さまざまな取り組みを行ってきた。

現在に至るまで、外国人留学生による地域交流をはじめ、南魚沼市内・外の小中学校からの依頼による国際交流を目的とした総合学習授業等への外国人留学生派遣あるいはキャンパス内での交流活動等を行ってきた。平成18(2006)年8月からは南魚沼市と「大学と共働の新しいまちづくり協議会」を発足させ、上記以外にも「多文化ふれあいフォーラム」等いくつかの共催事業を実施している。

また、創立25周年を迎えた平成19(2007)年には、南魚沼市と人的交流及び知的・物的資源のより活発な相互活用を推進するため、幅広い分野における連携・協力に関する包括協定を結び各種事業を行うこととした。具体的には、①本学の“知”を活用した、産官学連携による「新たなまちづくり」、②多文化共生コミュニティ環境を創生する「ふれあいづくり」、③南魚沼市の次世代を担う、国際社会に通用する「ひとづくり」、に関して連携・協力するものである。この協定により本学は、地元を根ざした大学として今まで以上に地域社会に対して広く門戸を開き、また協力する姿勢を打ち出した。主な事業内容は以下の通りである。

(1) “International Festival”の開催

外国人留学生が母国の伝統料理や民族舞踊を紹介する学園祭“IUJ Open Day”の規模・内容を拡大して、南魚沼市からの人的・物的支援を得、また南魚沼市内の地元小売店のブース出店や団体のパフォーマンス発表も行い、まさに行政、地域住民、そして大学が協力して行う「国際的祭典」を開催している。

(2) “IUJ で世界一周”の開催

平成 20(2008)年度まで行っていた、ASEAN 各国と日本の伝統舞踊、料理を紹介する行事 “ASEAN Japan Night”をリニューアルし、平成 21(2009)年度には “IUJ で世界一周”を開催した。これは、外国人留学生との交流がより活発になるように、外国人留学生と「一緒に」各国のゲームや工作をしたり、「一緒に」伝統舞踊を踊ったり、また民族衣装を試着したりという「体験型」「参加型」のものである。上記 “International Festival”とは異なる交流活動として、参加者からは非常に好評を得ている。

(3) 「多文化ふれあいフォーラム」公開セミナーの開催

南魚沼市との包括協定をふまえ、「新たなまちづくり」「ふれあいづくり」「ひとづくり」を目指し、地域住民への公開セミナーを開催している。これは南魚沼市と講演内容・講師等について協議し、現在までに以下の公開セミナーを開催している。

表 10-3-1 平成 19(2007)～21(2009)年度公開セミナー開催実績（役職は開催時）

開催日	テーマ	講演者（開催時役職のみ表示）
2007年5月26日	心の金メダル	料理研究家
2008年7月29日	オリンピックの素晴らしさ ～スポーツを通じた真の国際交流～	スポーツ・コメンテーター
2008年11月8日	21世紀の食・農・緑を考える	新潟大学大学院 教授
2009年7月16日	呼びさまそう 日本人の心	評論家

(4) 外国人留学生と地域小中学生との交流事業の開催

南魚沼市は平成 20(2008)年度から文部科学省の認可を受けて教育課程特例校「国際科」の授業を市内 5 小学校で実施しており、平成 21(2009)年度からはこれを拡充して、国際理解教育及び英語教育の充実を図っている。この取り組みに対し、国際大学は連携・協力の上、市内全小学校 20 校で実施している「国際科」授業への外国人留学生の派遣を行っている。この活動に対しては、「4-3-③（学生の課外活動）」で記述している、ボランティアグループ “CAT (Community Action Team)”が協力している。

また夏休みには、南魚沼市が開催している、小学校高学年対象の「インターナショナル・ビレッジ」、中学生対象の「イングリッシュ・ビレッジ」の活動に本学のキャンパスも活用し、外国人留学生と地元小中学生との交流を行っている。

(5) 地域行事等への参加

本学の外国人留学生は、南魚沼市が主催する「市民まつり」「雪祭り」などで自国の民族舞踊等を披露し、各国の伝統・文化を伝えている。また、日本三大奇祭のひとつとも言われている「浦佐毘沙門堂裸押合大祭」には日本人学生も含め本学学生が多数参加し、日本の伝統文化にもふれ、地域住民との交流を図っている。

この他にも、本学の外国人留学生と行政、地元諸機関との間で発生する各種手続・書類等の英語翻訳をその都度、提供している。

(2) 10-3 の自己評価

現在、包括協定を結んだ南魚沼市との観点では、外国人留学生の地域交流活動は非常に活発に行われており、その点では地域社会への協力体制は十分に機能している。

しかし、また同時に南魚沼市からの連携・協力体制への要求は、お互いに価値のある方法で対処され、南魚沼市、本学ともにバランスのとれたものであることが望まれる。特に、英語力と国際性を持った外国人留学生の派遣を希望する地域小中学校からの派遣依頼数が非常に多く、時にはその依頼を断らざるを得ない現状がある。本学が学生に対して優先すべきことは彼らへの教育であることを考慮に入れ、基本的には南魚沼市からの依頼を優先させ、他市からの依頼を断る場合が少なくない。この点から、外国人留学生との地域交流事業は若干広がりすぎた感があり、大学としても支援できる範囲には限界が生じている。しかし、本学は、子供たちを含め地域住民や地域社会に対してさまざまな活動に貢献している。

(3) 10-3の改善・向上方策（将来計画）

本学キャンパス内で行う“International Festival”と平成20(2008)年度まで行っていた“ASEAN Japan Night”は、基本的な内容がほぼ同じものであったため、平成21(2009)年度に“ASEAN Japan Night”を取りやめ“IUJで世界一周”を開催した。今後はこの事業内容をよりよいものになるよう検討し、継続していく予定である。

外国人留学生と地域小中学生との交流事業の開催については、外国人留学生のメンバー登録を増加させるために学内におけるCATの認知度を高め、本学がコーディネーターとしても充実した活動を行えるように組織的に支援する。特に、学生の本来の目的である「勉学」に大きな負担をかけることなく、しかしながら地域社会に対し貢献できる交流活動を行うことができるよう、そのバランスを考えてさらに連携・協力体制を進めていく。

最終的には、どの活動においても、よりよい時間の使い方と方法を確保するため南魚沼市と調整し、活動内容を確認・評価した上で、連携・協力活動を具体的に、また計画的に構築する。

〔基準10の自己評価〕

本学は、英語による教育を行い、多くの外国人留学生が在籍する多様で国際的な教育環境を持つ大学院大学である。このような本学の特色は、社会連携をはかる上で、広い可能性を有するとともに、制約、限界や問題点もある。地方に所在しつつ、その地方の人材育成・人材供給を大学の主目的としていないことも大きな制約の一つであり、そのため、地域に対する教育研究成果の還元という要素ではまだまだ不足している。しかし、国際科教育への協力や異文化交流を主眼とし、南魚沼市との包括協定締結に結実させたことは、これまでの大学の歩みの中で大きな成果のひとつである。

物的・人的資源の社会への提供についても、幅広い領域で一定の成果があがっているものと評価する。

教育研究上の社会連携については、国際的な連携において大きな成果をみせているが、国内的にはこれからであり、今後の発展を図りたい。また、特に、日本企業との連携は、建学の理念からも、グローバル・リーダー、ビジネス・リーダーを育成する本学の教育目

的からも、更に強化が必要である。

〔基準 10 の改善・向上方策（将来計画）〕

地域との協力関係については、南魚沼市との協定に基づく協力関係を維持しつつ、教育研究上での連携可能性を探っていく。また、日本企業との関係強化を重視し、今日の経営環境に相応しい人材を養成・供給する教育機関として、総合的な関係を構築すべく、重点企業に対するアプローチを継続的に行う。

基準 11. 社会的責務（組織倫理、危機管理、広報活動等）

11-1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

（1）11-1 の事実の説明（現状）

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学は、産業界、教育界、地域の強い要請と支援により設立された経緯から、高い公共性、公益性、倫理性により適切に大学運営を行う社会的責務を有している。本学ではこのような責務を果たすために必要な学内諸規程を整備し、組織倫理の確立に努めている。

教職員の服務規律に関しては、就業規則の「第4章 服務規律」において服務の基本原則を示し、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、個人情報管理義務等について特に規定を設け、教職員の行動基準を明確に示している。

また、平成 18(2006)年 5 月には「学校法人国際大学倫理委員会規程」が制定され、教職員、学生等の人格、人権を尊重し、あらゆる人権侵害（セクシャルハラスメント等）を防止するための「倫理委員会ガイドライン」を制定している。

個人情報保護に関しては、平成 15（2003）年 4 月にネットワークコンピューター上で扱われる情報の管理方針及び体制を定める「学校法人国際大学情報セキュリティ管理規程」及び関連規程を制定している。

コンプライアンスに関しては、平成 22 年（2010）年 4 月に「学校法人国際大学内部監査規程」、「学校法人国際大学公益通報等に関する規程」を制定し、組織倫理のさらなる確立、向上を図っている。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

国際大学倫理委員会（PEC）では、普遍的で必要最低限な倫理規範として、あらゆるハラスメントを禁じた「倫理委員会ガイドライン」を制定し、ハラスメント防止のための相談体制を整備して啓発活動に努めている。PEC の委員は、多国籍からなる教職員及び学生から構成され、本学の建学の精神、基本理念に基づき、異文化理解の促進、グローバル・プロフェッショナルリズムの確立に取り組んでいる。個人情報保護に関しては、情報セキュリティ委員会により「情報セキュリティ方針」、「情報セキュリティ対策標準」、「プライバシーに関する標準」等に基づき適切に運営されている。また、法令違反行為の早期発見と是正に関しては、内部監査室がコンプライアンス窓口となり組織倫理の確立に取り組んでいる。

（2）11-1 の自己評価

11-1 の事実の説明（現状）のとおり、本学では社会的機関として必要な諸規程が整備されており、これを運営する各委員会及びサポートする事務体制が整備されていることから、組織倫理は確立され、適切に運営されているものと考えられる。

（3）11-1 の改善・向上方策（将来計画）

組織倫理の確立には、引き続き諸規程等を整備して、それらを遵守して教育研究活動、

大学運営を行うよう教職員に求めることとする。本学に対する企業、奨学金団体、政府援助機関、外国政府、国際機関等からの支援、協力は、本学の存立基盤であるので、今後も社会的機関としての組織倫理の維持に一層努め、社会的責務を果たし、これらパートナーとの信頼関係を維持していくこととする。

11-2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 11-2の事実の説明（現状）

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

本学では、自然災害はじめ諸般の事象に伴う危機に迅速に対応するため、理事長及び学長を中心とする危機管理体制を整備し、緊急事態に対応できる体制をとっている。特に、夜間、休日については、役職教職員の緊急連絡先リストを作成し、交通事故、急病など緊急事態に対応できる体制をとっている。事故や災害等による負傷については、大学が適切な傷害保険等に学生、教職員全員を大学負担により加入させており、事故や災害による負傷等に対しての医療費等の補償を行っている。具体的には学生全員が入学時に（財）日本国際教育支援協会運営の「学生教育研究災害傷害保険」に加入しており、学内やフィールドトリップ時のけが等の事故に備えている。また教職員については、本学独自の災害補償制度を運用しており、全員が民間の傷害保険に加入することで偶発的な事故等に備えている。

(2) 11-2の自己評価

当地は平成 16(2004)年 10 月に中越地震、平成 19(2007)年 7 月に中越沖地震の 2 度の災害に見舞われたが、重大な被害はなく、大学運営上も大きな支障を生じることなく通常に復帰することができた。その後自然災害のみならず様々な危機に対応するために平成 22 (2010) 年 4 月には危機管理規程を制定している。危機管理規程については、ホームページ (Web 規程集) に掲載してはいるものの、教職員への周知は十分とはいえず、危機に際して各自が具体的な行動をとれるよう、様々な訓練、シュミレーションなどを通じて、学内に周知を図っていくことが必要である。

(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）

地震・火災等の災害に対しては、平成 22 (2010) 年 1 月にキャンパスで避難訓練を実施し、避難場所、避難方法、備品等の検証を行った。このような訓練を継続的に実施して検証を重ねることとする。キャンパスの安全確保については、夜間、休日には警備員が常駐しているが、広大なキャンパスは防犯の観点からより安全性を高める工夫が必要であるので、安全対策では地元警察との連携強化に一層努めることとする。平成 22 (2010) 年 4 月に危機管理規程を制定しているが、自然災害、個人情報情報の漏洩、違法薬物の乱用等の不祥事や事件、事故等に際し、対処可能な学内危機管理体制を引続き点検整備することとする。学生に関わる問題については、入学時のオリエンテーション等において地元警察等の協力を得ながら防止、啓発活動を強化する。

11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されて

いること。

(1) 11-3 の事実の説明 (現状)

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

本学教員の研究成果は、所属する研究科が発行するワーキングペーパーにおいて学内外に公表する体制をとっている。

国際関係学研究科においては、Economic Development and Policy Series と Economic Analysis and Policy Series の2シリーズが当該研究科のホームページ上で公開されている。他方、国際経営学研究科では、GSIM Working Paper Series が同様に公開されている。本学の研究活動及び研究テーマはグローバルな広がりをもつことから、公表は国内に止まらず海外も対象としている。また研究成果を迅速に公表するため、本学ではホームページによる広報に中心を置いて活動している。

(2) 11-3 の自己評価

本学の教育研究活動の成果は、ワーキングペーパーを中心とする広報活動により適切に公表されている。しかしながら、それらを掲載する大学ホームページについては、デザインも含め見直しの必要性が高まっており、今後ホームページの適時更新体制の整備が急務である。

(3) 11-3 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 21(2009)年度には大学ホームページのコンテンツ及びデザインを全面的に改訂すべく学内プロジェクトを発足しており、平成 22(2010)年度には新ホームページの運用を開始する。広報活動については、社会的信頼性を維持するため、提供する情報の内容(コンテンツ)の責任部署の明確化とともに、全学的なチェック体制を整備する。

〔基準 11 の自己評価〕

社会的機関として必要な組織倫理については、就業規則や学内諸規程により整備されており、組織倫理が確立され、担当委員会及び事務局により適切な運営がなされているものとする。大学の教育研究成果の広報体制については、小規模組織であるため組織的な体制整備という点では、まだ十分とはいえないが、各研究科の教員および教務事務室を中心にワーキングペーパーによる教育研究活動成果の公表が行われている。

〔基準 11 の改善・向上方策 (将来計画)〕

組織倫理の確立については、諸規程等を整備して、それらを共有、遵守して教育研究活動、大学運営を行うよう教職員に対して機会あるごとに求めることとする。

コンプライアンスに関しては、平成 22(2010)年 4 月、公正かつ適正に業務執行にあたるため理事長直轄の事務部署(内部監査室)が置かれている。内部監査の本格化に伴い学内により緊張感をもたらす雰囲気期待される。

危機管理については、地震などの自然災害のみならず、個人情報漏洩、違法薬物の乱

国際大学

用等の不祥事や事件、事故等の危機にも対処可能な学内危機管理体制を引続き整備することとする。

公正かつ適切な広報活動に関しては、既に取り組みが行われているものについて、チェック体制の充実を図るとともに、研究科に加え、国際大学研究所、国際大学グローバル・コミュニケーション・センター(GLOCOM)のホームページを通じ、教育研究活動の成果をより広く国際社会に積極的に発信していくことを目標とする。